

### 第3章 地域の概況及び地域特性



### 第3章 地域の概況及び地域特性

#### 3.1 調査対象地域等の設定

対象事業実施区域及びその周辺における自然的社会的状況に関する情報を収集し、当該地域の地域特性の把握に努めました。

自然的社会的状況に関する情報の収集は、図 3.1-1 に示すとおり、本事業の影響を網羅できる範囲として、対象事業実施区域を中心とした約 4 km 四方を含む区域（以下、「調査区域」といいます。）を対象として行うことを基本としました。統計データの情報収集に関しては、神奈川県横浜市瀬谷区、神奈川県横浜市旭区、神奈川県横浜市緑区、神奈川県大和市、東京都町田市の 2 市 3 区（以下、「調査対象地域」といいます。）を対象としました。

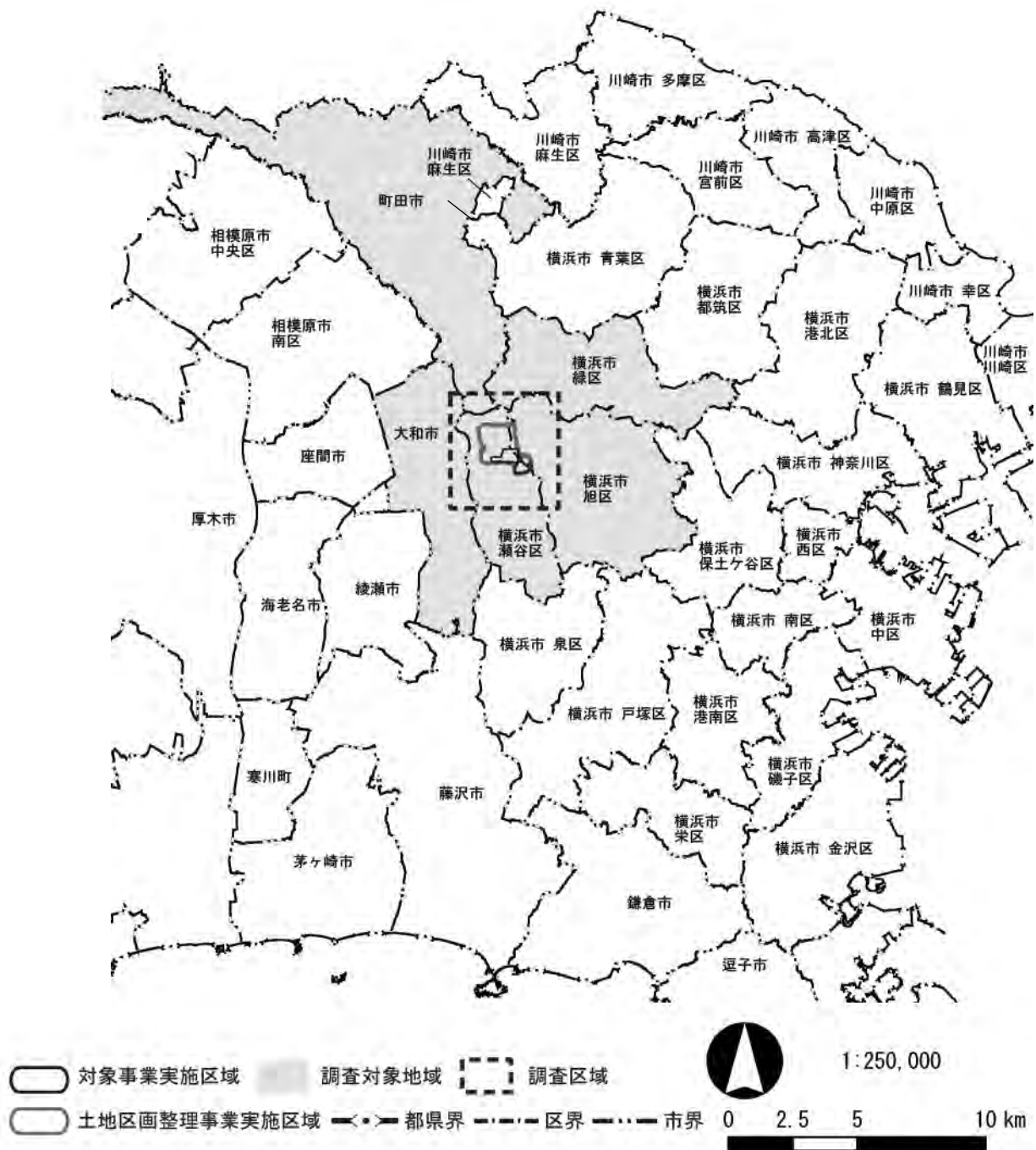


図 3.1-1 調査対象地域等の位置

## 3.2 自然的状況

### 3.2.1 大気環境の状況

#### (1) 気象の状況

横浜地方気象台（横浜市中区山手町 99 番地）の位置は図 3.2-1(1)に、令和 3 年の気象状況は、表 3.2-1 に示すとおりです。

令和 3 年の平均気温は 17.0℃、平均湿度 68%、平均風速 3.5m/s、最多風向は北、降水総量 2,056.5mm となっています。

表 3.2-1 気象の状況（令和 3 年）

項目	全年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平均気温 (℃)	17.0	6.2	9.1	13.2	15.2	19.6	22.7	26.0	27.5	22.6	18.7	14.3	8.8
最高気温 (℃)	35.1	18.1	21.9	23.1	26.1	28.3	30.4	34.2	35.1	32.0	29.2	21.9	20.4
最低気温 (℃)	-0.8	-0.8	0.5	4.3	7.4	11.8	16.5	20.0	19.0	17.3	9.3	5.2	-0.7
平均湿度 (%)	68	56	48	62	60	73	76) <sup>注1</sup>	82	79	80	74	63	57
平均雲量	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平均風速 (m/s)	3.5	3.3	4.0	3.9	3.7	3.9	2.9	2.7	3.7	3.2	3.6	3.3	3.6
最多風向	北) <sup>注1</sup>	北	北	北	北	南西	南南東	南	南南西	北	北	北) <sup>注1</sup>	北
日照時間 (h)	2,215.8	185.3	227.4	191.1	218.5	162.6	148.5	189.5	191.7	115.2	171.0	208.7	206.3
日照率 (%)	50	60	75	52	56	38	34	43	46	31	49	68	68
降水総量 (mm)	2,056.5	46.5	97.5	219.0	155.5	113.5	113.5	368.0	274.0	197.5	209.5	127.5	134.5

注 1：統計を行う対象資料が許容範囲で欠けていますが、上位の統計を用いる際は一部の例外を除いて正常値（資料が欠けていない）と同等に扱います（準正常値）。

必要な資料数は、要素または現象、統計方法により若干異なりますが、全体数の 80% を基準とします。

資料：「横浜地方気象台」（気象庁ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧）



## (2) 大気質の状況

一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局の位置は図 3.2-1(2)に、環境基準の適合条件は表 3.2-2 に、各測定局の 5 年分（瀬谷区南瀬谷小学校測定局及び旭区都岡小学校測定局：平成 29 年度～令和 3 年度、大和市役所測定局及び大和市深見台交差点測定局：平成 28 年度～令和 2 年度）の測定結果は、表 3.2-3 に示すとおりです。

対象事業実施区域に最も近い一般環境大気測定局は、対象事業実施区域の西側約 1.9km に位置する大和市役所測定局であり、次いで対象事業実施区域の南側約 3.0km に位置する瀬谷区南瀬谷小学校測定局です。対象事業実施区域に最も近い自動車排出ガス測定局は、対象事業実施区域の南西側約 1.9km に位置する大和市深見台交差点測定局であり、次いで対象事業実施区域の東側約 2.2km に位置する旭区都岡小学校測定局です。

二酸化硫黄は一般環境大気測定局でのみ測定されており、全ての年度で環境基準に適合していました。

浮遊粒子状物質は 4 測定局で測定されており、全ての年度で環境基準に適合していました。

一酸化炭素は、自動車排出ガス測定局で測定されており、全ての年度で環境基準に適合していました。

二酸化窒素は 4 測定局で測定されており、全ての年度で環境基準に適合していました。

微小粒子状物質は、旭区都岡小学校測定局を除く 3 測定局で測定されており、全ての年度で環境基準に適合していました。

光化学オキシダントは一般環境大気測定局でのみ測定されており、全ての年度で環境基準に不適合でした。なお、「令和 3 年度 大気汚染・水質汚濁、交通騒音・地盤沈下の状況」（横浜市ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧）によると、平成 2 年度から 32 年連続で全局不適合が続いていますが、これは全国的にも同様の傾向です。

ダイオキシン類は、瀬谷区南瀬谷小学校測定局でのみ測定されており、全ての年度で環境基準に適合していました。

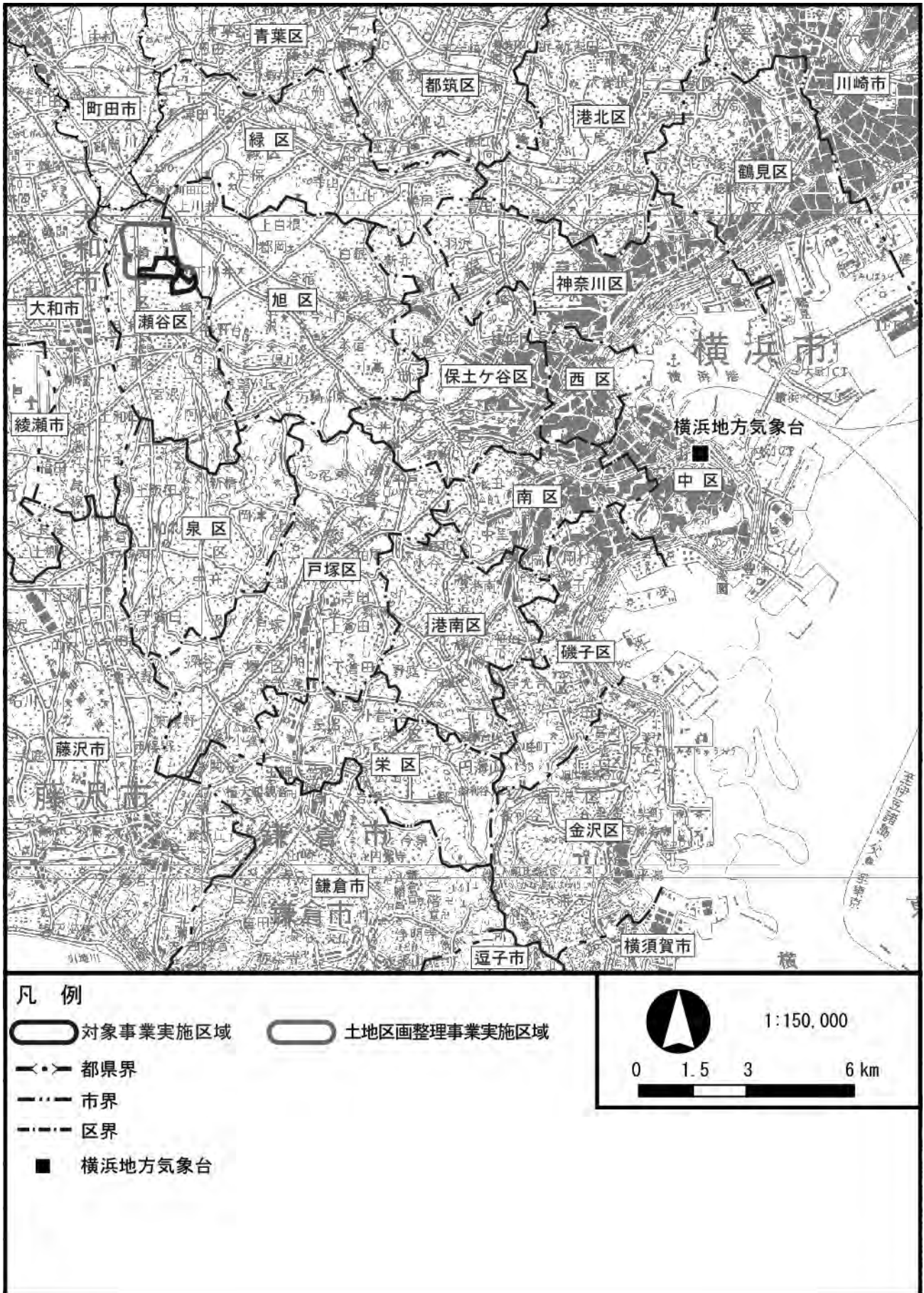
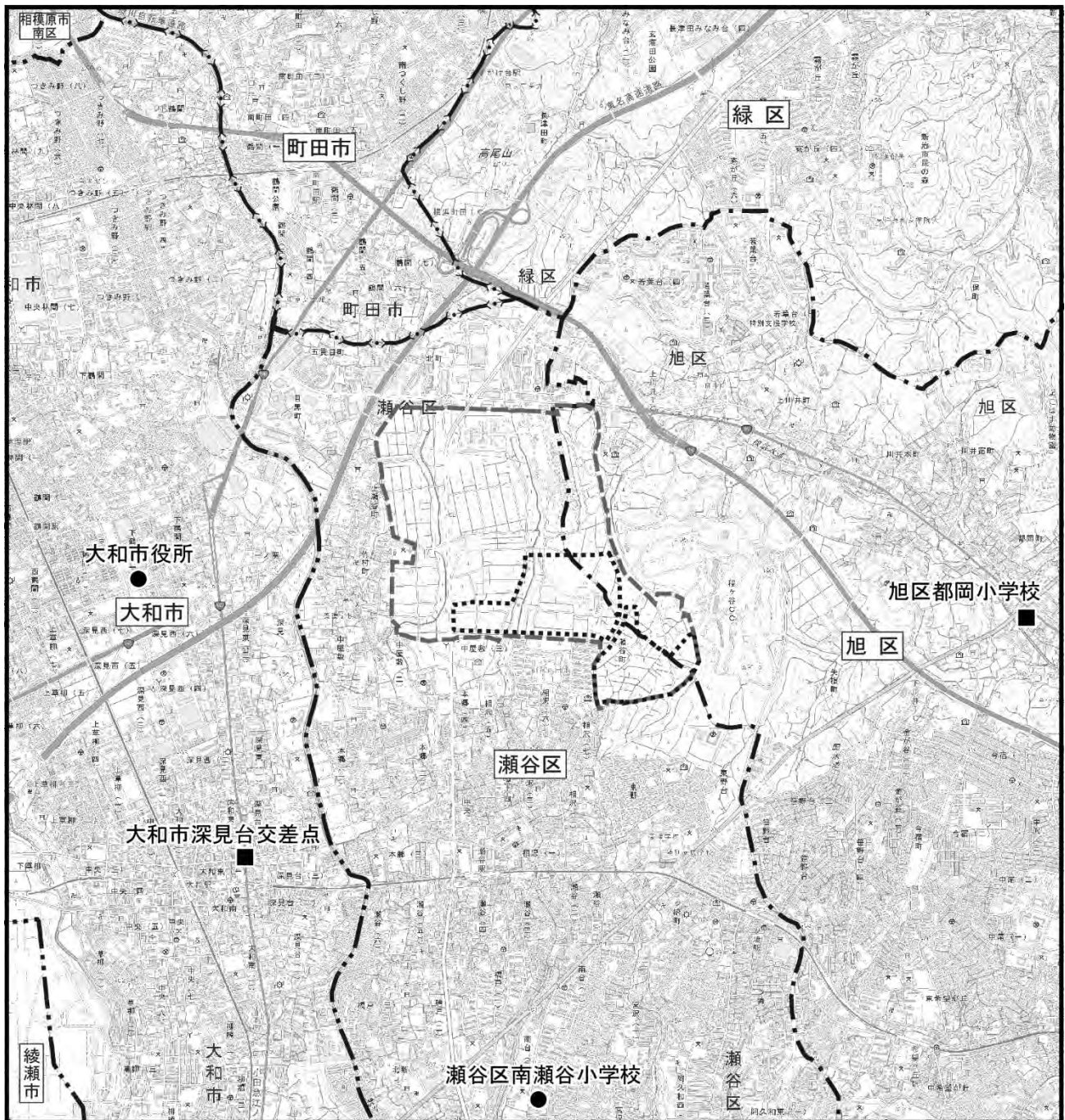


図3.2-1(1) 横浜地方気象台の位置





**凡例**

対象事業実施区域    
 土地区画整理事業実施区域

都県界  
 市界  
 区界

一般環境大気測定局  
 自動車排出ガス測定局

資料：「平成29年度～令和3年度 大気汚染・水質汚濁、交通騒音・地盤沈下の状況」  
 (横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧)  
 「令和2年度 神奈川の大気汚染」(神奈川県ホームページ 令和4年10月閲覧)

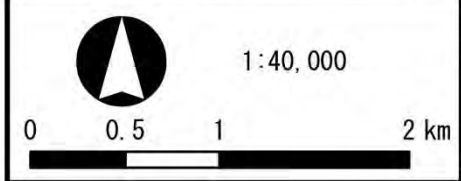


図 3.2-1(2) 大気汚染測定局位置

表 3.2-2 大気汚染に係る環境基準の適合条件について

大気汚染物質	評価方法	環境基準に適合するための条件
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	長期的評価・短期的評価の併用	【長期的評価】 日平均値が 0.04ppm を超えた日数が 1 年間で 2% (7 日 <sup>注1</sup> ) 以内であり、かつ、日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。 【短期的評価】 1 時間値が 0.1ppm を超えないこと。 日平均値が 0.04ppm を超えないこと。
浮遊粒子状物質 (SPM)		【長期的評価】 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数が 1 年間で 2% (7 日 <sup>注1</sup> ) 以内であり、かつ、日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日が 2 日以上連続しないこと。 【短期的評価】 1 時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> を超えないこと。 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を超えないこと。
一酸化炭素 (CO)		【長期的評価】 日平均値が 10ppm を超えた日数が 1 年間で 2% (7 日 <sup>注1</sup> ) 以内であり、かつ、日平均値が 10ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。 【短期的評価】 8 時間平均値が 20ppm を超えないこと 日平均値が 10ppm を超えないこと
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> ) <sup>注3</sup>	98%値評価	日平均値が 0.06ppm を超えた日数が 1 年間で 2% (7 日 <sup>注2</sup> ) 以内であること。 <sup>注4 注5</sup>
微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> )	年平均値評価・98%値評価の併用	年平均値が 15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 年間で日平均値が 35μg/m <sup>3</sup> を超えた日数が 1 年間で 2% (7 日 <sup>注2</sup> ) 以内であること。
光化学オキシダント (OX)	短期的評価	1 年間で昼間 (5 時～20 時) のすべての 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
ダイオキシン類	年平均値評価	複数回の測定値の年平均値で 0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下であること。

注 1 : 2% 除外値で評価する二酸化硫黄、浮遊粒子状物質及び一酸化炭素の長期的評価について、有効測定日数が 325 日以上ある場合、許容日数は 7 日となります。  
 注 2 : 98% 値で評価する二酸化窒素及び微小粒子状物質は、有効測定日数が 326 日以上ある場合、許容日数は 7 日となります。  
 注 3 : 環境基準は、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。  
 注 4 : 横浜市では環境基準のゾーン下限値 (0.04ppm) を環境目標値としています。  
 注 5 : 「1 日平均値が 0.04ppm 以下の地域にあたっては、原則として 0.04ppm を大きく上回らないよう防止に努めるよう配慮されたい。」(環境省通達「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」(環大企 262 号 昭和 53 年 7 月) より抜粋)  
 資料 : 「大気汚染物質の環境基準の適合条件」(横浜市ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧)  
 「生活環境保全推進ガイドライン」(横浜市 令和元年 3 月)

表 3.2-3(1) 大気質測定結果 (二酸化硫黄)

【一般環境大気測定局】

測定局	年度	年平均値 (ppm)	日平均値の 2% 除外値 (ppm)	日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	1 時間値が 0.1ppm を超えた時間数 (時間)	日平均値が 0.04ppm を超えた日数 (日)	環境基準の適合・不適合 (長期・短期的評価)
瀬谷区南瀬谷小学校測定局	平成 29	0.002	0.003	無	0	0	○
	平成 30	0.002	0.004	無	0	0	○
	令和元	0.002	0.003	無	0	0	○
	令和 2	0.002	0.003	無	0	0	○
	令和 3	0.002	0.003	無	0	0	○
大和市役所測定局	平成 28	0.002	0.004	無	0	0	○
	平成 29	0.002	0.004	無	0	0	○
	平成 30	0.002	0.004	無	0	0	○
	令和元	0.001	0.003	無	0	0	○
	令和 2	0.001	0.002	無	0	0	○

注 1 : 環境基準適合状況  
 ○ : 長期的評価、短期的評価ともに適合  
 ※環境基準 : 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。  
 資料 : 「平成 29 年度～令和 3 年度 大気汚染・水質汚濁、交通騒音・地盤沈下の状況」(横浜市ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧)  
 「大気汚染物質の環境基準の適合条件」(横浜市ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧)  
 「平成 28 年度～令和 2 年度 神奈川の大気汚染」(神奈川県ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧)

表 3.2-3(2) 大気質測定結果（浮遊粒子状物質）

【一般環境大気測定局】

測定局	年度	年平均値 (mg/m <sup>3</sup> )	日平均値の 2%除外値 (mg/m <sup>3</sup> )	日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を 超えた日が2日以上連続 したことの有無	1時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> を 超えた時間数 (時間)	日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を 超えた日数 (日)	環境基準の 適合・不適合 (長期・短期 的評価)
瀬谷区南瀬谷 小学校測定局	平成 29	0.021	0.048	無	0	0	○
	平成 30	0.019	0.054	無	0	0	○
	令和元	0.018	0.048	無	0	0	○
	令和 2	0.016	0.041	無	0	0	○
	令和 3	0.016	0.035	無	0	0	○
大和市役所 測定局	平成 28	0.013	0.029	無	0	0	○
	平成 29	0.013	0.030	無	1	0	○
	平成 30	0.013	0.036	無	0	0	○
	令和元	0.011	0.033	無	0	0	○
	令和 2	0.010	0.028	無	0	0	○

【自動車排出ガス測定局】

測定局	年度	年平均値 (mg/m <sup>3</sup> )	日平均値の 2%除外値 (mg/m <sup>3</sup> )	日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を 超えた日が2日以上連続 したことの有無	1時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> を 超えた時間数 (時間)	日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を 超えた日数 (日)	環境基準の 適合・不適合 (長期・短期 的評価)
旭区都岡 小学校測定局	平成 29	0.020	0.042	無	0	0	○
	平成 30	0.017	0.045	無	0	0	○
	令和元	0.015	0.045	無	0	0	○
	令和 2	0.015	0.037	無	0	0	○
	令和 3	0.014	0.031	無	0	0	○
大和市深見台 交差点測定局	平成 28	0.016	0.033	無	0	0	○
	平成 29	0.015	0.032	無	0	0	○
	平成 30	0.015	0.040	無	0	0	○
	令和元	0.013	0.034	無	0	0	○
	令和 2	0.012	0.034	無	0	0	○

注1：環境基準適合状況

○：長期的評価、短期的評価ともに適合

※環境基準：1時間値の1日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m<sup>3</sup>以下であること。

資料：「平成29年度～令和3年度 大気汚染・水質汚濁、交通騒音・地盤沈下の状況」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）

「大気汚染物質の環境基準の適合条件」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）

「平成28年度～令和2年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県ホームページ 令和4年10月閲覧）

表 3.2-3(3) 大気質測定結果（一酸化炭素）

【自動車排出ガス測定局】

測定局	年度	年平均値 (ppm)	日平均値の 2%除外値 (ppm)	8時間平均値が 20ppmを超えた 時間数 (回)	日平均値が10ppm を超えた日が2 日以上連続した ことの有無	日平均値が 10ppmを超えた 日数(日)	環境基準の 適合・不適合 (長期・短期的 評価)
旭区都岡 小学校測定局	平成 29	0.6	1.0	0	無	0	○
	平成 30	0.5	1.0	0	無	0	○
	令和元	0.5	0.9	0	無	0	○
	令和 2	0.5	0.9	0	無	0	○
	令和 3	0.4	0.8	0	無	0	○
大和市深見台 交差点測定局	平成 28	0.3	1.0	0	無	0	○
	平成 29	0.2	0.7	0	無	0	○
	平成 30	0.2	0.6	0	無	0	○
	令和元	0.2	0.5	0	無	0	○
	令和 2	0.1	0.5	0	無	0	○

注1：環境基準適合状況

○：長期的評価、短期的評価ともに適合

※環境基準：1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、8時間平均値が20ppm以下であること。

資料：「平成29年度～令和3年度 大気汚染・水質汚濁、交通騒音・地盤沈下の状況」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）

「大気汚染物質の環境基準の適合条件」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）

「平成28年度～令和2年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県ホームページ 令和4年10月閲覧）

表 3.2-3(4) 大気質測定結果（二酸化窒素）

【一般環境大気測定局】

測定局	年度	年平均値 (ppm)	日平均値の 年間 98%値 (ppm)	日平均値が 0.06ppm を超えた日数 (日)	98%値評価による 日平均値が 0.06ppm を超えた日数 (日)	環境基準の適合・不適合 (98%値評価)
瀬谷区南瀬谷 小学校測定局	平成 29	0.013	0.030	0	0	○
	平成 30	0.013	0.035	0	0	○
	令和元	0.013	0.028	0	0	○
	令和 2	0.012	0.030	0	0	○
	令和 3	0.012	0.028	0	0	○
大和市役所 測定局	平成 28	0.017	0.032	0	0	○
	平成 29	0.017	0.034	0	0	○
	平成 30	0.015	0.033	0	0	○
	令和元	0.014	0.028	0	0	○
	令和 2	0.014	0.030	0	0	○

【自動車排出ガス測定局】

測定局	年度	年平均値 (ppm)	日平均値の 年間 98%値 (ppm)	日平均値が 0.06ppm を超えた日数 (日)	98%値評価による 日平均値が 0.06ppm を超えた日数 (日)	環境基準の適合・不適合 (98%値評価)
旭区都岡 小学校測定局	平成 29	0.019	0.038	0	0	○
	平成 30	0.017	0.036	0	0	○
	令和元	0.017	0.031	0	0	○
	令和 2	0.016	0.033	0	0	○
	令和 3	0.017	0.032	0	0	○
大和市深見台 交差点測定局	平成 28	0.018	0.036	0	0	○
	平成 29	0.019	0.039	0	0	○
	平成 30	0.018	0.041	0	0	○
	令和元	0.017	0.034	0	0	○
	令和 2	0.016	0.033	0	0	○

注 1：環境基準適合状況

○：98%値評価に適合

※環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

資料：「平成 29 年度～令和 3 年度 大気汚染・水質汚濁、交通騒音・地盤沈下の状況」（横浜市ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧）

「大気汚染物質の環境基準の適合条件」（横浜市ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧）

「平成 28 年度～令和 2 年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧）



表 3.2-3(5) 大気質測定結果（微小粒子状物質）

【一般環境大気測定局】

測定局	年度	年平均値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	日平均値の年間98%値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数(日)	環境基準の適合・不適合 (年平均値評価・98%値評価)
瀬谷区南瀬谷 小学校測定局	平成29	12.1	26.3	1	○
	平成30	12.6	26.0	1	○
	令和元	10.9	23.3	1	○
	令和2	10.4	24.4	1	○
	令和3	9.8	22.0	0	○
大和市役所 測定局	平成28	11.8	26.8	0	○
	平成29	10.7	23.1	0	○
	平成30	10.9	24.0	1	○
	令和元	8.8	21.5	0	○
	令和2	7.6	20.4	0	○

【自動車排出ガス測定局】

測定局	年度	年平均値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	日平均値の年間98%値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数(日)	環境基準の適合・不適合 (年平均値評価・98%値評価)
大和市深見台 交差点測定局	平成28	12.0	26.5	0	○
	平成29	11.7	25.6	1	○
	平成30	11.9	26.6	0	○
	令和元	10.6	23.9	0	○
	令和2	9.4	23.3	0	○

注1：環境基準適合状況

○：年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下、かつ98%値評価に適合

×：年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過、もしくは98%値評価に不適合

※環境基準：年間で日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数が有効測定日数の2%以内であり、かつ、年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

資料：「平成29年度～令和3年度 大気汚染・水質汚濁、交通騒音・地盤沈下の状況」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）

「大気汚染物質の環境基準の適合条件」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）

「平成28年度～令和2年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県ホームページ 令和4年10月閲覧）



表 3.2-3(6) 大気質測定結果（光化学オキシダント）

【一般環境大気測定局】

測定局	年度	昼間の1時間値の 年平均値 (ppm)	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた日数	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた時間数	環境基準の適合・不適合 (短期的評価)
瀬谷区南瀬谷 小学校測定局	平成 29	0.031	62	312	×
	平成 30	0.031	62	347	×
	令和元	0.031	57	273	×
	令和 2	0.031	55	228	×
	令和 3	0.032	53	210	×
大和市役所 測定局	平成 28	0.027	35	121	×
	平成 29	0.030	56	259	×
	平成 30	0.031	61	336	×
	令和元	0.031	52	282	×
	令和 2	0.031	58	227	×

注1：環境基準適合状況

×：不適合

※環境基準：1時間値が0.06ppm以下であること。

資料：「平成29年度～令和3年度 大気汚染・水質汚濁、交通騒音・地盤沈下の状況」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）

「大気汚染物質の環境基準の適合条件」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）

「平成28年度～令和2年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県ホームページ 令和4年10月閲覧）

表 3.2-3(7) 大気質測定結果（ダイオキシン類）

【一般環境大気測定局】

測定局	年度	年平均値 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	環境基準の適合・不適合 (年平均値評価)
瀬谷区南瀬谷 小学校測定局	平成 21	0.030	○
	平成 24	0.017	○
	平成 27	0.017	○
	平成 30	0.013	○
	令和 3	0.016	○

注1：平成21年度からは3年毎の測定。

注2：環境基準適合状況

○：適合

※環境基準：1年平均値が0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下であること。

資料：「横浜市大気汚染調査報告書」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）

「大気汚染物質の環境基準の適合条件」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）

「平成30年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県ホームページ 令和4年10月閲覧）

「令和3年度 化学物質調査の結果について」（神奈川県環境農政局環境部 令和4年7月）

### (3) 騒音の状況

#### ① 道路交通騒音

調査区域における道路交通騒音測定地点は、図 3.2-2 に示すとおりです。対象事業実施区域から最も近い測定地点は、県道瀬谷柏尾（地点番号：1）です。

測定結果は、表 3.2-4 に示すとおりです。

等価騒音レベルについては、主要地方道丸子中山茅ヶ崎（地点番号：2）、一般国道 16 号（保土ヶ谷バイパス）（地点番号：3）、一般国道 246 号（地点番号：5）、一般国道 246 号（地点番号：9）、一般国道 16 号（鶴間）（地点番号：11）の昼間及び夜間、一般国道 246 号（地点番号：4）、一般国道 467 号（地点番号：7）の夜間が環境基準に不適合でした。

表 3.2-4 道路交通騒音測定結果

地点番号	道路名	測定場所	用途地域	地域の類型	特例適用	等価騒音レベル (L <sub>Aeq</sub> ) 単位：デシベル				測定年度
						昼間		夜間		
						環境基準		環境基準		
1	県道瀬谷柏尾	瀬谷区相沢四丁目	第一種住居地域	B	○	64	70	58	65	R2
2	主要地方道丸子中山茅ヶ崎	瀬谷区二ツ橋町	準住居地域	B	○	73	70	71	65	R1
3	一般国道 16 号(保土ヶ谷バイパス)	旭区上川井町	市街化調整地域	B	○	79	70	79	65	R1
4	一般国道 246 号	大和市中鶴間二丁目 12 付近	準工業地域	C	○	69	70	66	65	H29
5	一般国道 246 号	大和市中鶴間 2572 付近	市街化調整地域	B	○	77	70	77	65	H30
6	一般国道 246 号	大和市深見西八丁目 10 付近	準工業地域	C	○	68	70	65	65	H29
7	一般国道 467 号	大和市深見台四丁目 1-1 付近	準住居地域	B	○	68	70	67	65	R1
8	東名高速道路	大和市深見 720-1 付近	市街化調整地域	B	○	59	70	56	65	R2
9	一般国道 246 号	町田市鶴間五丁目 15	準工業地域	C	○	74	70	73	65	R2
10	東名高速道路	町田市鶴間七丁目 22	準工業地域	C	○	59	70	57	65	R3
11	一般国道 16 号(鶴間)	町田市鶴間七丁目 32	準工業地域	C	○	71	70	70	65	R3

注 1：特例適用とは、「幹線交通を担う道路」に近接する地域の場合は、特例として、通常の「道路に面する地域」とは別の基準が設定されていることを示します。

注 2： は、環境基準に不適合。

※環境基準（幹線交通を担う道路に係る基準値（特例適用））：昼間 70 デシベル以下、夜間 65 デシベル以下

注 3：地域の類型は以下のとおりです。

A：第一種及び第二種低層住居専用地域、第一種及び第二種中高層住居専用地域、田園住居地域

B：第一種及び第二種住居地域、準住居地域、その他の地域

C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

注 4：昼間及び夜間の時間帯は以下のとおりです。

昼間：午前 6 時～午後 10 時 夜間：午後 10 時～午前 6 時

注 5：等価騒音レベル (L<sub>Aeq</sub>) とは、騒音レベルが時間とともに不規則かつ大幅に変化している場合に、ある時間内で変動する騒音レベルのエネルギーに着目して時間平均値を算出したものです。

注 6：地点番号は図 3.2-2 に示す番号と対応しています。

資料：「令和元年度～令和 2 年度 横浜市における騒音・振動の測定結果報告書 一道路・貨物線・新幹線・環境・航空機一」（横浜市ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧）  
「快適な生活環境のために 一平成 30 年度～令和 3 年度版やまとの公害一」（大和市ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧）  
「2020 年度～2021 年度自動車騒音常時監視・面的評価結果」（町田市ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧）

## ② 一般環境騒音

調査区域における一般環境騒音測定地点は、図 3.2-2 に示すとおりです。対象事業実施区域から最も近い測定地点は、大和市深見西四丁目（地点番号：A）です。

測定結果は、表 3.2-5 に示すとおりです。

等価騒音レベルについては、全ての地点で環境基準に適合していました。

表 3.2-5 一般環境騒音測定結果

地点番号	測定場所	用途地域	地域の類型	等価騒音レベル (L <sub>Aeq</sub> ) 単位：デシベル				測定年度
				昼間		夜間		
				環境基準		環境基準		
A	大和市深見西四丁目	準工業地域	C	51	60	48	50	H28
B	大和市下鶴間 2170-1	第二種住居地域	B	53	55	42	45	H30
C	大和市深見台四丁目 4-7	第一種低層住居専用地域	A	47	55	42	45	R1

注 1：環境基準は、以下のとおりです。

地域の類型 A・B：昼間 55 デシベル以下、夜間 45 デシベル以下

地域の類型 C：昼間 60 デシベル以下、夜間 50 デシベル以下

注 2：地域の類型及び時間帯は、表 3.2-4、注 3 及び注 4 参照。

注 3：等価騒音レベル(L<sub>Aeq</sub>)とは、騒音レベルが時間とともに不規則かつ大幅に変化している場合に、ある時間内で変動する騒音レベルのエネルギーに着目して時間平均値を算出したものです。

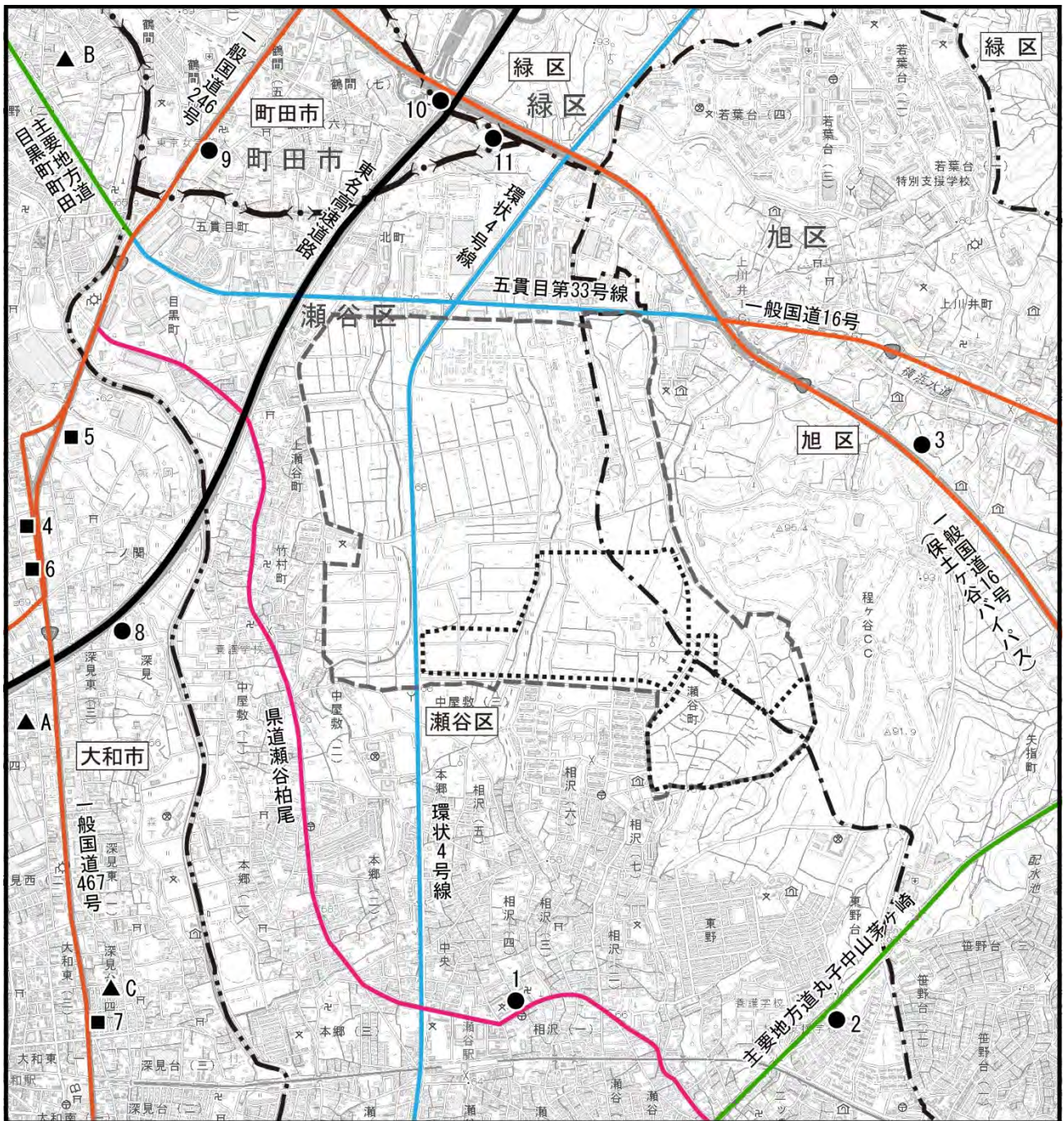
注 4：地点番号は図 3.2-2 に示す番号と対応しています。

資料：「快適な生活環境のために ー平成 30 年度～令和 3 年度版やまとの公害ー」（大和市ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧）

## ③ 鉄道騒音

調査区域において、鉄道騒音の測定地点は存在しません。





**凡例**

- (黒丸) 対象事業実施区域
- (黒丸) 都県界
- (点線) 市界
- (点線) 区界
- (点線) 土地区画整理事業実施区域
- (黒丸) 道路交通騒音測定地点
- (黒丸) 道路交通騒音・振動測定地点
- ▲ (黒三角) 一般環境騒音測定地点

高速自動車国道  
 一般国道  
 県道（主要地方道）  
 県道（一般県道）  
 市道（指定市の一般市道）

注1：地点番号は表3.2-4、表3.2-5及び表3.2-6に示す地点番号と対応しています。  
 資料：「令和元年度～令和2年度 横浜市内における騒音・振動の測定結果報告書—道路・貨物線・新幹線・環境・航空機—」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）、「令和元年度大気汚染・水質汚濁、交通騒音・地盤沈下の状況」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）、「快適な生活環境のために—平成30年度～令和3年度版やまとの公害—」（大和市ホームページ 令和4年10月閲覧）、「2020年度～2021年度自動車騒音常時監視・面的評価結果」（町田市ホームページ 令和4年10月閲覧）

1:25,000

0 0.25 0.5 1 km

図 3.2-2 騒音・振動測定地点図

#### (4) 振動の状況

##### ① 道路交通振動

調査区域における道路交通振動測定地点は、一般国道 246 号の 3 地点（地点番号：4、5 及び 6）及び一般国道 467 号の 1 地点（地点番号：7）であり、図 3.2-2 に示すとおりです。測定結果は、表 3.2-6 に示すとおりです。

道路交通振動レベルについては、一般国道 246 号（地点番号：5）の夜間が要請限度を上回っています。

表 3.2-6 道路交通振動測定結果

地点番号	道路名	測定場所	用途地域	区域の区分	道路交通振動レベル 単位：デシベル				測定年度
					昼間		夜間		
					要請限度		要請限度		
4	一般国道 246 号	大和市下鶴間二丁目 12 付近	準工業地域	第 2 種区域	42	70	39	65	H29
5	一般国道 246 号	大和市下鶴間 2572 付近	市街化調整区域	第 1 種区域	65	65	63	60	H30
6	一般国道 246 号	大和市深見西八丁目 10 付近	準工業地域	第 2 種区域	42	70	39	65	H29
7	一般国道 467 号	大和市深見台四丁目 1-1 付近	準住居地域	第 1 種区域	47	65	42	60	R1

注 1： は、要請限度値を超過。

注 2：要請限度値は、以下のとおりです。

第 1 種区域：昼間 65 デシベル以下、夜間 60 デシベル以下

第 2 種区域：昼間 70 デシベル以下、夜間 65 デシベル以下

注 3：区域の区分は、以下のとおりです。

第 1 種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域

第 2 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

注 4：昼間及び夜間の時間帯は以下のとおりです。

昼間：午前 8 時～午後 7 時 夜間：午後 7 時～午前 8 時

注 5：地点番号は図 3.2-2 に示す番号と対応しています。

資料：「快適な生活環境のために ー平成 30 年度～令和 3 年度版やまとの公害ー」（大和市ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧）

##### ② 鉄道振動

調査区域において、鉄道振動の測定地点は存在しません。

#### (5) 悪臭の状況

調査区域において、公的機関による悪臭の測定はなされていません。

また、調査区域において、「悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準」（昭和 48 年 5 月横浜市告示第 129 号）により市街化区域が規制地域に指定されています。ただし、「悪臭防止法施行令」（昭和 47 年 5 月政令第 207 号）に指定される特定悪臭物質を排出する事業所は対象事業実施区域に存在しませんでした。

## 3.2.2 水環境の状況

### (1) 水象の状況

調査対象地域における河川の位置は、図 3.2-3 に示すとおりです。このうち、境川水系、帷子川水系及び鶴見川水系の河川の状況は表 3.2-7 に示すとおりです。また、調査区域における河川の位置は図 3.2-4 に示すとおりです。

対象事業実施区域内には、「河川法」(昭和 39 年 7 月法律第 167 号)に基づく河川ではありませんが、相沢川及び和泉川が流れています。対象事業実施区域の周辺では、北東側には帷子川及び堀谷戸川、東側には矢指川、西側には大門川及び境川が流れています。

主要な河川の流量は、表 3.2-8 に示すとおり、平成 29 年度の河川流量の年平均値は、相沢川が  $0.017 \text{ m}^3/\text{s}$ 、堀谷戸川が  $0.034 \text{ m}^3/\text{s}$ 、和泉川が  $0.047 \text{ m}^3/\text{s}$ 、大門川が  $0.021 \text{ m}^3/\text{s}$ 、令和 2 年度の河川流量の年平均値は、帷子川が  $4.200 \text{ m}^3/\text{s}$ 、境川が  $0.660\sim 2.220 \text{ m}^3/\text{s}$  となっています。



表 3.2-7 河川の状況

水系名	河川名	河川区分	河川延長 (m)	流域面積 (k m <sup>2</sup> )
境川	境川	二級河川 (全域)	52,140	211.0
		二級河川 (都管理区間) 注2	10,490	—
		二級河川 (県管理区間) 注2	18,300	—
	和泉川	二級河川 (県管理市施行・維持区間)	9,420	11.5
		その他 (横浜市管理) 注1	—	—
	大門川注1	その他 (横浜市管理)	—	—
	相沢川	準用河川	2,340	4.3
その他 (横浜市管理) 注1		—	—	
帷子川	帷子川	二級河川 (県管理市施行・維持区間)	17,340	57.9
		二級河川 (横浜市管理)	6,170	23.5
		その他 (横浜市管理) 注1	—	—
		公共下水道注1	—	—
	堀谷戸川注1	その他 (横浜市管理)	—	—
	矢指川	準用河川注2	540	—
		その他 (横浜市管理) 注1	—	—
	二俣川注1	その他 (横浜市管理)	—	—
	中堀川	二級河川 (県管理市施行・維持区間)	1,310	4.4
	新井川注2	準用河川	1,000	—
くぬぎ台川注2	準用河川	1,190	—	
鶴見川	梅田川	一級河川 (横浜市管理) 注2	2,230	3.9
		その他 (横浜市管理) 注1	—	—

注1：和泉川 (その他 (横浜市管理))、大門川、相沢川 (その他 (横浜市管理))、帷子川 ((その他 (横浜市管理)) 及び公共下水道)、堀谷戸川、矢指川 (その他 (横浜市管理))、二俣川及び梅田川 (その他 (横浜市管理)) の河川延長及び流域面積は、資料に記載されていません。

注2：境川 (二級河川 (都管理区間) 及び二級河川 (県管理区間))、矢指川 (準用河川)、新井川、くぬぎ台川 及び梅田川 (一級河川 (横浜市管理)) の流域面積は、資料に記載されていません。

注3：河川区分は、以下のとおりです。

一級河川：国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で、政令で指定したものに係る河川で国土交通大臣が指定したもの

二級河川：一級河川以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で都道府県知事が指定したもの

準用河川：「河川法」(昭和39年7月法律第167号)の規定の一部を準用し、市町村長が管理する河川  
その他：上記以外の河川 (普通河川)

注4：大門川、堀谷戸川及び二俣川は水路として公物管理されています。

資料：「横浜市を流れる河川一覧」(横浜市道路局河川部河川企画課ホームページ 令和4年10月閲覧)

「計画28河川」(横浜市道路局河川部河川企画課ホームページ 令和4年10月閲覧)

「横浜の川」(横浜市道路局河川部河川企画課 平成30年3月)

「帷子川水系河川整備計画」(神奈川県 平成26年12月)

「境川水系河川整備計画」(神奈川県・東京都・横浜市 平成27年4月)

「河川に関する用語」(国土交通省 水管理・国土保全局ホームページ 令和4年10月閲覧)

「横浜市 河川図」(横浜市 平成23年3月)

「河川の管理」(東京都建設局ホームページ 令和4年10月閲覧)

表 3.2-8 主要な河川の流量（平成 29 年度～令和 2 年度）

水系名	河川名	No.	観測地点	流量 (m <sup>3</sup> /s)	測定年度	備考
境川	境川	1	鶴間橋 (町田市)	0.360	H30	
	境川	2	鶴間一号橋	0.660	R2	
	境川	3	鶴間橋 (大和市)	0.790	R2	
	境川	4	新道大橋	2.220	R2	
	和泉川	5	鍋屋橋 <sup>注1</sup>	0.047	H29	図 3.2-3 の図郭外
	大門川	6	中川橋	0.021	H29	
	相沢川	7	童橋	0.017	H29	
帷子川	堀谷戸川	8	中井橋	0.034	H29	
	矢指川	9	耕地橋	0.042	H29	
	二俣川	10	四季美橋	0.115	H29	
	中堀川	11	浜串橋	0.054	H29	
	新井川	12	分水路際	0.058	H29	
	くぬぎ台川	13	原下橋	0.028	H29	
	帷子川	14	水道橋 <sup>注1</sup>	4.200	R2	図 3.2-3 の図郭外

注 1 : 表中の番号は、図 3.2-3 及び図 3.2-5 に対応しています。なお、和泉川の No.5 鍋屋橋及び帷子川の No.14 水道橋は、図 3.2-3 の図郭外となります。

注 2 : 流量は年平均値です。

注 3 : No.5 鍋屋橋、No.6 中川橋、No.7 童橋、No.8 中井橋、No.9 耕地橋、No.10 四季美橋、No.11 浜串橋、No.12 分水路際、No.13 原下橋の水質測定は平成 29 年度調査をもって終了しています。

注 4 : No.1 鶴間橋 (町田市) は平成 30 年度調査をもって終了しています。

資料 : 「平成 29 年度、令和 2 年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」

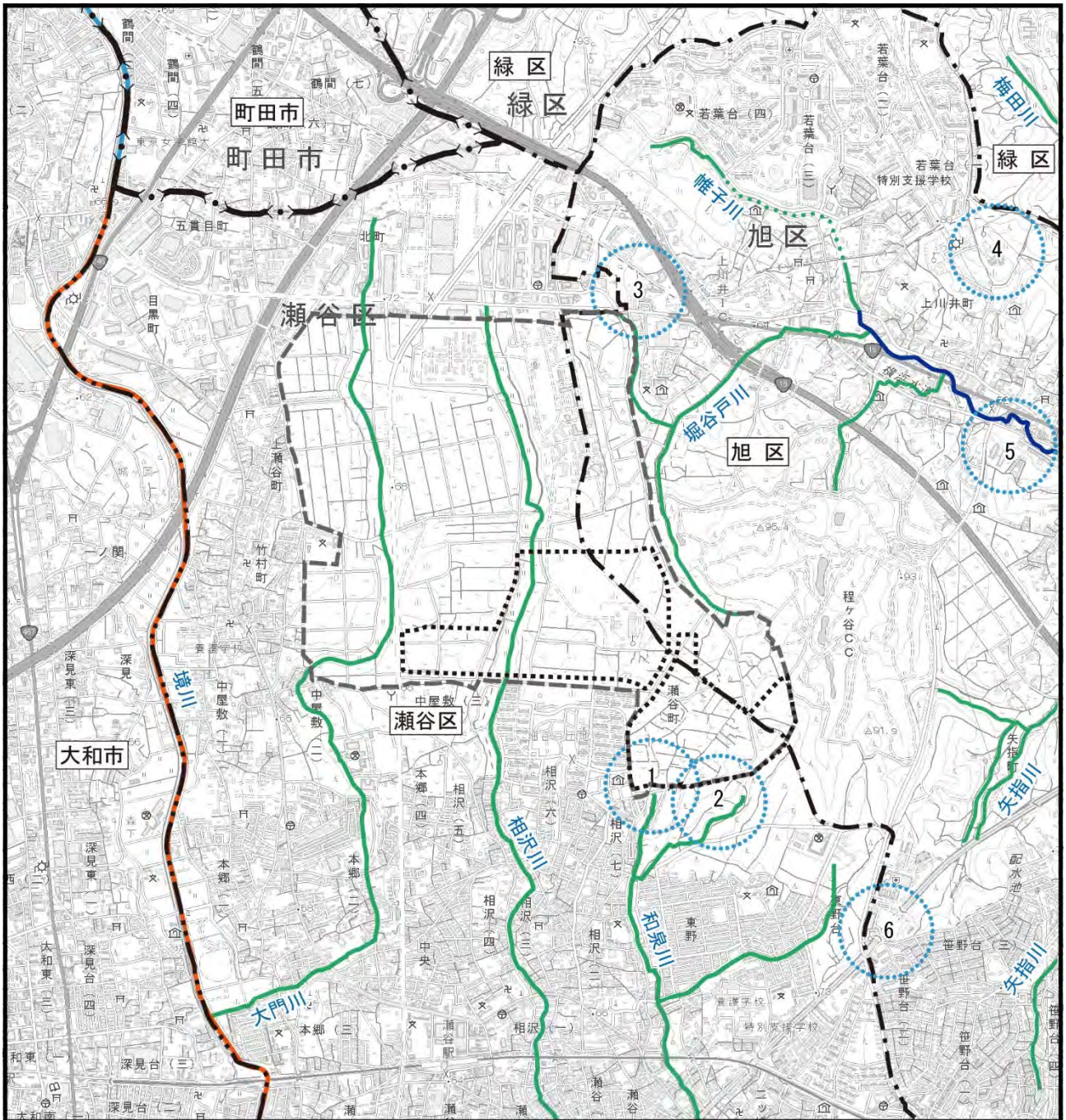
(横浜市ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧)

「2018 年度、2020 年度 環境調査事業概要」(町田市ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧)



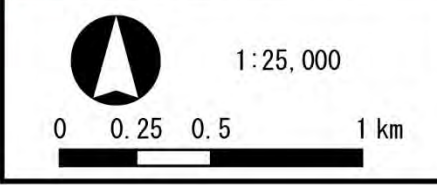






凡例

- 対象事業実施区域
- 土地区画整理事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 湧水の位置
- 二級河川（県管理区間）
- 二級河川（都管理区間）
- 二級河川（県管理市施行・維持区間）
- その他（横浜市管理）
- 公共下水道



注1：湧水の位置の番号は、表3.2-9の番号と対応しています。  
 注2：調査区域には準用河川が無いため、凡例に示していません。  
 注3：土地区画整理事業実施区域内を流れる大門川及び相沢川は、土地区画整理事業により暗渠化し切り回しが行われる計画です。

資料：「横浜市 河川図」（横浜市 平成23年3月）、「境川水系河川整備計画」（神奈川県・東京都・横浜市 平成27年4月）、「横浜の河川紹介（和泉川）」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）、「横浜市内の湧水特性」（加藤良明、下村光一郎、飯塚貞男 平成20年3月）

図 3.2-4 河川及び湧水の分布状況

(2) 水質の状況

① 河川の水質

調査区域における公共用水域及び中小河川水質測定結果は表 3.2-10、測定地点は図 3.2-3 及び図 3.2-5 に示すとおりです。調査区域の公共用水域水質測定地点は鶴間橋（大和市）（境川）があり、中小河川水質測定地点は中川橋（大門川）、中井橋（堀谷戸川）があります。

鶴間橋（大和市）（境川）の pH、BOD、SS、D0 は、最近 5 年間（平成 28 年度～令和 2 年度）において環境基準に適合しています。また、中川橋（大門川）の BOD、D0 及び中井橋（堀谷戸川）の pH、D0、BOD は、平成 28 年度～平成 29 年度において環境基準に適合していますが、中川橋（大門川）の pH は、平成 28 年度～平成 29 年度にかけて環境基準に不適合でした。

表 3.2-10(1) 河川の水質測定結果

水系名	河川名	環境基準類型	測定地点名		年度	水素イオン濃度指数 (pH)	溶存酸素量 (D0)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	大腸菌群数
							mg/L	mg/L	mg/L	MPN/100mL
境川	境川	D	1	鶴間橋 (町田市)	H28	7.4	9.5	2.2	1	-
					H29	7.6	9.8	1.1	7	-
					H30	7.4	9.3	1.1	3	-
					R1	-	-	-	-	-
					R2	-	-	-	-	-
	境川	D	2	鶴間一号橋	H28	7.9	10.8	1.3	2	-
					H29	8.0	10.7	1.0	3	-
					H30	7.6	10.6	0.8	2	-
					R1	7.9	11.0	1.1	1	-
					R2	8.1	11.2	1.2	3	-
	境川	D	3	鶴間橋 (大和市)	H28	7.7	8.6	1.1	3	1.3×10 <sup>4</sup>
					H29	7.8	9.5	1.0	5	8.1×10 <sup>3</sup>
					H30	7.8	10.0	1.3	3	7.8×10 <sup>3</sup>
					R1	7.7	9.7	1.0	3	5.7×10 <sup>3</sup>
					R2	7.8	9.7	1.5	3	5.4×10 <sup>3</sup>
	境川	D	4	新道大橋	H28	7.4	7.8	2.0	5	1.5×10 <sup>4</sup>
					H29	7.3	8.1	2.5	2	6.9×10 <sup>3</sup>
					H30	7.4	8.0	3.7	3	1.4×10 <sup>4</sup>
					R1	7.4	8.4	2.6	3	5.1×10 <sup>3</sup>
					R2	7.6	8.6	2.5	3	1.8×10 <sup>3</sup>
	和泉川	D	5	鍋屋橋	H28	8.4	13.1	1.7	-	-
					H29	8.1	11.3	1.1	-	-
					H30	-	-	-	-	-
					R1	-	-	-	-	-
					R2	-	-	-	-	-
	大門川	D	6	中川橋	H28	9.0	14.5	1.1	-	-
					H29	9.8	12.1	2.3	-	-
					H30	-	-	-	-	-
R1					-	-	-	-	-	
R2					-	-	-	-	-	
相沢川	D	7	童橋	H28	7.9	11.9	1.2	-	-	
				H29	7.6	12.7	1.2	-	-	
				H30	-	-	-	-	-	
				R1	-	-	-	-	-	
				R2	-	-	-	-	-	
帷子川	堀谷戸川	B	8	中井橋	H28	7.8	10.6	0.8	-	-
					H29	7.7	10.1	1.2	-	-
					H30	-	-	-	-	-
					R1	-	-	-	-	-
					R2	-	-	-	-	-

表 3.2-10(2) 河川の水質測定結果

水系名	河川名	環境基準 類型	測定地点名	年度	水素イオン 濃度指数 (pH)	溶存酸素量 (DO)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	大腸菌群数	
						mg/L	mg/L	mg/L	MPN/100mL	
帷子川	矢指川	B	9	耕地橋	H28	7.8	9.9	2.0	-	-
					H29	7.7	9.4	2.1	-	-
					H30	-	-	-	-	-
					R1	-	-	-	-	-
					R2	-	-	-	-	-
	二俣川	B	10	四季美橋	H28	8.9	12.5	1.4	-	-
					H29	9.2	12.6	2.7	-	-
					H30	-	-	-	-	-
					R1	-	-	-	-	-
					R2	-	-	-	-	-
	中堀川	B	11	浜串橋	H28	8.5	12.1	1.4	-	-
					H29	8.4	11.3	1.4	-	-
					H30	-	-	-	-	-
					R1	-	-	-	-	-
					R2	-	-	-	-	-
	新井川	B	12	分水路際	H28	8.7	10.6	1.4	-	-
					H29	9.0	10.5	1.8	-	-
					H30	-	-	-	-	-
					R1	-	-	-	-	-
					R2	-	-	-	-	-
	くぬぎ台川	B	13	原下橋	H28	8.0	10.2	0.8	-	-
					H29	7.7	10.0	1.0	-	-
					H30	-	-	-	-	-
					R1	-	-	-	-	-
R2					-	-	-	-	-	
帷子川	B	14	水道橋	H28	8.0	9.4	1.1	3	$2.6 \times 10^4$	
				H29	8.1	9.4	1.4	3	$7.1 \times 10^3$	
				H30	8.0	9.0	1.2	4	$2.2 \times 10^4$	
				R1	8.0	9.2	1.5	4	$2.1 \times 10^3$	
				R2	8.1	9.5	1.1	5	$2.7 \times 10^3$	

注1：「-」は測定を行っていないことを示します。

注2：環境基準値（B類型）

水素イオン濃度指数：6.5以上8.5以下

溶存酸素量：5mg/L以上

生物化学的酸素要求量：3mg/L以下

浮遊物質量：25mg/L以下

大腸菌群数：5,000MPN/100mL以下

注3：環境基準値（D類型）

水素イオン濃度指数：6.0以上8.5以下

溶存酸素量：2mg/L以上

生物化学的酸素要求量：8mg/L以下

浮遊物質量：100mg/L以下

大腸菌群数：Dタイプの河川において、大腸菌群数の環境基準値は設定されていません。

注4：生物化学的酸素要求量のうち地点3、4、14は75%値、その他の地点は年平均値です。その他の項目は平均値です。

注5：■は、環境基準値を超過

注6：大腸菌群数の環境基準は見直しが行われ、令和4年4月1日より大腸菌群数を生活環境項目環境基準の項目から削除し、新たに大腸菌数が追加されています。

注7：中小河川である堀谷戸川、矢指川、二俣川、中堀川、新井川、くぬぎ台川は浮遊物質量(SS)及び大腸菌群数の調査結果は公表されていません。

注8：境川の鶴間橋（町田市）、鶴間一号橋の調査結果について、大腸菌群数の情報は公表されていません。

注9：大腸菌群数に係る基準値については、当分の間適用しません。（「水質汚濁に係る環境基準の水域類型及び達成期間」（平成12年10月神奈川県告示第702号）より）

注10：表中の番号は、図3.2-3及び図3.2-5に対応しています。

資料：「2018年度～2020年度環境調査事業概要」（町田市ホームページ 令和4年10月閲覧）

「平成28年度～令和2年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」

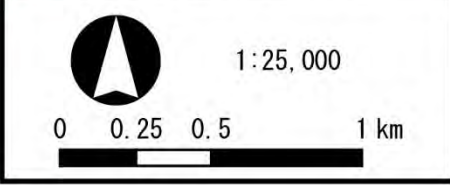
（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）





凡例

- 公共用水域水質測定地点
- 中小河川水質調査の測定地点
- ⋯⋯ 対象事業実施区域
- ⋯⋯ 土地区画整理事業実施区域
- ・— 都県界
- — — 市界
- · — · — 区界
- — — 二級河川（県管理区間）
- — — 二級河川（都管理区間）
- — — 二級河川（県管理市施行・維持区間）
- — — その他（横浜市管理）
- ⋯⋯ 公共下水道



注1：調査区域には準用河川が無いため、凡例に示していません。  
 注2：図中の番号は表3.2-8及び表3.2-10に対応しています。

資料：「横浜市 河川図」（横浜市 平成23年3月）、「境川水系河川整備計画」（神奈川県・東京都・横浜市 平成27年4月）、「平成28年度～令和2年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）

図3.2-5 公共用水域・中小河川水質測定地点

## ② 地下水の水質

調査区域における地下水の水質測定結果は表3.2-11、測定地点は図3.2-6に示すとおりです。平成28年度から令和2年度までにおいて、瀬谷区相沢三丁目、旭区下川井町で環境基準に不適合でした。

表3.2-11 地下水の水質測定結果（環境基準不適合地点）

行政区分	調査の種類	メッシュ番号	調査地点	環境基準超過項目	年度	測定結果 (mg/L)	環境基準値 (mg/L)
瀬谷区	継続監視調査	1369	瀬谷区相沢三丁目	テトラクロロエチレン	H28	0.018	0.01 以下
瀬谷区	継続監視調査	1369	瀬谷区相沢三丁目	テトラクロロエチレン	H29	0.017	0.01 以下
瀬谷区	継続監視調査	1369	瀬谷区相沢三丁目	テトラクロロエチレン	H30	0.033	0.01 以下
瀬谷区	継続監視調査	1369	瀬谷区相沢三丁目	テトラクロロエチレン	R1	0.020	0.01 以下
瀬谷区	継続監視調査	1369	瀬谷区相沢三丁目	テトラクロロエチレン	R2	0.021	0.01 以下
旭区	継続監視調査	1480	旭区下川井町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	H28	40	10 以下
旭区	継続監視調査	1480	旭区下川井町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	H30	27	10 以下
旭区	継続監視調査	1480	旭区下川井町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	R2	26	10 以下

注1：調査の種類及び測定項目については以下のとおりです。なお、上表及び図3.2-6では、各調査において基準値を超過した調査地点及び環境基準超過項目のみ記載しています。

### ・概況調査

#### 【定点調査】

長期的な観点から経年変化を調べるために定点で実施されている調査（平成25年度からは、市内18区を6区ずつの3グループに分け、3年で全区の測定を実施）

環境基準項目27項目（カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン）、要監視項目1項目（クロロホルム）及び一般項目5項目（電気伝導率、水温、pH、気温、臭気、外観）の合計33項目を測定。

#### 【メッシュ調査】

横浜市内をほぼ2kmメッシュに区切り、4年計画で市内全体を把握する調査。

定点調査と同じ33項目を測定。

#### ・汚染井戸周辺地区調査

「概況調査」で汚染が判明した井戸の汚染範囲を確認するための調査。

「概況調査」及び「継続監視調査」で環境基準を超過した項目及び一般項目5項目（電気伝導率、水温、pH、気温、臭気、外観）を測定。

#### ・継続監視調査

汚染が明らかとなった地点を継続的に監視する調査。

過去に汚染が明らかとなった地点において環境基準を超過していた項目及び一般項目5項目（電気伝導率、水温、pH、気温、臭気、外観）を測定。

#### ・汚染井戸監視調査

昭和57年度から実施した横浜市独自のトリクロロエチレン等調査において発見された汚染井戸のうち、「汚染源調査を実施したが、原因を特定できなかった汚染井戸」について、「引き続き監視が必要と判断された井戸」における調査。

環境基準項目5項目（1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン）及び一般項目5項目（電気伝導率、水温、pH、気温、臭気、外観）を測定。

#### ・汚染井戸追跡調査

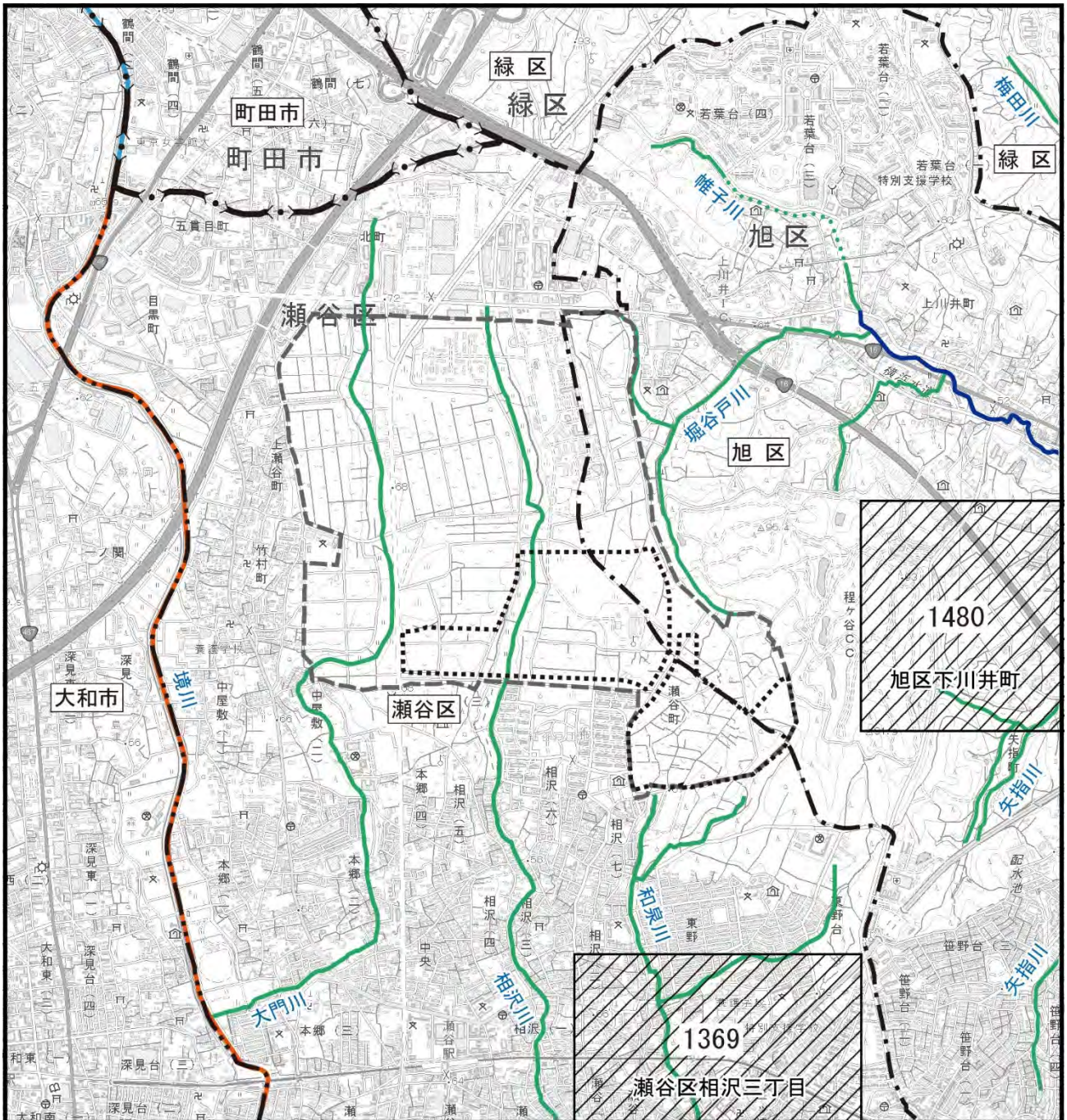
昭和57年度から実施した横浜市独自のトリクロロエチレン等調査において発見された汚染井戸のうち、汚染源調査を実施中の汚染井戸、又は汚染源調査の結果、「汚染源が特定され浄化指導中の汚染井戸」の調査。

「汚染井戸監視調査」と同じ10項目を測定。

資料：「平成28年度～令和2年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）

「平成28年度～令和2年度 大気汚染・水質汚濁・交通騒音・地盤沈下の状況」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）





凡例

対象事業実施区域

土地区画整理事業実施区域

都県界

市界

区界

地下水の水質測定地点  
(調査メッシュ)

二級河川(県管理区間)

二級河川(都管理区間)

二級河川(県管理市施行・維持区間)

その他(横浜市管理)

公共下水道



1:25,000

0 0.25 0.5 1 km

注1: 調査区域には準用河川が無いいため、凡例に示していません。

資料: 「横浜市 河川図」(横浜市 平成23年3月)、「境川水系河川整備計画」(神奈川県・東京都・横浜市 平成27年4月)、「平成28年度~令和2年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」(横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧)、「平成28年度~令和2年度 大気汚染・水質汚濁・交通騒音・地盤沈下の状況」(横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧)

図 3.2-6 地下水の水質測定地点

### 3.2.3 土壌及び地盤の状況

#### (1) 土壌の状況

調査区域の土壌区分の状況については、図 3.2-7 に示すとおりです。

対象事業実施区域には、厚層多腐植質黒ボク土、腐植質黒ボクグライ土及び人工改変台地土が分布しています。

#### (2) 土壌汚染の状況

調査区域における「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月法律第 53 号）及び「横浜市生活環境の保全等に関する条例」（平成 14 年 12 月横浜市条例第 58 号）に基づく土壌汚染に係る区域の指定状況は、表 3.2-12 及び図 3.2-8 に示すとおりです。なお、大和市及び町田市については、調査区域内に「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月法律第 53 号）、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」（平成 9 年 10 月神奈川県条例第 35 号）及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成 12 年 12 月東京都条例第 215 号）に基づく土壌汚染に係る区域は存在しませんでした。

調査区域内には、土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域が 1 箇所あります。形質変更時要届出区域とは、土壌汚染の人への摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域のことをいいます（摂取経路の遮断が行われた区域を含む）。なお、原則として、形質変更時要届出区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の 14 日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事等に届け出る必要があります。

表 3.2-12 調査区域内の形質変更時要届出区域

種別	指定番号	所在地（地番）	面積（㎡）	指定基準に適合しない特定有害物質	地下水汚染の有無	指定年月日
形質変更時要届出区域	指-197	瀬谷区瀬谷町 6126 番、7178 番、7449 番 1、7449 番 2、7449 番 5 及び 7745 番の各一部並びに旭区上川井町 3447 番、3509 番 1 及び 3509 番 2 の各一部	6252.86	鉛及びその化合物、 ふっ素及びその化合物、 砒素及びその化合物	不明	令和 3 年 9 月 24 日、 令和 5 年 6 月 23 日

資料：「土壌汚染対策法に基づく汚染された土地の区域の指定」（横浜市ホームページ 令和 5 年 8 月閲覧）

また、対象事業実施区域を含む旧上瀬谷通信施設は、戦前は旧日本海軍の倉庫施設が存在していました。その後、米軍が昭和 20 年 8 月に接收し、一旦解除された後に、昭和 26 年 3 月に再接収され、平成 27 年 6 月に返還されるまでは通信基地として利用されていました。現在は、図 3.2-9 のような土地所有状況であり、国有地と民有地、市有地が混在しています。

なお、令和元年度及び令和 3 年度に旧上瀬谷通信施設において防衛省による土壌汚染調査が行われており、対象事業実施区域内の一部区画において土壌の汚染が確認されています。

特定有害物質については、返還国有地約 110ha のうち、土壌汚染対策法に基づく指定基準値超過が確認された計 66 調査区画で詳細調査が行われており、その結果の概要は表 3.2-13 及び



図 3.2-9 に示すとおりです。ダイオキシン類については、返還国有地約 110ha のうち、全区画において基準に適合していました。

表 3.2-13 防衛省における土壤汚染調査結果の概要（国有地）

物質	項目	指定基準 超過区画数	最大 検出値	指定 基準値	深度方向の指定基準超過状況
鉛及びその化合物 (土壤溶出量、mg/L)		22	0.069	0.01	(ア) 深度方向 0～0.5m のみ 20 調査区画 (イ) 深度方向 0～0.5m 及び 8m、9m にて 1 調査区画 (ウ) 深度方向 0.5～1m のみ 1 調査区画 (ア)(イ)(ウ)の合計 22 調査区画
鉛及びその化合物 (土壤含有量、mg/kg)		36	1,600	150	(エ) 深度方向 0～0.5m のみ 29 調査区画 (オ) 深度方向 0～0.5m 及び旧地盤 (GL-0.85～GL1.35m) にて 1 調査区画 (カ) 深度方向 0～0.5m 及び 1m にて 1 調査区画 (キ) 深度方向 0～0.5m 及び 0.5～1m にて 1 調査区画 (ク) 旧地盤 (GL-2.0～GL-2.5m) のみ 2 調査区画 (ケ) 旧地盤 (GL-2.0～GL-2.5m) 及び深度方向 2m にて 1 調査区画 (コ) 旧地盤 (GL-2.0～GL-2.5m) 及び深度方向 1m、2m にて 1 調査区画 (エ) から (コ) の合計 36 調査区画
ひ素及びその化合物 (土壤溶出量、mg/L)		1	0.017	0.01	深度方向 0～0.5m にて 1 調査区画
ふっ素及びその化合物 (土壤溶出量、mg/L)		10	1.4	0.8	(サ) 深度方向 0～0.5m にて 1 調査区画 (シ) 深度方向 0.5～1m にて 9 調査区画 (サ)(シ)の合計 10 調査区画

注 1：鉛については、土壤溶出量、土壤含有量のいずれも基準不適合になった区画が 3 箇所あったため、指定基準調査区画数の合計が 66 調査区画になりません。

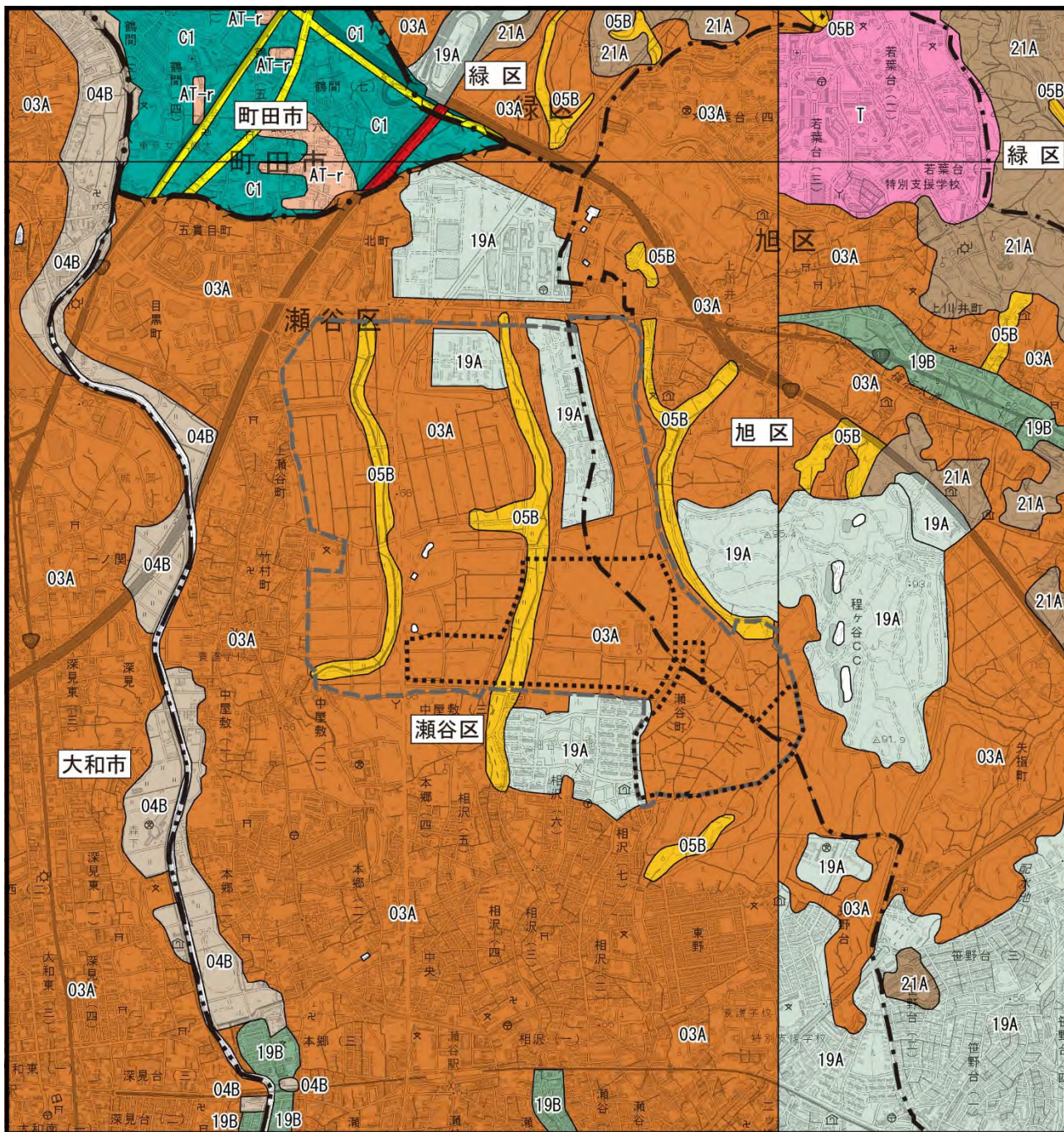
注 2：第二溶出量基準値（いずれも土壤溶出量として、鉛及びその化合物（0.3mg/L 以下）、ひ素及びその化合物（0.3mg/L 以下）、ふっ素及びその化合物（24mg/L 以下））を超える値は検出されていません。

注 3：上記、土壤溶出量基準不適合区画のうち、地下水が確認された調査区画について、以下に示す要領にて採取し、平成 15 年 3 月 6 日環境省告示第 17 号に準拠して、地下水の分析を実施した結果、いずれも基準に適合していました。（全ての調査地点において定量下限値未満で検出されていません。）

**【地下水採取方法】**  
 機械ボーリング（φ86mm）完了後に、孔内に簡易観測井戸を設置  
 簡易観測井戸の構造は、各観測地点のボーリング時の土質及び孔内水位等により決定  
 地下水採取は、掘削底面と地下水水位の中間水位にて採取

民有地・市有地における調査においては、3,532 地点の土壤採取を行い、ふっ素及びその化合物（土壤溶出量）20 区画、鉛及びその化合物（土壤含有量）2 区画で指定基準値超過がみられました。基準値超過区画に関しては、深度方向の土壤汚染調査を実施し、ふっ素及びその化合物（土壤溶出量）1 区画、鉛及びその化合物（土壤含有量）1 区画において、深さ方向で指定基準超過がみられました。なお、鉛及びその化合物（土壤含有量）の指定基準値超過が確認された 2 区画については、令和 2 年度末で除去が実施されています。また、深度方向の調査の際、地下水が確認された区画では、地下水調査を実施しており、地下水の分析をした結果、いずれも基準に適合しています。





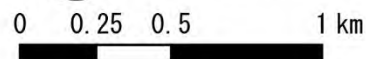
凡例    ◀▶ 都県界    - - - 市界    - - - 区界

⋯⋯ 対象事業実施区域    ⋯⋯ 土地区画整理事業実施区域

- |                 |             |      |
|-----------------|-------------|------|
| 21A 黒ボク土        | 19B 人工改変低地土 | 高速道路 |
| 03A 厚層多腐植質黒ボク土  | 19A 人工改変台地土 | 主要道路 |
| AT-r 厚層黒ボク土多腐植質 | C1 人工改変地    | なし   |
| 04B 厚層腐植質多湿黒ボク土 | T 大規模造成地    |      |
| 05B 腐植質黒ボクグライ土  |             |      |



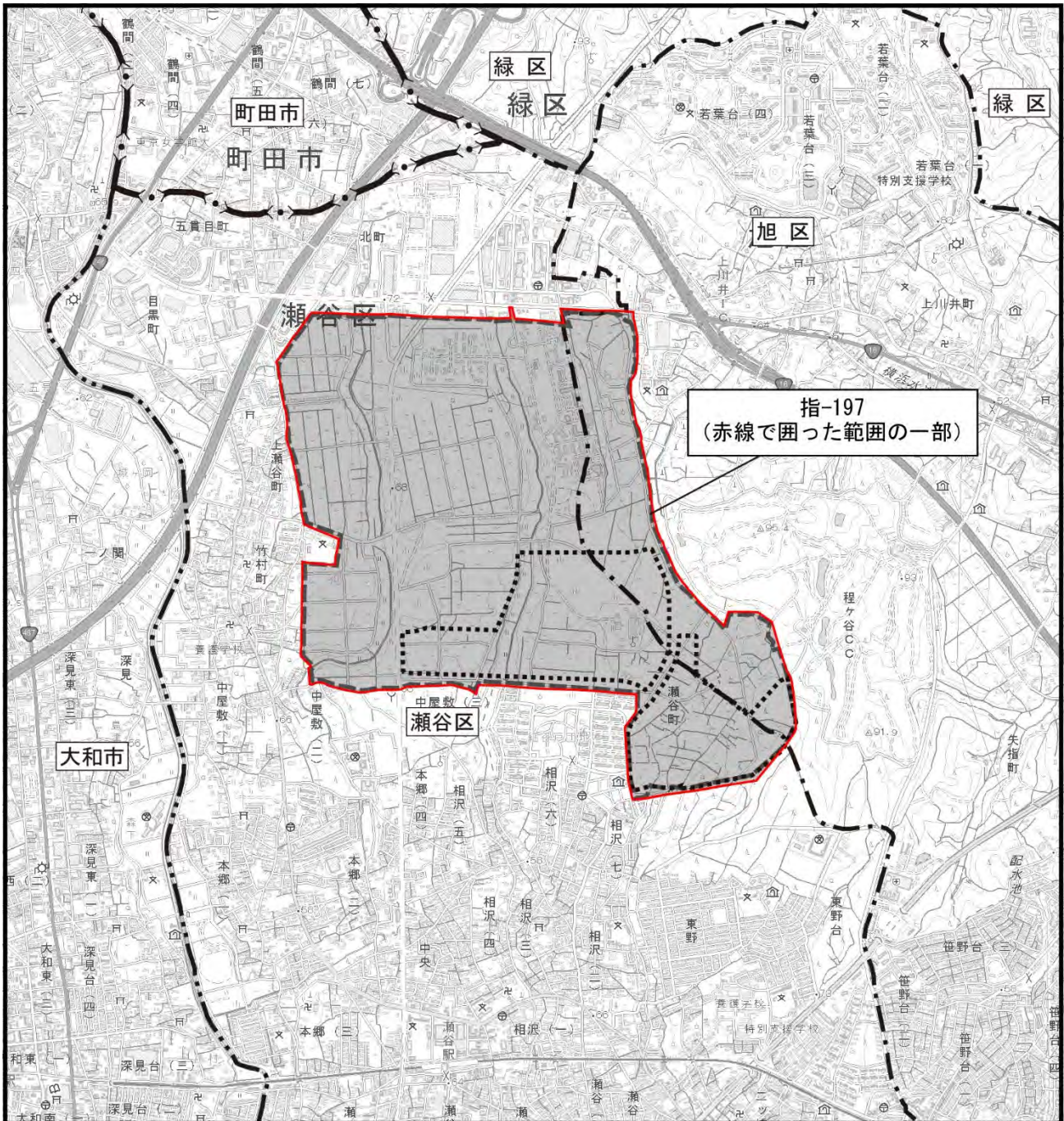
1:25,000









資料：「1/50,000 土地分類基本調査（土壌図）「八王子・藤沢・上野原」（東京都 平成7年3月）  
 「1/50,000 土地分類基本調査（土壌図）「横浜・東京西南部・東京東南部・木更津」（神奈川県 平成3年3月）  
 「1/50,000 土地分類基本調査（土壌図）「八王子」（神奈川県 平成元年3月）  
 「1/50,000 土地分類基本調査（土壌図）「藤沢・平塚」（神奈川県 昭和63年3月）

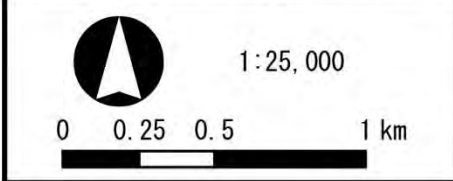
図 3.2-7 土壌図





凡例

-  対象事業実施区域
-  土地区画整理事業実施区域
-  都県界
-  市界
-  区界
-  形質変更時要届出区域



資料：「土壌汚染対策法に基づく汚染された土地の区域の指定」（横浜市ホームページ 令和5年8月閲覧）

図 3.2-8 調査区域内の形質変更時要届出区域



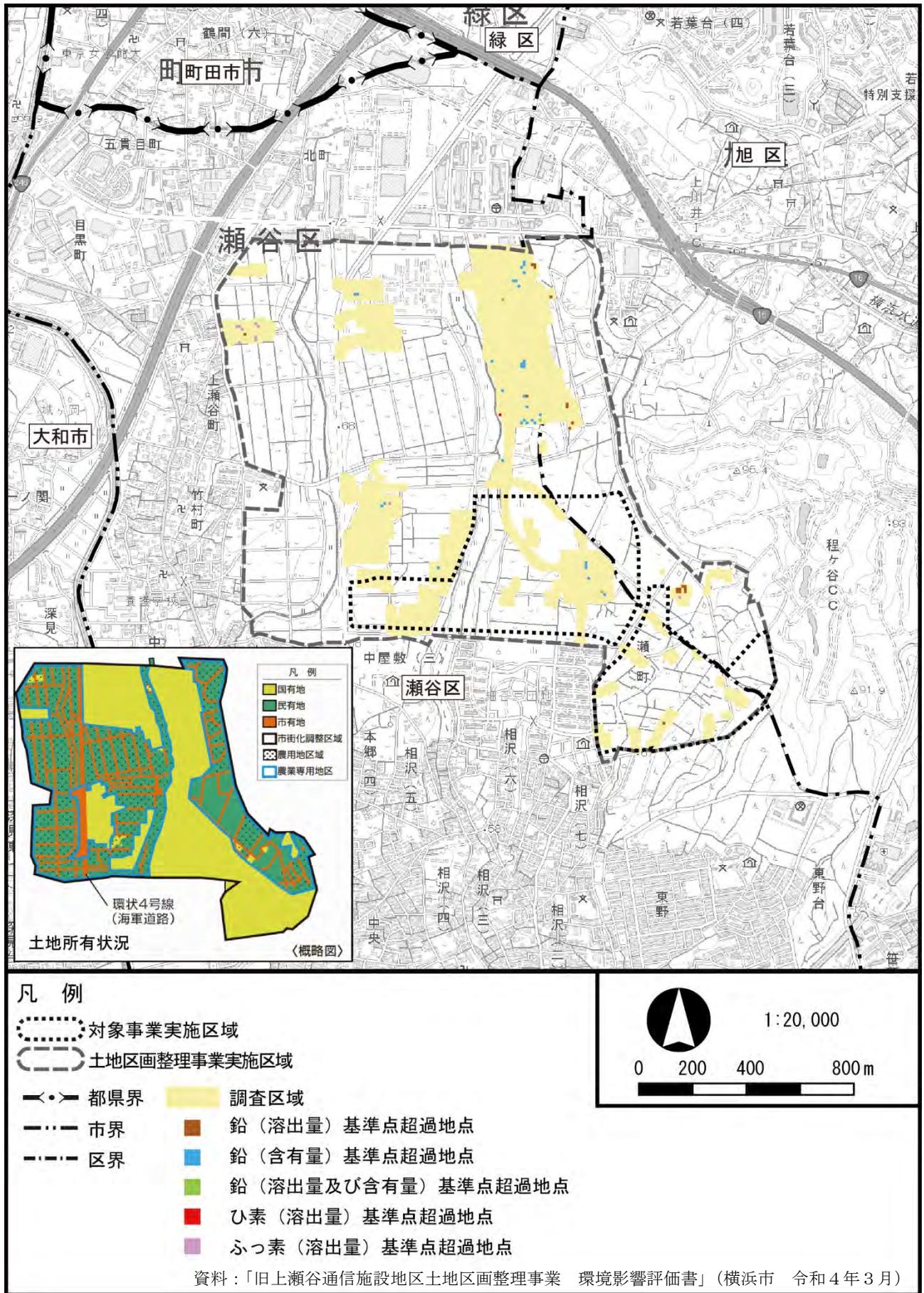


図 3.2-9 国有地における土壤汚染調査区画及び基準超過区画の位置

### (3) 地盤の状況

調査区域における地盤沈下の状況は表 3.2-14 に示すとおりです。

対象事業実施区域がある行政区分において、瀬谷区の観測水準点は 13 地点であり、そのうち沈下点数は 11 地点で、いずれも沈下量は 10mm 未満となっています。旭区の観測水準点は 13 地点であり、全点で沈下していますが、いずれも沈下量は 10mm 未満となっています。なお、大和市及び町田市については、調査区域内に公表されている観測水準点はありませんでした。

調査区域における水準測量成果は表 3.2-15 及び図 3.2-10 に、観測水準点の位置は図 3.2-11 に示すとおりです。平成 25 年を基準とした標高の変動状況をみると、-15mm～5mm で推移しています。

調査区域における軟弱地盤の分布状況は図 3.2-12 に示すとおりです。調査区域の大部分は丘陵地及び台地面となっており、軟弱地盤の層厚は 0～5m となっています。

表 3.2-14(1) 地盤沈下状況（横浜市）

（観測基準日：平成 27 年 1 月 1 日）

行政区分	水準点数	沈下点数	沈下量 (mm)				
			10 未満	10 以上 20 未満	20 以上 30 未満	30 以上 40 未満	40 以上
横浜市	333	283	283	0	0	0	0
瀬谷区	13	11	11	0	0	0	0
旭区	13	13	13	0	0	0	0
緑区	11	11	11	0	0	0	0

注 1：     は、対象事業実施区域のある行政区分。

注 2：平成 27 年度より精密水準測量による水準点の観測点数を減少させていることから、沈下面積の集計は行っていない為、地盤沈下面積推移等の調査結果については平成 26 年度までのデータが最新となっています。

資料：「平成 26 年度 横浜市地盤沈下調査報告書」（横浜市環境創造局 平成 27 年 8 月）

表 3.2-14(2) 令和 2 年における地層別変動量（参考：町田市）

地域	観測井名	所在地	鉄管の 深さ (m)	地表面から 鉄管底までの 間の地層の 変動量 (cm/年)	鉄管底から 下の地層の 変動量 (鉄管の 変動量、cm/年)	全変動量 (ほぼ地表面 の変動量)
町田市	町田第 1	野津田町（薬師池公園内）	100	-0.05 <sup>注1</sup>	0.24	0.19
	町田第 2	町田市フォトサロン北東側)	190	-0.01 <sup>注1</sup>	0.23	0.22
	町田南第 1	高ヶ坂三丁目	60	-0.03 <sup>注1</sup>	0.20	0.17
	町田南第 2	(高瀬第 2 公園西側脇)	225	-0.02 <sup>注1</sup>	0.19	0.17

注 1：計器が設置されていないため、近接地の水準測量結果（全変動量欄の値）から「鉄管底から下の地層の変動量」を引算した値です。

注 2：調査区域内に観測井が存在しないため、町田市内の観測井の地層変動量を記載しました。

資料：「令和 2 年地盤沈下調査報告書」（東京都土木技術支援・人材育成センター 令和 3 年 7 月）

表 3.2-15 水準測量成果

単位：T.P.m

水準点番号	所在地	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年	R2年	R3年	R4年
S-1	瀬谷区北町 25-9	73.4842	73.4862	73.4804	73.4786	73.4804	73.4785	-	-	-	-
S-3	瀬谷区上瀬谷町 40-8	61.8882	61.8901	61.8898	61.8888	61.8899	61.8868	61.8871	61.8897	61.8941	61.8865
S-4	瀬谷区瀬谷町 7140	69.4401	69.4416	69.4413	69.4404	69.4415	69.4398	69.4389	69.4421	69.4441	69.4394
S-5	瀬谷区竹村町 1-14	60.9675	60.9693	60.9677	60.9678	60.9690	60.9676	60.9614	60.9698	60.9723	60.9661
S-20	瀬谷区本郷一丁目 18-9	53.9930	53.9938	53.9928	53.9932	53.9937	53.9933	53.9921	53.9952	53.9967	53.9913
S-22	瀬谷区瀬谷六丁目 6	48.4896	48.4884	48.4859	48.4852	48.4839	48.4810	48.4755	48.4787	48.4779	48.4735
A-9	旭区上川井町 320-1	55.1869	55.1852	55.1813	55.1813	55.1796	55.1807	-	-	-	-
I016-013	旭区上川井町 870 先	63.6290	63.6291	63.6212	63.6203	63.6213	63.6192	-	-	-	-

注1：「-」は欠測を示します。

資料：「水準測量成果閲覧サービス」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）

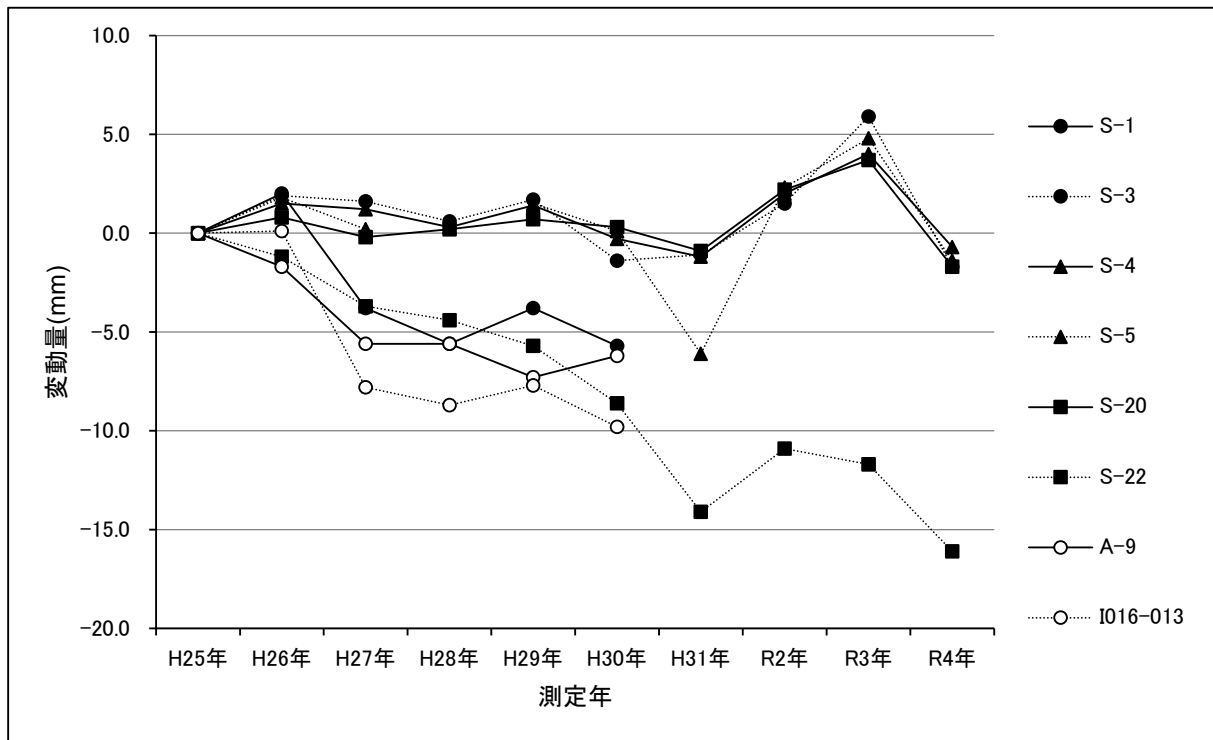
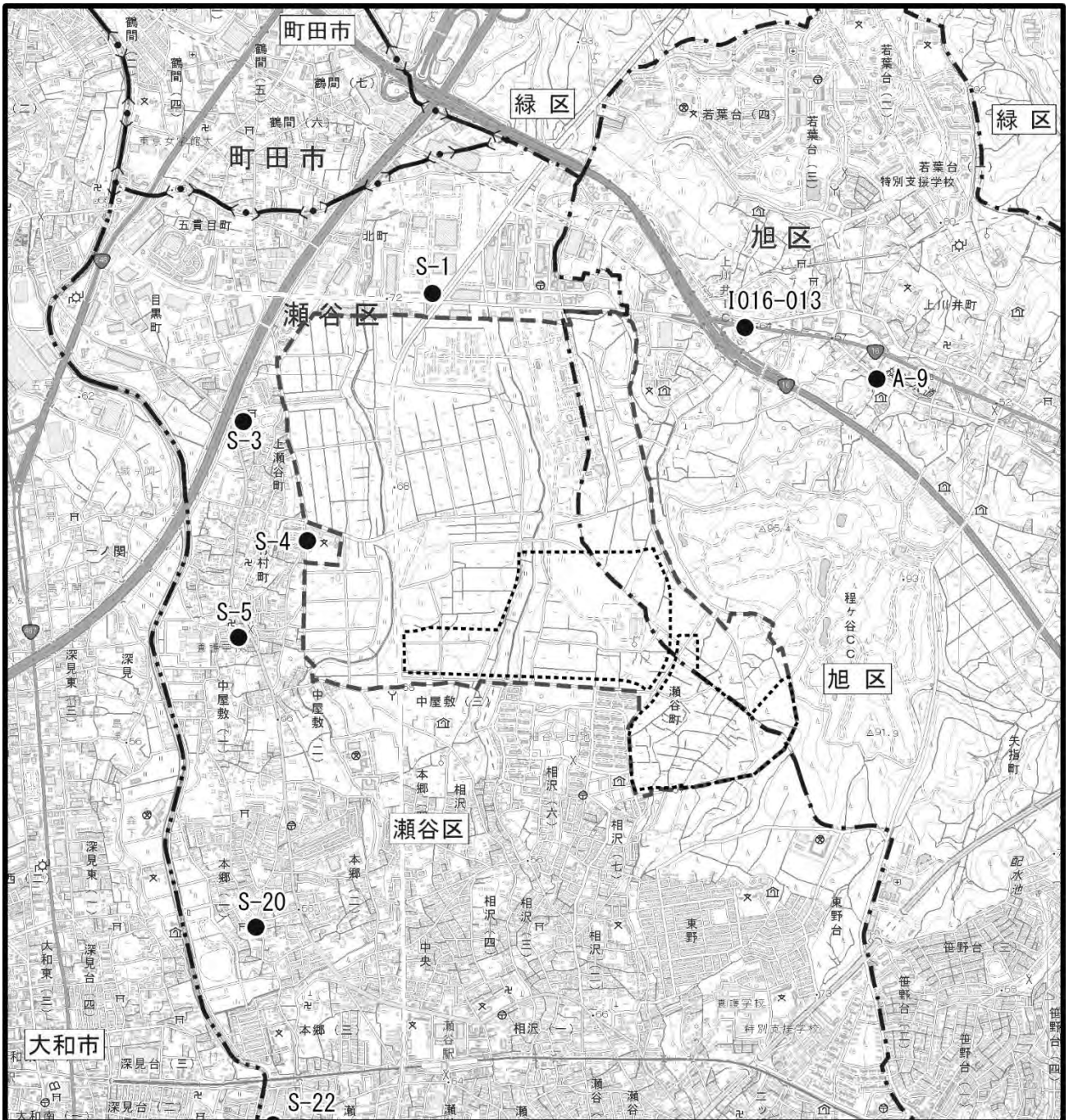


図 3.2-10 各水準点における平成 25 年を基準とした標高の変動状況



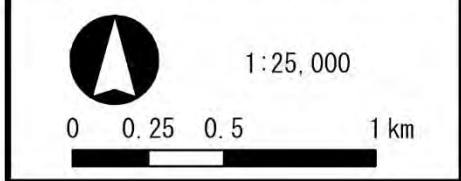


凡 例

⋯⋯ 対象事業実施区域    - - - 土地区画整理事業実施区域

—●— 都県界    - - - 市界    - - - 区界

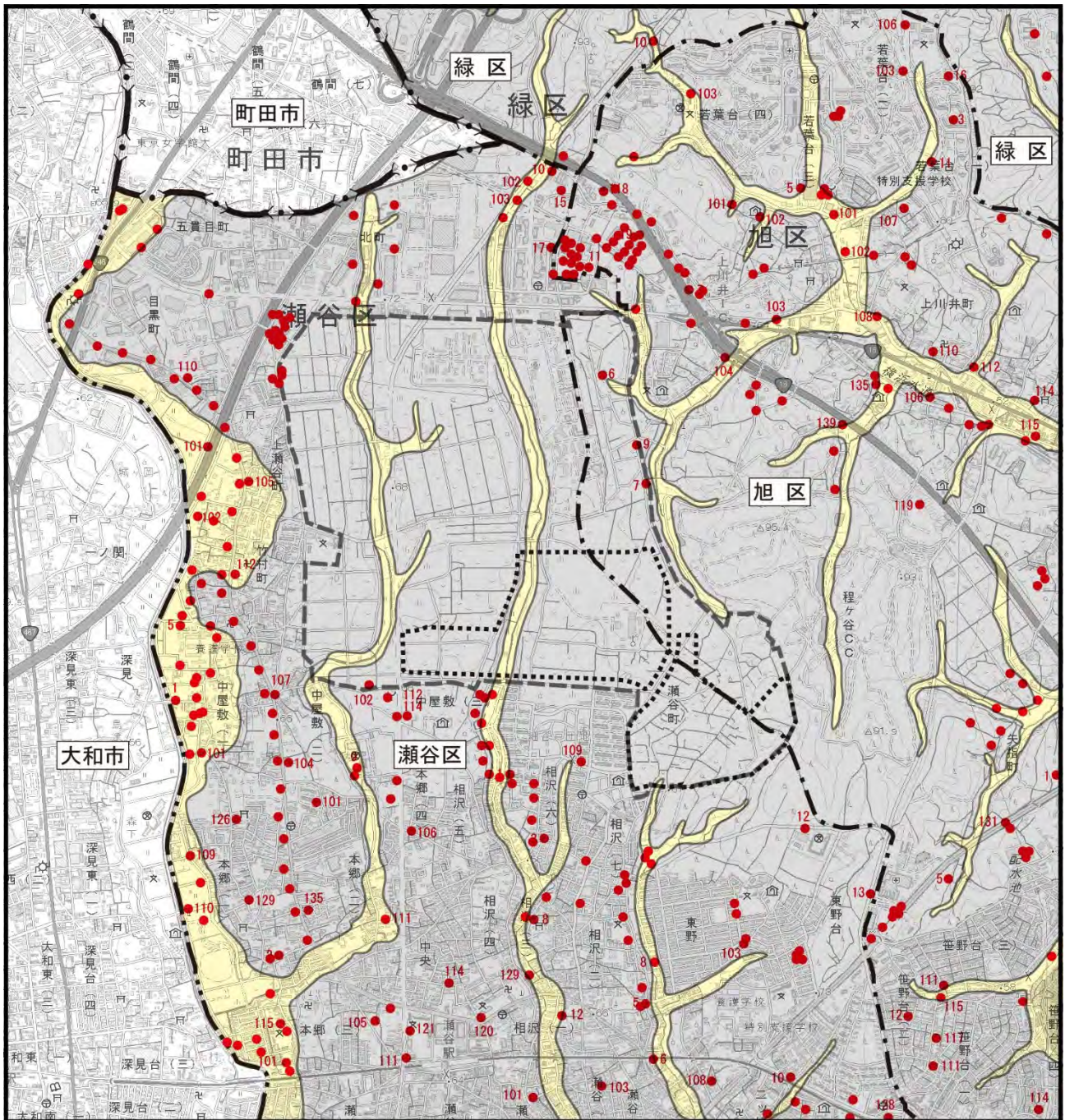
● 観測水準点



注1：町田市の観測井（町田第1、町田第2、町田南第1及び町田南第2）は図郭外に位置します。  
 資料：「水準測量成果閲覧サービス」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）

図 3.2-11 観測水準点位置図



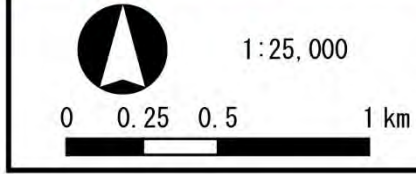


凡例

- 対象事業実施区域
- 土地区画整理事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界

- 0～5m
- 5～10m
- 10～20m
- 20～30m
- 30～40m
- 丘陵地及び台地面
- ボーリング地点

軟弱地盤層厚



注1：大和市及び町田市について軟弱地盤図は公表されていません。

資料：「横浜のボーリング調査位置及び軟弱地盤分布図（1/25,000）」（横浜市 平成8年3月）

「横浜市地盤地図情報「地盤View」（外部サイト）」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）

図 3.2-12 軟弱地盤図



### 3.2.4 地形及び地質の状況

#### (1) 地形の状況

調査区域の地形分類の状況は図 3.2-13、標高区分は図 3.2-14 に示すとおりです。

対象事業実施区域の地形は、主に武蔵野段丘面群となっています。対象事業実施区域の標高は、おおむね 60m 以上 80m 未満であり、東側に標高 80m 以上～90m 未満の丘陵地があります。対象事業実施区域周辺も同様に段丘地形や平坦化地が広がっているほか、東側には緩斜面、西側は盛土地等もみられます。

調査区域の保全すべき地形は、図 3.2-15 に示すとおりです。

三保町の谷津田景観(三保市民の森)は保全すべき地形として、「日本の地形レッドデータブック 第2集—保全すべき地形—」(小泉武栄・青木賢人 編 平成14年3月)に記載されています。

調査区域には、「日本の典型地形 都道府県一覧」(建設省国土地理院 平成11年4月)、「自然環境保全調査報告書」(環境庁 昭和51年)、「第3回自然環境保全基礎調査 東京都自然環境情報図」(環境庁 平成元年)、「第3回自然環境保全基礎調査 神奈川県自然環境情報図」(環境庁 平成元年)、「日本の地形レッドデータブック 第1集(新装版)—危機にある地形—」(小泉武栄・青木賢人 編 平成12年12月)、「文化財保護法」(昭和25年5月法律第214号)、「神奈川県文化財保護条例」(昭和30年4月神奈川県条例第13号)及び「横浜市文化財保護条例」(昭和62年12月横浜市条例53号)に記載されている保全すべき地形は存在しません。

#### (2) 地質の状況

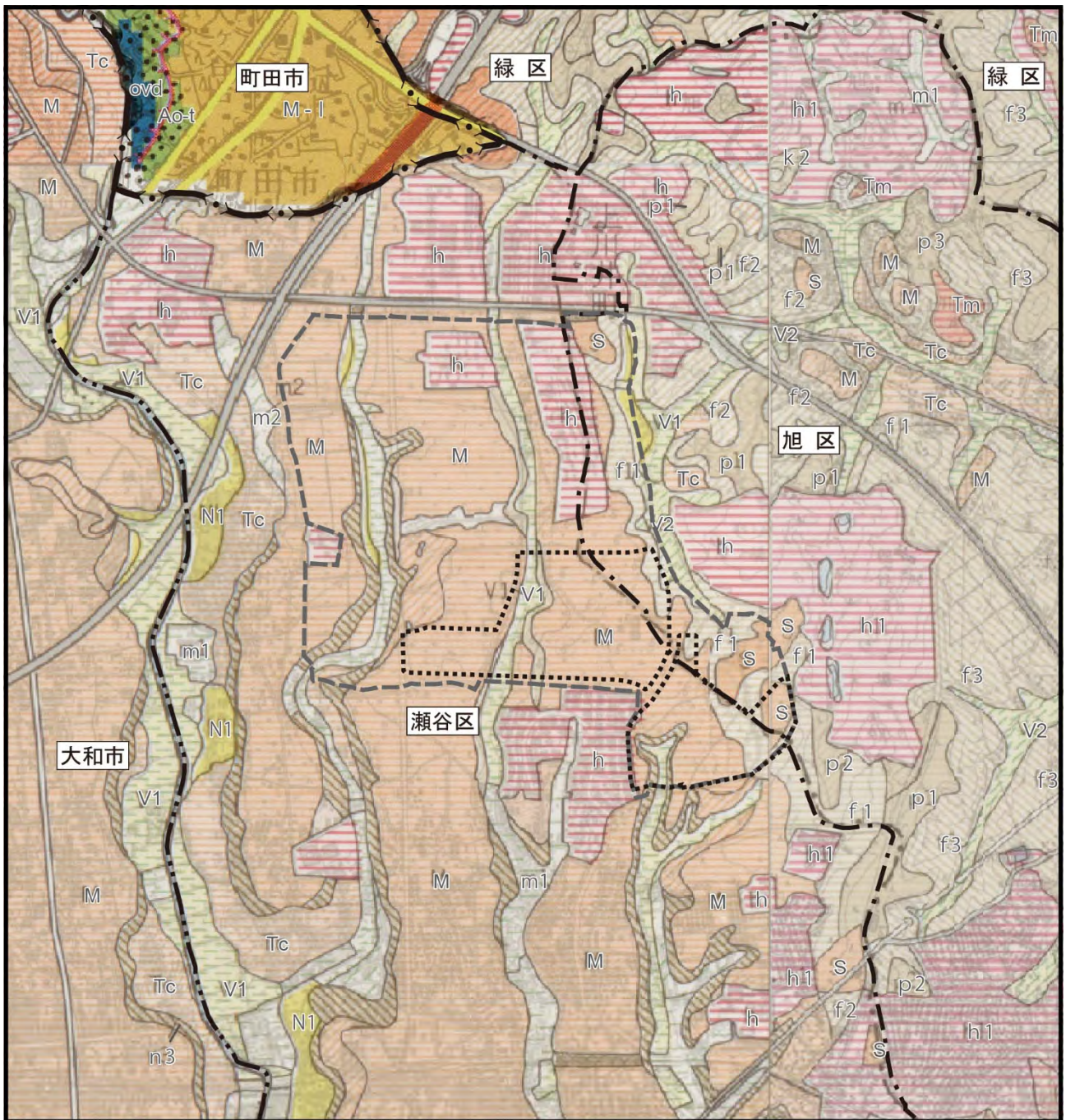
調査区域の地質については、図 3.2-16 に示すとおりです。

対象事業実施区域には武蔵野ローム層、相模層群・下末吉ローム層等が分布しており、川沿いには沖積層が分布しています。

地質断面の状況は、図 3.2-17 に示すとおりです。

対象事業実施区域周辺は主に第三紀鮮新世～第四紀更新世の上総層群の泥岩・砂岩・礫岩を基盤とし、相模層群の粘土・砂・礫層、武蔵野砂礫層、立川・武蔵野・下末吉・多摩ローム層から構成されています。なお、境川沿いの谷底平野部には主に沖積層の粘土・砂・砂礫が分布しています。

なお、「日本の地形レッドデータブック 第1集(新装版)—危機にある地形—」(小泉武栄・青木賢人 編 平成12年12月)及び「日本の地形レッドデータブック 第2集—保全すべき地形—」(小泉武栄・青木賢人 編 平成14年3月)に記載されている保全すべき地質は存在しません。



**凡例**

都県界   
  市界   
  区界  
 対象事業実施区域   
  土地区画整理事業実施区域

<p><b>一般山地</b></p> <p>p1 p2 p3 山頂緩斜面</p> <p>k1 k2 k3 山腹緩斜面</p> <p>f1 f2 f3 山麓緩斜面</p> <p>n3 n4 一般斜面</p> <p>d5 d6 急斜面</p>	<p><b>段丘地形</b></p> <p>Tm Tm Tm 多摩段丘面群</p> <p>S S S 下末吉段丘面群</p> <p>M M M 武蔵野段丘面群</p> <p>Tc Tc Tc 立川段丘面群</p>	<p><b>台地</b></p> <p>M-I 武蔵野段丘面 I</p> <p>Ao-t 青柳段丘面</p> <p>段丘崖</p>	<p><b>低地の微高地</b></p> <p>N1 自然堤防</p> <p><b>低地の一般面</b></p> <p>V1 V2 V3 谷底平野</p> <p>Ar1 旧河道</p> <p><b>旧河道</b></p> <p>ovd 旧河道</p>
---	--	---	---

1:25,000

0 0.25 0.5 1 km

**人工地形**

h h1 平坦化地

m1 m2 盛土地

**その他**

— 国道・主要地方道

— 高速道路

— 主要道路

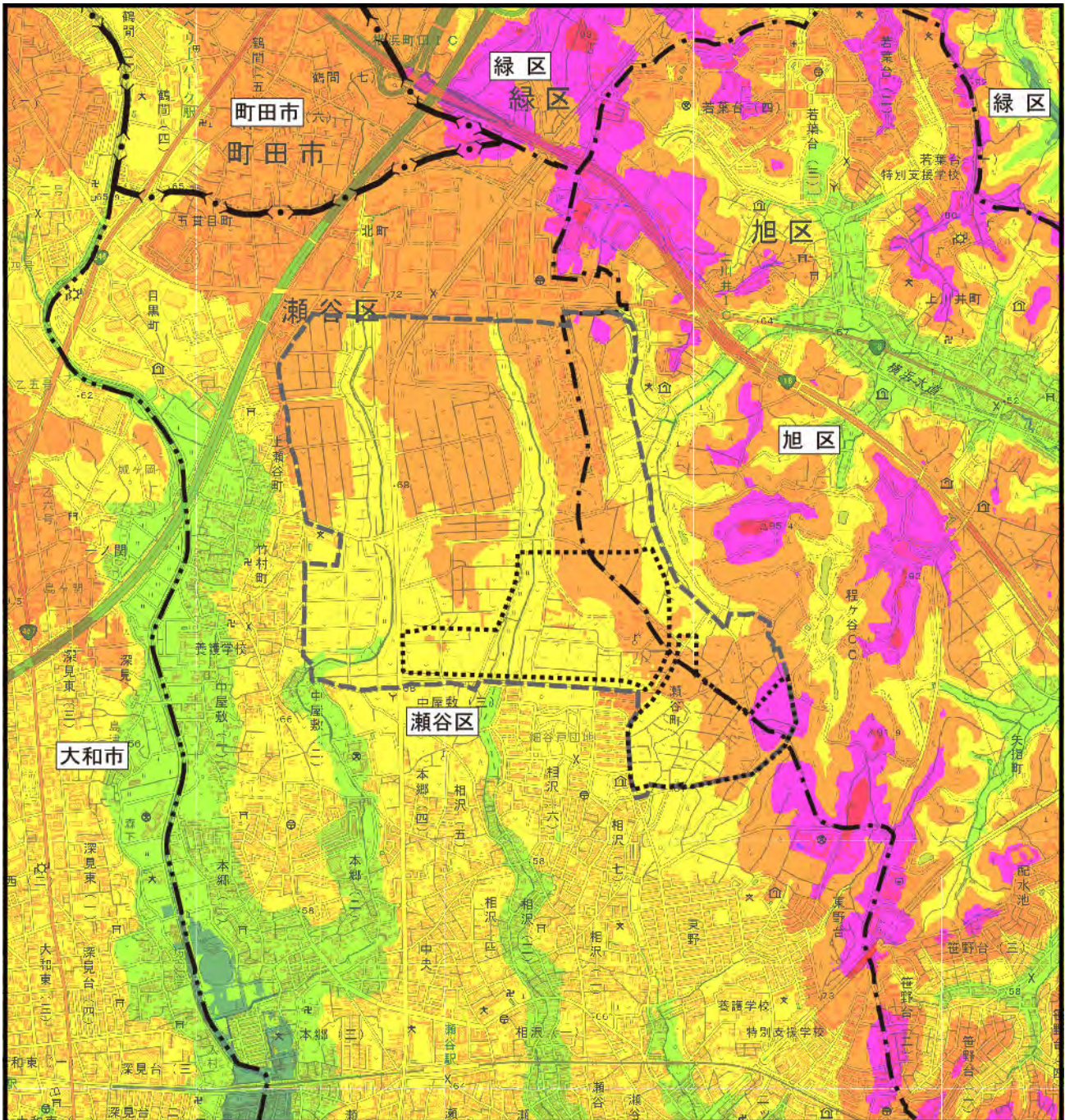
— 地形界

凡例の数字は、傾斜区分を示す。1:0 ~ 3° 2:3 ~ 8° 3:8 ~ 15° 4:15 ~ 30° 5:30 ~ 40° 6:40° ~

資料：「1/50,000 土地分類基本調査(地形分類図)「八王子・藤沢・上野原」(東京都 平成7年3月)、「1/50,000 土地分類基本調査(地形分類図)「横浜・東京西南部・東京東南部・木更津」(神奈川県 平成3年3月)、「1/50,000 土地分類基本調査(地形分類図)「八王子」(神奈川県 平成元年3月)、「1/50,000 土地分類基本調査(地形分類図)「藤沢・平塚」(神奈川県 昭和63年3月)

図 3.2-13 地形分類図





- 凡例**
- 都県界
  - — — 市界
  - - - - 区界
  - ⋯⋯⋯ 対象事業実施区域
  - ⋯⋯⋯ 土地区画整理事業実施区域
- |   |  |
|---|--|
| <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: #006400; border: 1px solid black;"></span> 標高 0m以上～50m未満 | <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: #FF00FF; border: 1px solid black;"></span> 標高80m以上～90m未満  |
| <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: #90EE90; border: 1px solid black;"></span> 標高50m以上～60m未満 | <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: #FF0000; border: 1px solid black;"></span> 標高90m以上～100m未満 |
| <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: #FFFF00; border: 1px solid black;"></span> 標高60m以上～70m未満 | <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: #8B4513; border: 1px solid black;"></span> 標高100m以上       |
| <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: #FFA500; border: 1px solid black;"></span> 標高70m以上～80m未満 |  |

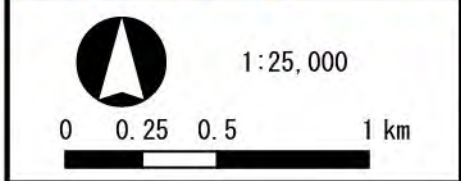
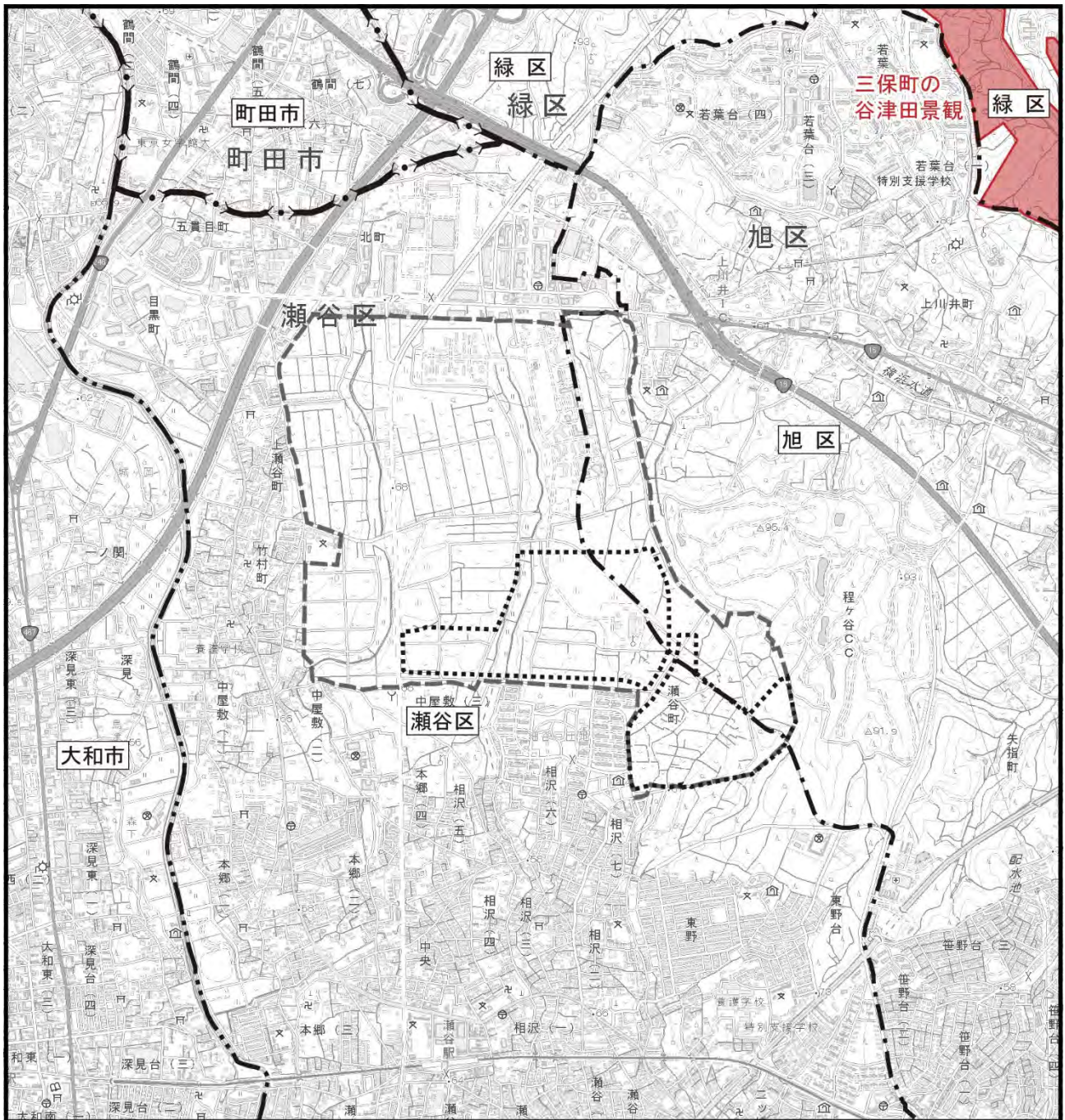


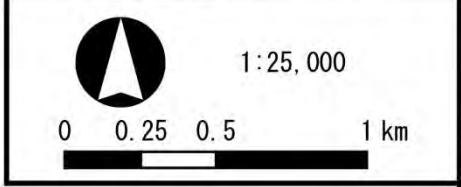
图 3.2-14 標高区分图





凡例

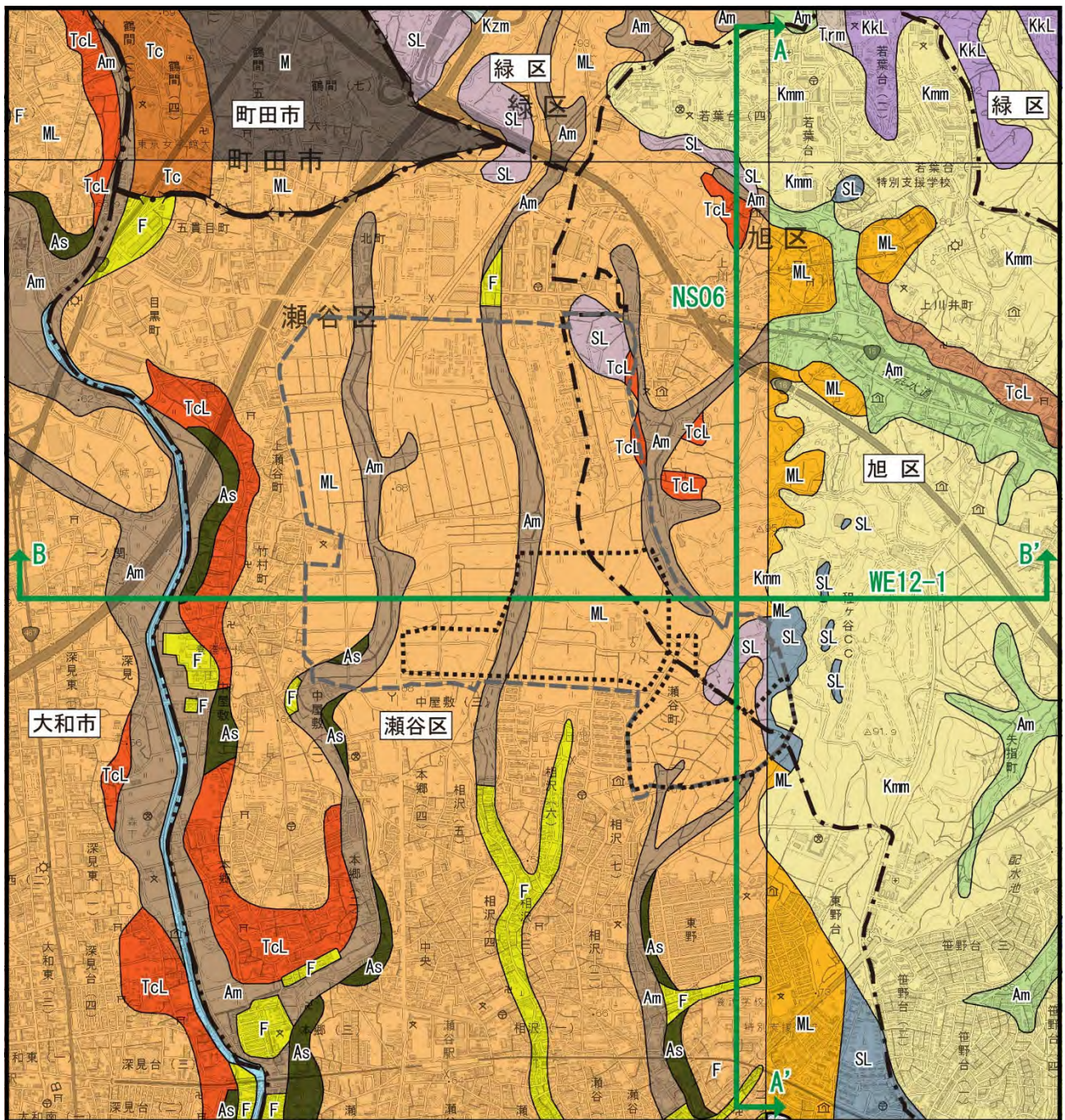
- 対象事業実施区域
- 土地区画整理事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 保全すべき地形



資料：「日本の地形レッドデータブック 第2集—保全すべき地形—」（小泉武栄・青木賢人 編 平成14年3月）

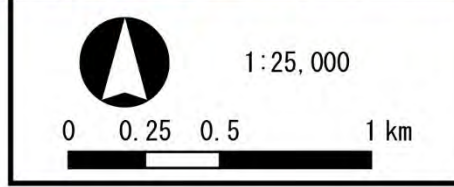
図 3.2-15 保全すべき地形





凡例 ←・→ 都県界    - - - 市界    - - - 区界  
 ⋯⋯ 対象事業実施区域    ⋯⋯ 土地地区画整理事業実施区域

- |                      |                       |
|----------------------|-----------------------|
| Am 沖積層 (泥を主とし砂を含む)   | ML 武蔵野ローム層・武蔵野礫層      |
| As 沖積層 (砂・礫を主とし泥を含む) | SL 相模層群・下末吉ローム層       |
| TcL 立川ローム層           | SL 相模層群・下末吉ローム層・下末吉層  |
| Tc 立川ローム層・立川段丘堆積物    | KkL 相模層群・山王台ローム層・上倉田層 |
| TcL 立川ローム層・立川礫層      | Kzm 上総層群              |
| ML 武蔵野ローム層           | Trm 上総層群・鶴川層          |
| M 武蔵野ローム層・武蔵野段丘堆積物   | Kmm 上総層群・上星川層         |



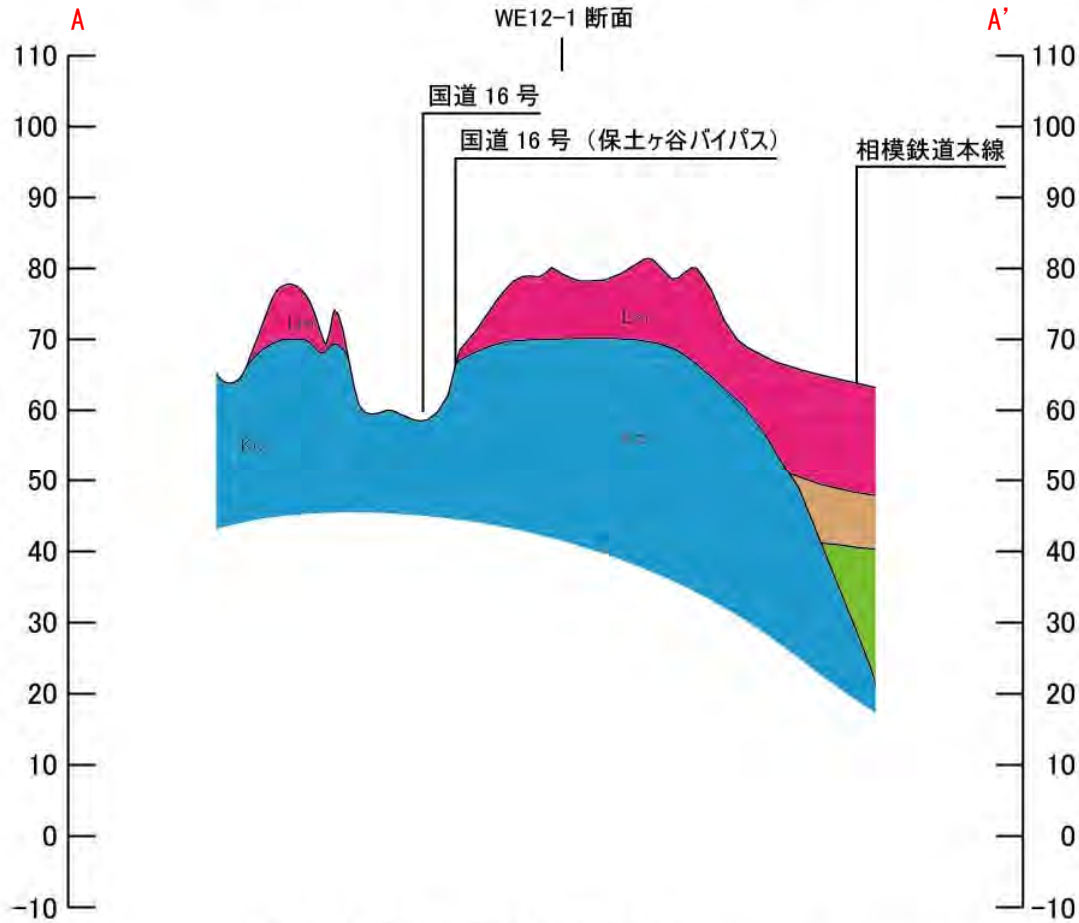
- |           |            |
|-----------|------------|
| Am 低湿地堆積物 | □ なし       |
| F 埋土      | ↕ 断面図位置    |
| F 盛土      |            |
| 水部分       | (図 3.2-17) |

資料：「1/50,000 土地分類基本調査 (表層地質図) 「八王子・藤沢・上野原」 (東京都 平成7年3月)  
 「1/50,000 土地分類基本調査 (表層地質図) 「横浜・東京西南部・東京東南部・木更津」 (神奈川県 平成3年3月)  
 「1/50,000 土地分類基本調査 (表層地質図) 「八王子」 (神奈川県 平成元年3月)  
 「1/50,000 土地分類基本調査 (表層地質図) 「藤沢・平塚」 (神奈川県 昭和63年3月)

図 3.2-16 表層地質図



横浜市緑区 ←→ 横浜市旭区 ←→ 横浜市瀬谷区



資料：「土地分類基本調査（垂直調査）」  
 （国土交通省国土政策局国土情報課ホームページ 令和4年10月閲覧）  
 ※ 一部加筆

時代		地層・土質・地質記号				
第四紀	完新世	埋立地・盛土	-		b	
		沖積層	粘土	Ac	粘土・砂・砂礫	A
			砂	As		
	砂礫		Ag			
	更新世	立川・武蔵野・下末吉・多摩ローム層	ローム・凝灰質粘土		Lm	
		立川・武蔵野・下末吉・多摩ローム層（埋没ローム）	ローム・凝灰質粘土		bl	
		立川礫層	砂礫		Tcg	
		立川礫層（埋没段丘礫層）	砂礫		btg-1	
		武蔵野砂礫層	砂礫		Mg	
		武蔵野砂礫層（埋没段丘礫層）	砂礫		btg-2	
相模層群		粘土	Sac	粘土・砂・砂礫	Sa	
	砂	Sas				
	砂礫	Sag				
第三紀	鮮新世	上総層群	泥岩・砂岩・礫岩		Kz	

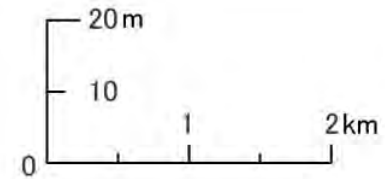


図 3.2-17(1) 地質断面図（NS06 断面）

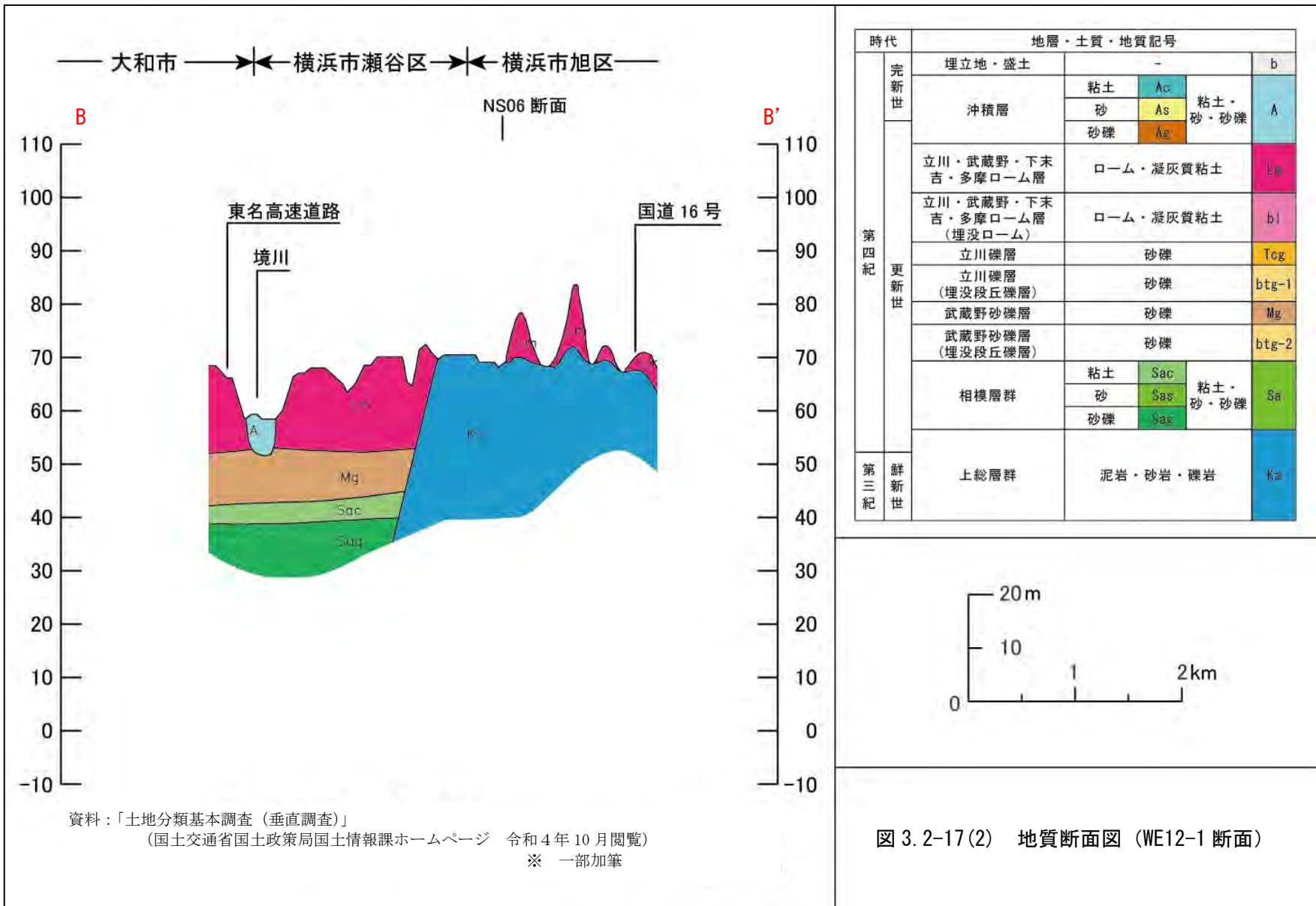


図 3.2-17(2) 地質断面図 (WE12-1 断面)



### (3) 土砂災害関係法令による指定状況

#### ① 砂防指定地

調査区域において、「砂防法」(明治30年3月法律第29号)に基づく砂防指定地は指定されていません。

#### ② 地すべり防止区域

調査区域において、「地すべり等防止法」(昭和33年3月法律第30号)に基づく地すべり防止区域は指定されていません。

#### ③ 急傾斜地崩壊危険区域

調査区域の急傾斜地崩壊危険区域の位置は、図3.2-18に示すとおりです。

「急傾斜地崩壊危険区域」は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和44年7月法律第57号)に基づき、急傾斜地の崩壊による災害を防止するため、神奈川県や東京都が指定する区域になります。「傾斜度が30度以上あるもの」、「高さが5m以上あるもの」、「がけ崩れにより、危害が生じるおそれのある家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても、官公署、学校、病院等に危害が生ずるおそれのあるもの」の全てに該当する急傾斜地について指定されます。

なお、対象事業実施区域内は、急傾斜地崩壊危険区域には指定されていません。

#### ④ 土砂災害警戒区域

調査区域の土砂災害警戒区域の位置は、図3.2-18に示すとおりです。

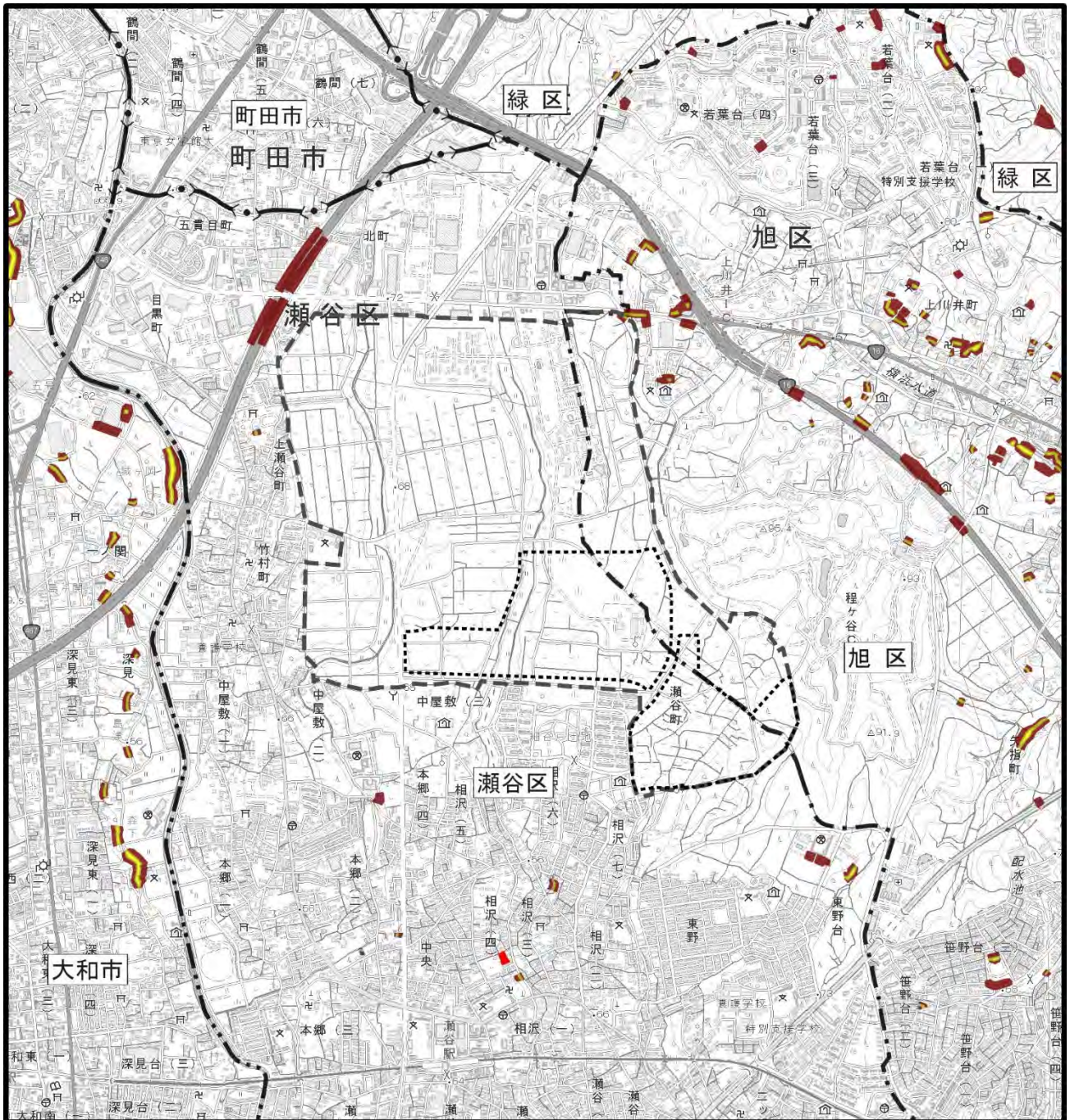
「土砂災害警戒区域」は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年5月法律第57号)に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命や身体に危害が生ずるおそれのあると認められた土地の区域として、神奈川県や東京都が指定する区域です。

「土砂災害特別警戒区域」は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年5月法律第57号)に基づき、「土砂災害警戒区域」のうち、建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれのあると認められる土地の区域であり、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制されます。

調査区域には、土砂災害警戒区域又は土砂災害特別警戒区域に指定されている区域が存在していますが、対象事業実施区域内には土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定された区域はありません。

#### ⑤ 土砂流出防備保安林及び土砂崩壊防備保安林

調査区域において、「森林法」(昭和26年6月法律第249号)に基づく土砂流出防備保安林及び土砂崩壊防備保安林は指定されていません。



凡例

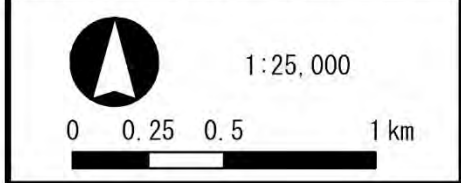
⋯⋯⋯ 対象事業実施区域    ⋯⋯⋯ 土地区画整理事業実施区域

—●— 都県界    - - - 市界    - - - 区界

■ 急傾斜地崩壊危険区域

■ 土砂災害警戒区域

■ 土砂災害特別警戒区域



資料：「瀬谷区土砂災害ハザードマップ」(横浜市 令和3年11月)  
「旭区土砂災害ハザードマップ」(横浜市 令和4年1月)  
「緑区西部土砂災害ハザードマップ」(横浜市 令和4年3月)  
「大和市防災マップ」(大和市 令和4年3月)  
「東京都土砂災害警戒区域等マップ」  
(東京都建設局ホームページ 令和4年10月閲覧)

図 3.2-18 急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域

(4) 災害の状況

① 災害による被害の発生状況

調査対象地域における災害による被害の発生状況は、表 3.2-16 に示すとおりです。

対象事業実施区域が位置する瀬谷区における令和3年の被害総数は人的被害が0人、住家被害が1棟、非住家被害が1棟、田畑被害が0.0268ha、その他の被害が5件（箇所）、旭区では、人的被害が0人、住家被害が0棟、非住家被害が0棟、田畑被害が0ha、その他の被害が3件（箇所）となっています。瀬谷区及び旭区における平成29年から令和3年の被害の状況を見ると、平成30年及び令和元年の被害数が多く、住家被害、非住家被害（その他）ともに一部破損が多く発生しています。

表 3.2-16(1) 横浜市の災害による被害の発生状況の経年変化

被害分類	横浜市					瀬谷区					旭区					緑区						
	H29	H30	R1	R2	R3	H29	H30	R1	R2	R3	H29	H30	R1	R2	R3	H29	H30	R1	R2	R3		
人的被害	死者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		行方不明者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	負傷者	重傷者	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		軽傷者	5	12	13	0	7	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0
住家被害	全壊	0	0	8	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
	大規模半壊	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	半壊	0	13	102	0	0	0	0	6	0	0	0	9	8	0	0	0	1	8	0	0	
	一部破損	11	503	2,377	1	4	0	8	60	0	0	2	62	214	0	0	0	0	37	0	1	
	床上浸水	5	2	51	0	2	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	床下浸水	20	2	33	0	0	17	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	
非住家被害	公共建物	全壊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		半壊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		一部破損	1	10	55	0	0	0	0	1	0	1	0	0	5	0	0	0	0	5	0	0
		浸水	0	0	12	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	その他浸水	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		全壊	1	5	10	0	0	1	1	0	0	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0
		半壊	0	0	19	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0
		一部破損	7	76	249	0	0	0	1	5	0	0	0	14	37	0	0	0	0	3	5	0
		浸水	10	3	504	0	0	2	1	1	0	0	2	0	3	0	0	0	0	0	0	0
		その他浸水	4	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
田畑被害	田の流出・埋没	0	0.0018	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	田の冠水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	畑の流出・陥没	0	0	2	0	0.0268	0	0	0	0	0.0268	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	畑の冠水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	文教施設	1	0	4	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
その他の被害	病院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	道路	6	15	34	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	
	橋梁	-	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	河川	0	0	1	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	港湾	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	砂防	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	清掃施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	がけ崩れ	28	9	60	4	9	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	
	鉄道不通	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
	被害船舶	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	水道	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	電話	回線	-	0	1	0	0	-	0	0	0	0	-	0	0	0	0	-	0	0	0	0
	ガス	戸	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ブロック塀等	箇所	2	13	72	0	6	0	0	1	0	0	0	2	5	0	1	0	1	3	0	1
	その他	箇所	84	795	2,397	2	58	10	25	35	0	4	9	103	124	0	2	1	16	60	0	1

注1：全壊

住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、また

は住家の主要な構成要素の経済的損害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。

注2：大規模半壊

居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもの。

注3：半壊

住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。

注4：一部破損

全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

注5：「-」は、資料中に項目として記載されていなかったことを示します。

資料：「平成29年～令和3年 横浜市の災害」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）

表 3.2-16(2) 大和市の災害の状況（火災の発生状況）

区 分	H30	R1	R2
件 数(件)	35	46	38
建 物(件)	24	30	23
林 野(件)	-	-	-
車 両(件)	2	-	4
そ の 他(件)	9	16	11
棟 数(棟)	30	40	24
全 焼(棟)	3	3	0
半 焼(棟)	-	3	2
部 分 焼(棟)	12	7	6
ぼ や(棟)	15	27	16
焼 損 面 積	233	450	152
建物(m <sup>2</sup> )	233	450	152
林野(a)	-	-	-
世 帯(世帯)	21	37	15
全 損(世帯)	2	7	-
半 損(世帯)	-	3	-
小 損(世帯)	19	27	15
死 傷 者(人)	3	12	7
死 者(人)	-	2	-
負 傷 者(人)	3	10	7
損 害 額(千円)	8,428	34,512	17,148
建 物	5,613	30,027	9,195
収 容 物	1,818	4,481	5,682
林 野	-	-	-
車 両	490	-	2,260
そ の 他	507	4	11

資料：「令和2年版 統計概要」（大和市ホームページ 令和4年10月閲覧）



表 3.2-16(3) 町田市の災害の状況（火災の発生状況）

年次		H28	H29	H30	R1	R2
火災件数 (件)	総数	116	94	108	104	103
	建物	78	57	52	65	59
	車両	13	3	7	2	7
	林野	-	-	-	-	-
	その他	25	34	49	37	37
建物 焼損面積 (㎡)	床面積	605	683	337	919	460
	表面積	233	282	113	129	103
その他・林野焼損面積 (㎡)		465	529	289	1,102	1,218
損害見積額 (千円)		156,332	69,007	136,702	303,411	49,612

資料：「町田市統計書」（町田市ホームページ 令和4年10月閲覧）

表 3.2-16(4) 町田市の災害の状況（水害の発生状況）

年次		R1	
河川流域		境川	境川
区市町村		町田市	町田市
町丁名		小山町	相原町
浸水面積 (ha)		0.01	0.01
床下	棟数(棟)	1	0
	世帯数(世帯)	1	0
床上	棟数(棟)	0	1
	世帯数(世帯)	0	1
合計	棟数(棟)	1	1
	世帯数(世帯)	1	1
原因		内水	内水

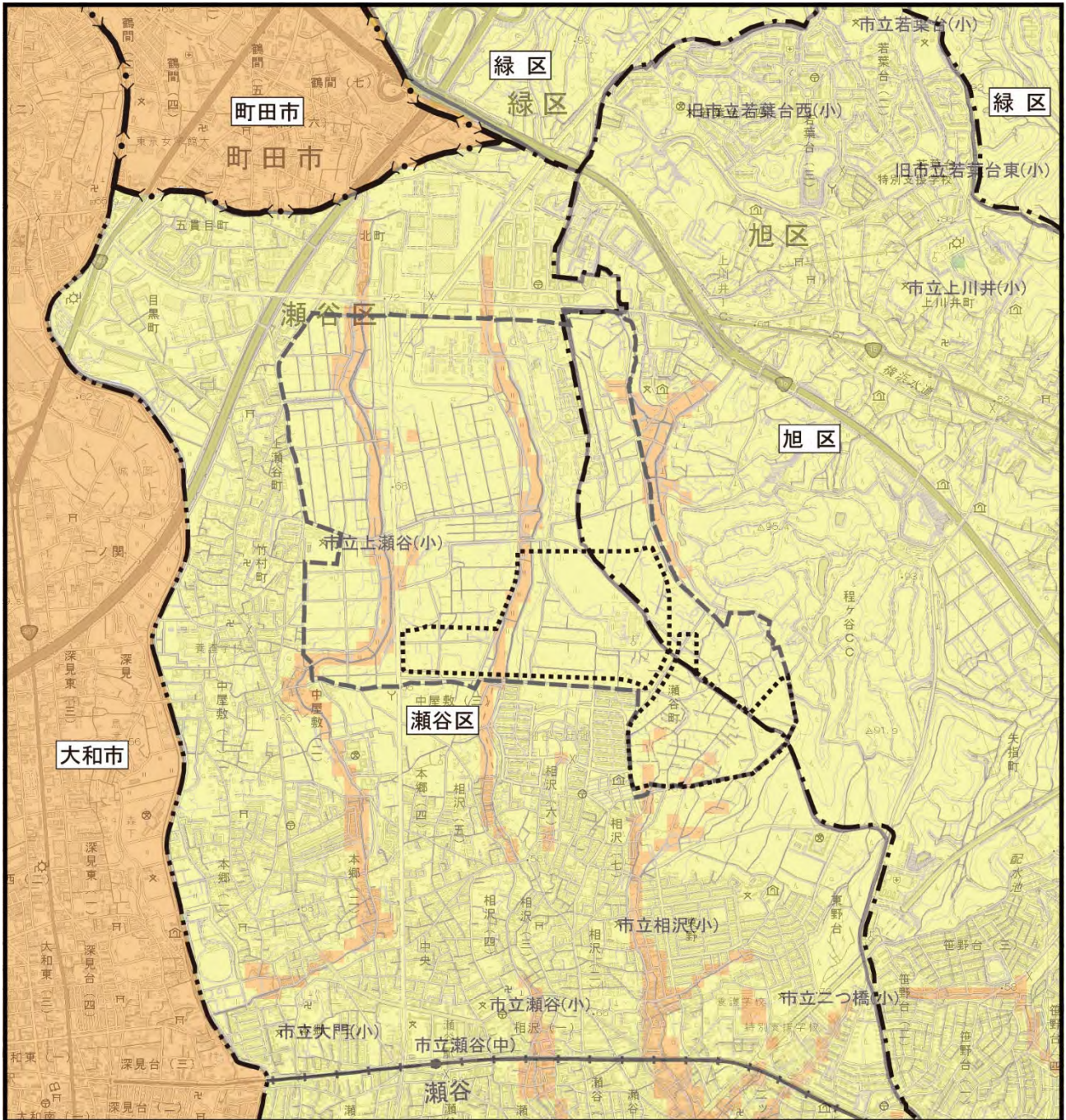
資料：「区市町村別の水害データ」（東京都建設局河川部計画課環境計画担当ホームページ 令和4年10月閲覧）

## ② 地震

調査区域において地震発生時に想定される震度は、図 3.2-19 に示すとおりです。

対象とした地震は、「横浜市地震被害想定調査報告書」（横浜市 平成 24 年 10 月）にて被害想定対象とされた 3 地震（元禄型関東地震、東京湾北部地震、南海トラフ巨大地震）としました。

調査区域では、元禄型関東地震で震度 6 弱～6 強、東京湾北部地震で震度 5 強～6 弱、南海トラフ巨大地震で震度 5 強～6 弱の揺れが想定されています。



凡例

- 対象事業実施区域
- 土地区画整理事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界

震度階

- 震度 7
- 震度 6 強
- 震度 6 弱
- 震度 5 強
- 震度 5 弱
- 震度 4



1:25,000

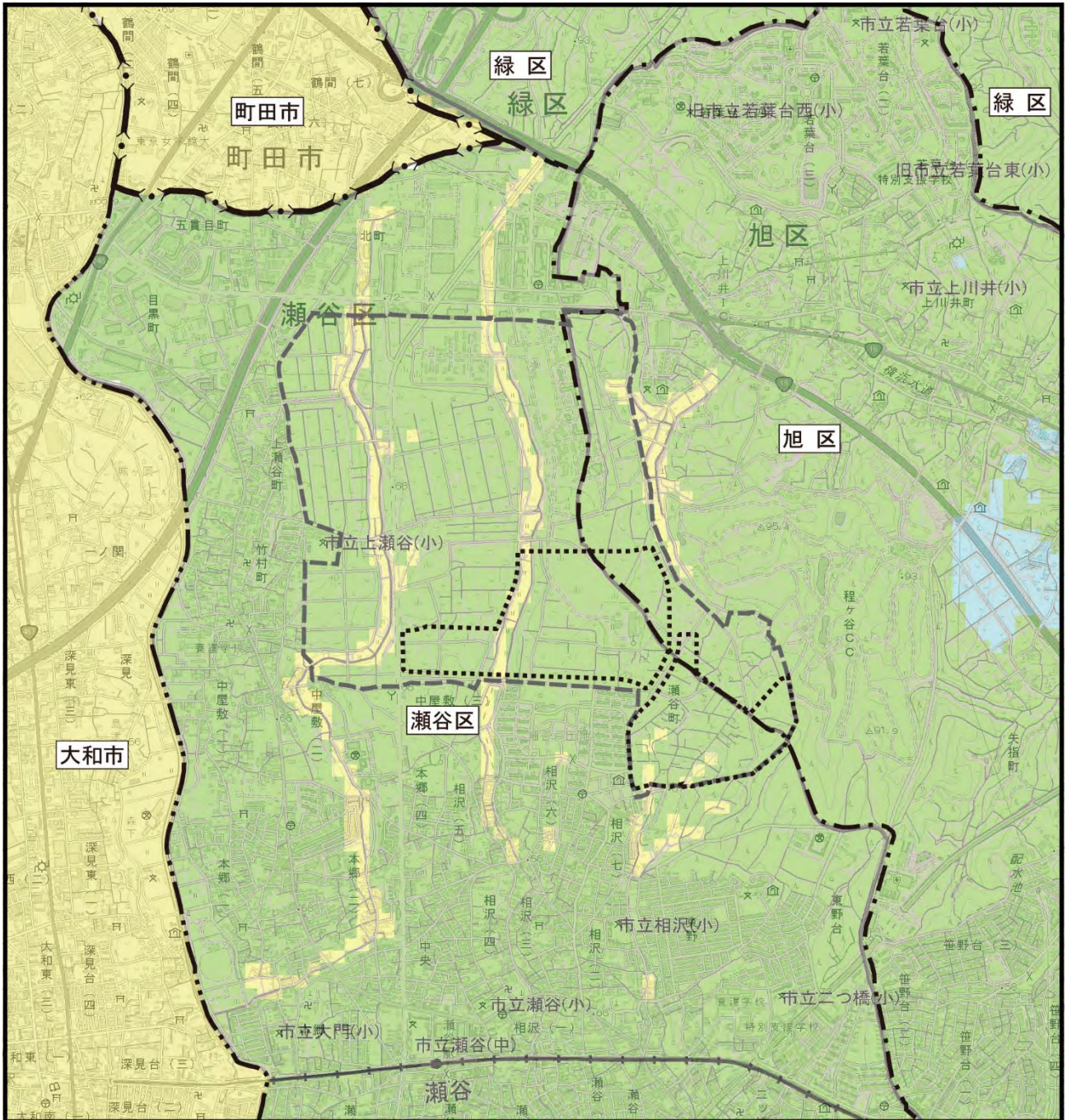
0 0.25 0.5 1 km














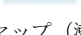
資料：「元禄型関東地震被害想定 地震マップ（瀬谷区、旭区、緑区）（平成 24 年 10 月作成）」（横浜市ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧）  
 「神奈川県地震被害想定調査報告書」（神奈川県地震被害想定調査委員会 平成 27 年 3 月）  
 「首都直下 M7 クラスの地震及び相模トラフ沿いの M8 クラスの地震等の震源断層モデルと震度分布・津波高等に関する報告書」（首都直下地震モデル検討会 平成 25 年 12 月）

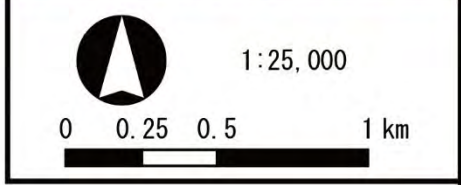
図 3.2-19(1) 地震マップ（元禄型関東地震）





凡例

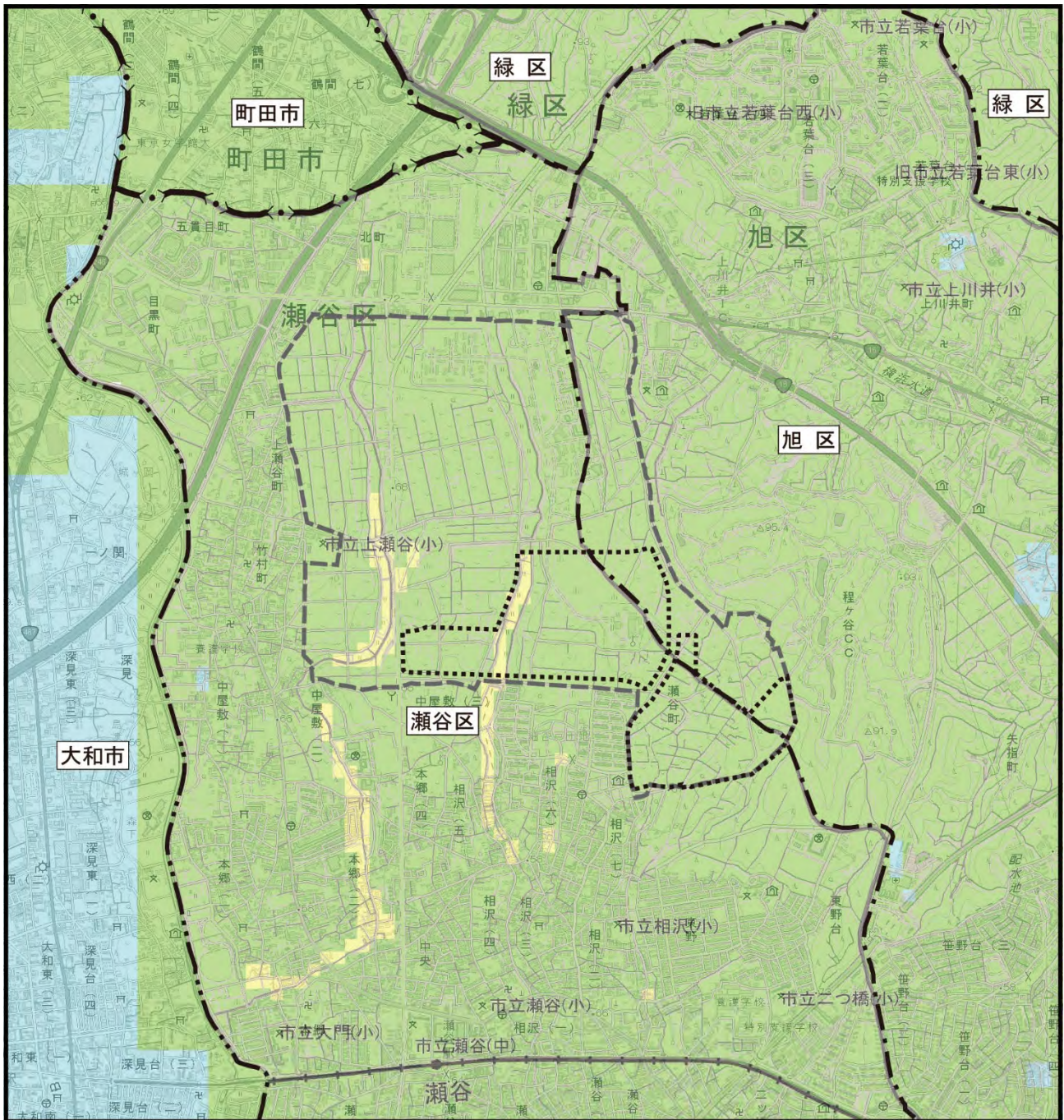
- |   |              |   |        |
|---|--------------|---|--------|
|  | 対象事業実施区域     |  | 震度階    |
|  | 土地区画整理事業実施区域 |  | 震度 7   |
|  | 都県界          |  | 震度 6 強 |
|  | 市界           |  | 震度 6 弱 |
|  | 区界           |  | 震度 5 強 |
|   |              |  | 震度 5 弱 |
|   |              |  | 震度 4   |



資料：「東京都湾北部地震被害想定 地震マップ（瀬谷区、旭区、緑区）（平成 24 年 10 月作成）」（横浜市ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧）  
「神奈川県地震被害想定調査報告書」（神奈川県地震被害想定調査委員会 平成 27 年 3 月）  
「首都直下 M7 クラスの地震及び相模トラフ沿いの M8 クラスの地震等の震源断層モデルと震度分布・津波高等に関する報告書」（首都直下地震モデル検討会 平成 25 年 12 月）

図 3.2-19 (2) 地震マップ（東京湾北部地震）

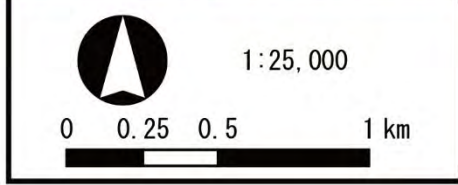




凡例

- 対象事業実施区域
- 土地区画整理事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界

- 震度階
- 震度 7
  - 震度 6 強
  - 震度 6 弱
  - 震度 5 強
  - 震度 5 弱
  - 震度 4



資料：「南海トラフ巨大地震被害想定 地震マップ（瀬谷区、旭区、緑区）（平成 24 年 10 月作成）」  
 （横浜市ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧）  
 「e-かなマップ」（神奈川県ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧）  
 「南海トラフの巨大地震による津波高・震度分布等」（内閣府防災担当報道発表資料 平成 24 年 8 月）

図 3.2-19 (3) 地震マップ（南海トラフ巨大地震）

### ③ 浸水想定区域

調査区域における洪水による浸水想定区域は図 3. 2-20 に、内水による浸水想定区域は図 3. 2-21 に示すとおりです。内水による浸水想定区域について、大和市及び町田市では公開されている情報を確認できなかったため、横浜市のみ図示しました。

洪水ハザードマップは 24 時間に境川流域全体で約 632mm、帷子川流域全体で約 390mm の降雨を想定しています。(横浜地方気象台では平成 26 年 10 月 5 日に 24 時間で約 307mm の降雨を観測)。内水ハザードマップは、平成 11 年に関東地方で観測された、1 時間で 153mm の降雨を想定しています。

対象事業実施区域において、洪水による浸水想定区域はありませんでした。

内水による浸水想定区域は、対象事業実施区域の相沢川沿いにおいて浸水深が主に 1. 0m~2. 0m 未満及び 2. 0m 以上の地域となっており、南東部において浸水深が主に 2 cm~20cm 未満の地域が散在しています。

### ④ 液状化

調査区域における液状化の可能性が高いと想定される地域は、図 3. 2-22 に示すとおりです。

対象とした地震は、「横浜市地震被害想定調査報告書」(横浜市 平成 24 年 10 月)にて被害想定対象とされた 3 地震(元禄型関東地震、東京湾北部地震、南海トラフ巨大地震)としました。

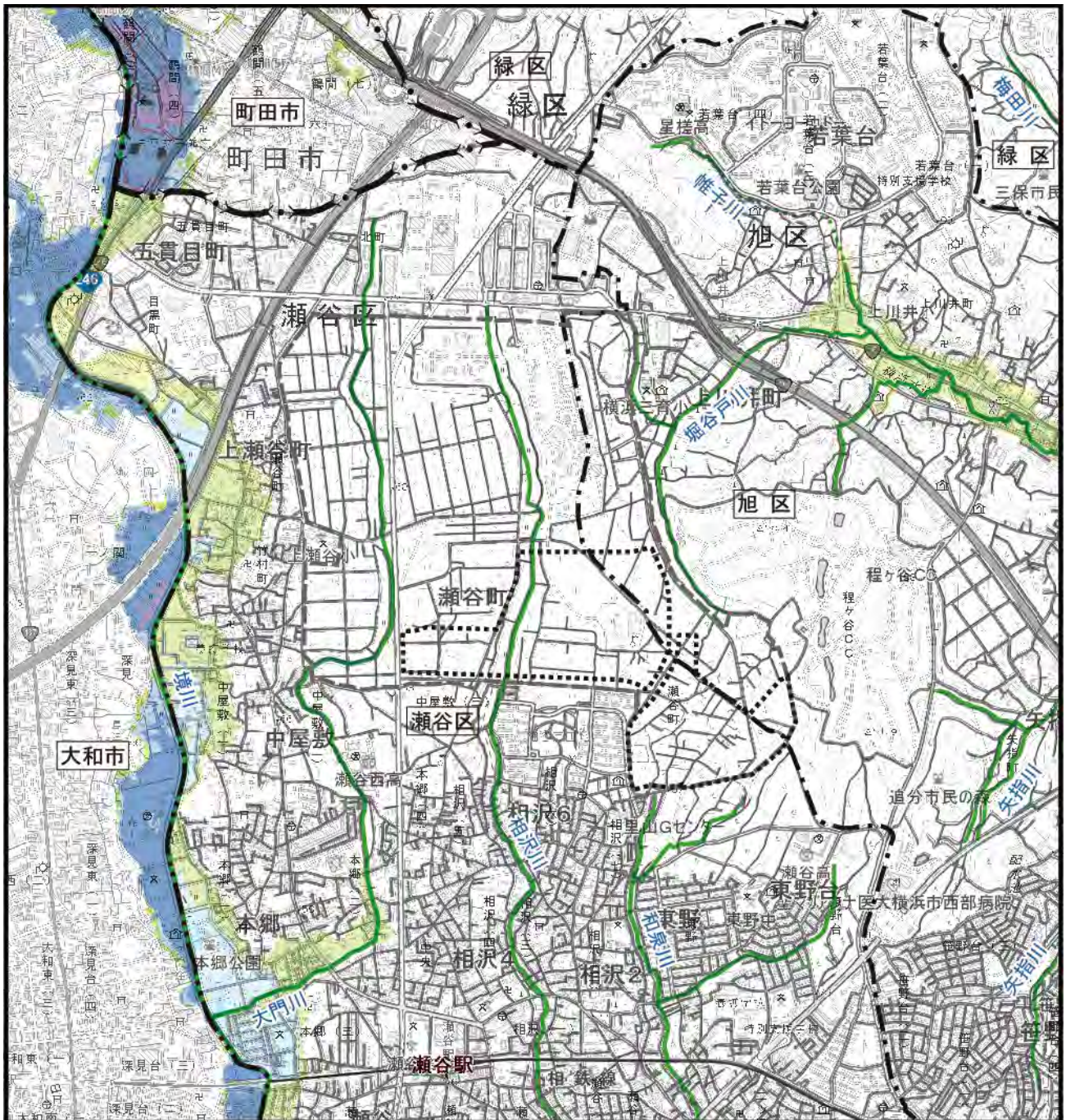
対象事業実施区域周辺には元禄型関東地震、東京湾北部地震、南海トラフ巨大地震において「液状化危険度が高い」、「液状化する可能性がある」、「液状化危険度は低い」とされる区域が一部存在していますが、大部分が「液状化する危険性はかなり低い」となっています。

### ⑤ 災害用井戸の状況

横浜市では、民間の協力の元、地震等災害時に洗浄水等飲料水以外の生活用水として活用できる井戸を「災害応急用井戸」に指定しており、町田市では「災害時協力井戸」、大和市では「災害用協力井戸」として指定しています。

調査区域における災害用井戸の分布状況は図 3. 2-23 に示すとおりで、瀬谷区に 37 箇所、旭区に 24 箇所、緑区に 2 箇所、町田市に 9 箇所存在しています。なお、大和市は災害時協力井戸が 289 件登録されていますが、場所は公表されていません。

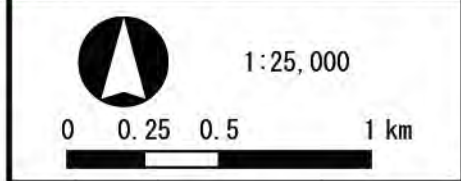




**凡例**

- 対象事業実施区域
- 土地区画整理事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 河川

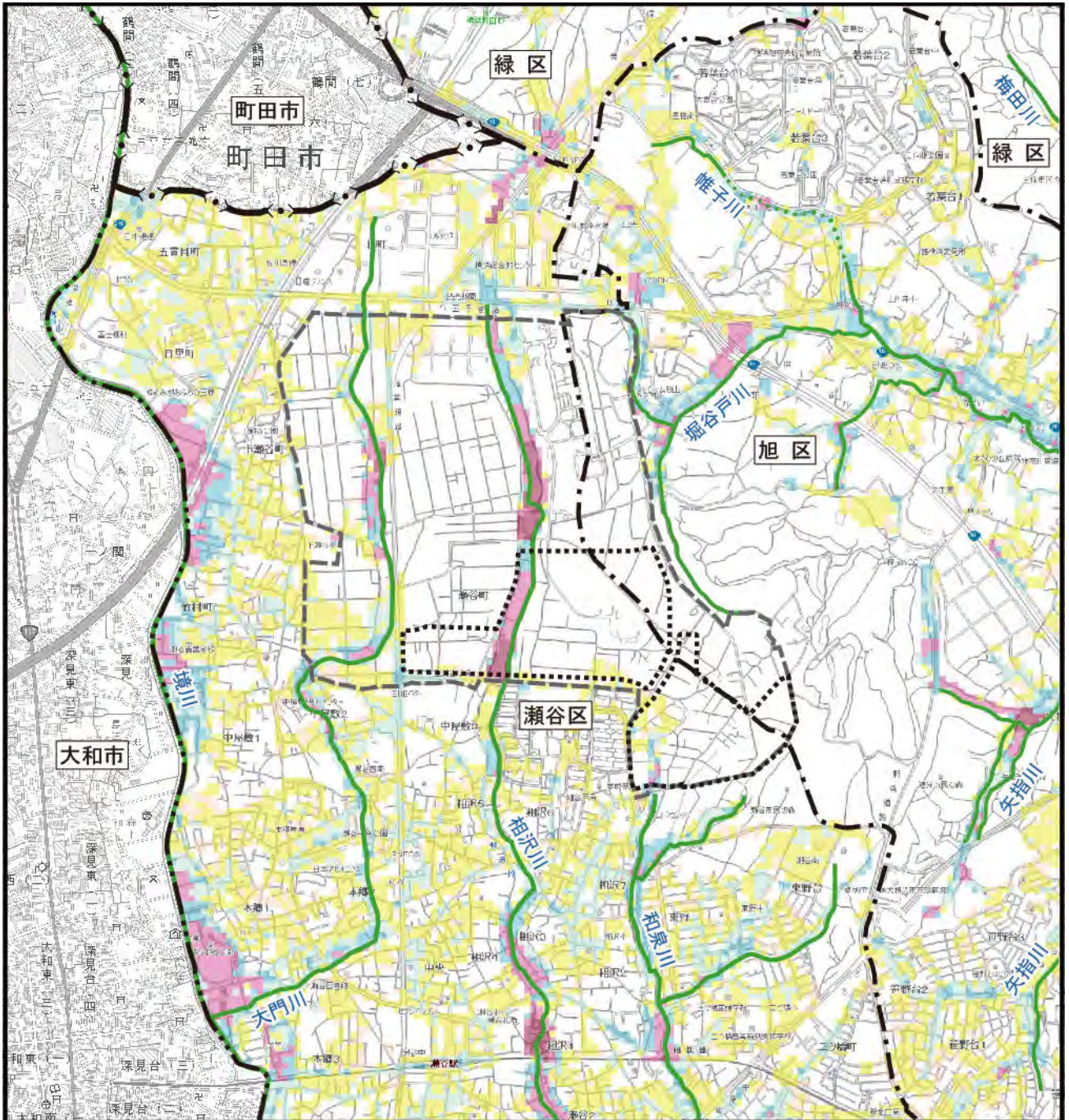
浸水深ランク	
横浜市	町田市
0~0.5m未満	0.1~0.5m未満
0.5~3.0m未満	0.5~1.0m未満
3.0~5.0m未満	1.0~2.0m未満
5.0~10.0m未満	2.0~3.0m未満
	3.0~5.0m未満
大和市	5.0~10.0m未満
0~0.5m未満	
0.5~1.0m未満	
1.0~2.0m未満	
2.0~5.0m未満	
5.0m以上	



資料：「瀬谷区洪水ハザードマップ」（横浜市 令和2年1月）、「旭区洪水ハザードマップ」（横浜市 平成30年11月）、「緑区洪水ハザードマップ」（横浜市 令和2年7月）、「横浜市行政地図情報提供システム（わいらい防災マップ）」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）、「大和市防災マップ」（大和市 平成31年2月）、「町田市洪水ハザードマップ」（町田市 令和元年11月）、「横浜市 河川図」（横浜市 平成23年3月）

図 3.2-20 洪水による浸水想定区域

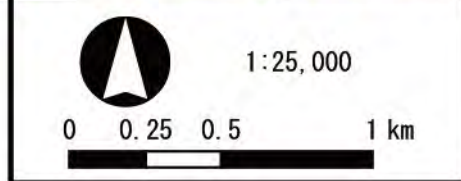




凡例

- 対象事業実施区域
- 土地区画整理事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 河川

浸水深ランク	
	0～2cm 未満
	2cm～20cm 未満
	20cm～50cm 未満
	50cm～1.0m 未満
	1.0m～2.0m 未満
	2.0m 以上

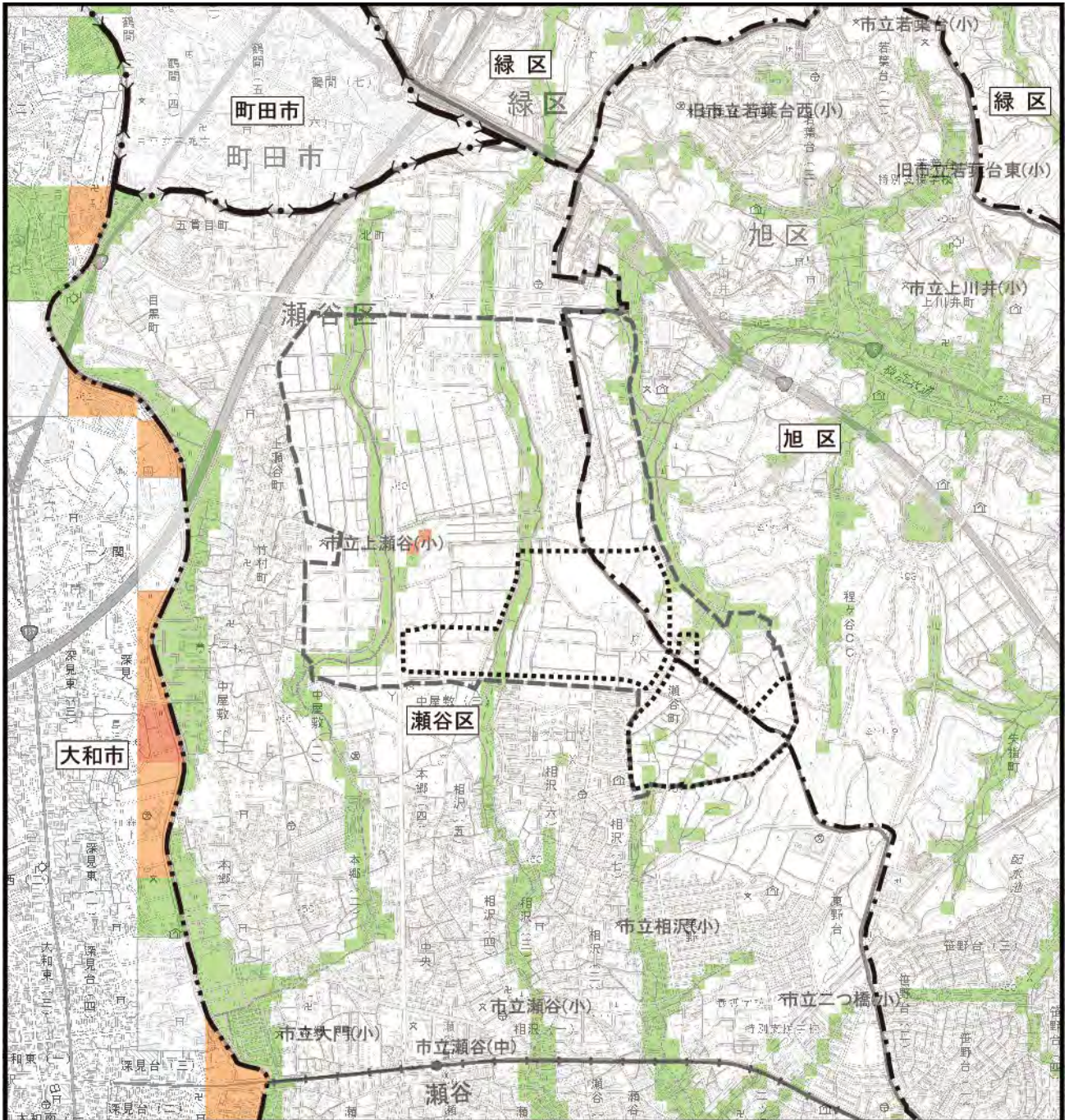


注1：大和市、町田市は内水を対象としたハザードマップは公開されていません。

資料：「瀬谷区内水ハザードマップ」（横浜市 令和3年4月）、「旭区内水洪水ハザードマップ」（横浜市 令和3年4月）、「緑区内水ハザードマップ」（横浜市 令和3年4月）、「横浜市行政地図情報提供システム（わいわい防災マップ）」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）、「横浜市 河川図」（横浜市 平成23年3月）

図 3.2-21 内水による浸水想定区域





凡例

- 対象事業実施区域
- 土地区画整理事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界

- 液状化危険度
- 液状化危険度が高い： $15 < PL$
  - 液状化する可能性がある： $5 < PL \leq 15$
  - 液状化危険度は低い： $0 < PL \leq 5$
  - 液状化危険度はかなり低い： $PL = 0$



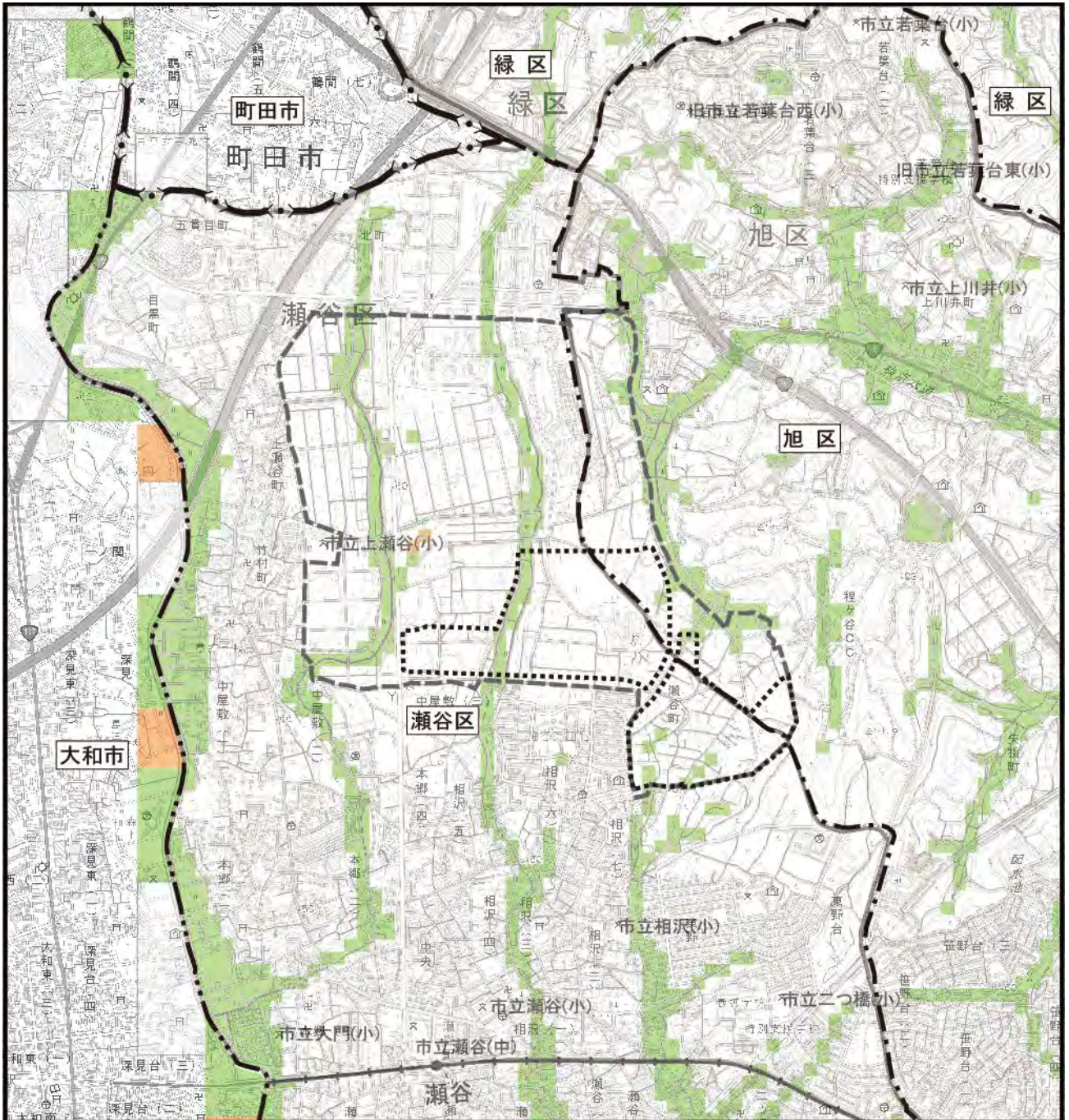
1:25,000

0 0.25 0.5 1 km

資料：「元禄型関東地震被害想定 液状化マップ（瀬谷区、旭区、緑区）（平成24年10月作成）」  
 （横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）  
 「e-かなマップ 液状化想定図 元禄型関東地震」（神奈川県ホームページ 令和4年10月閲覧）  
 「首都直下地震等による東京の被害想定（平成24年4月18日公表）」（東京都防災ホームページ 令和4年10月閲覧）

図 3.2-22(1) 液状化マップ（元禄型関東地震）





凡例

- 対象事業実施区域
- 土地区画整理事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界

- 液状化危険度
- 液状化危険度が高い： $15 < PL$
  - 液状化する可能性がある： $5 < PL \leq 15$
  - 液状化危険度は低い： $0 < PL \leq 5$
  - 液状化危険度はかなり低い： $PL = 0$



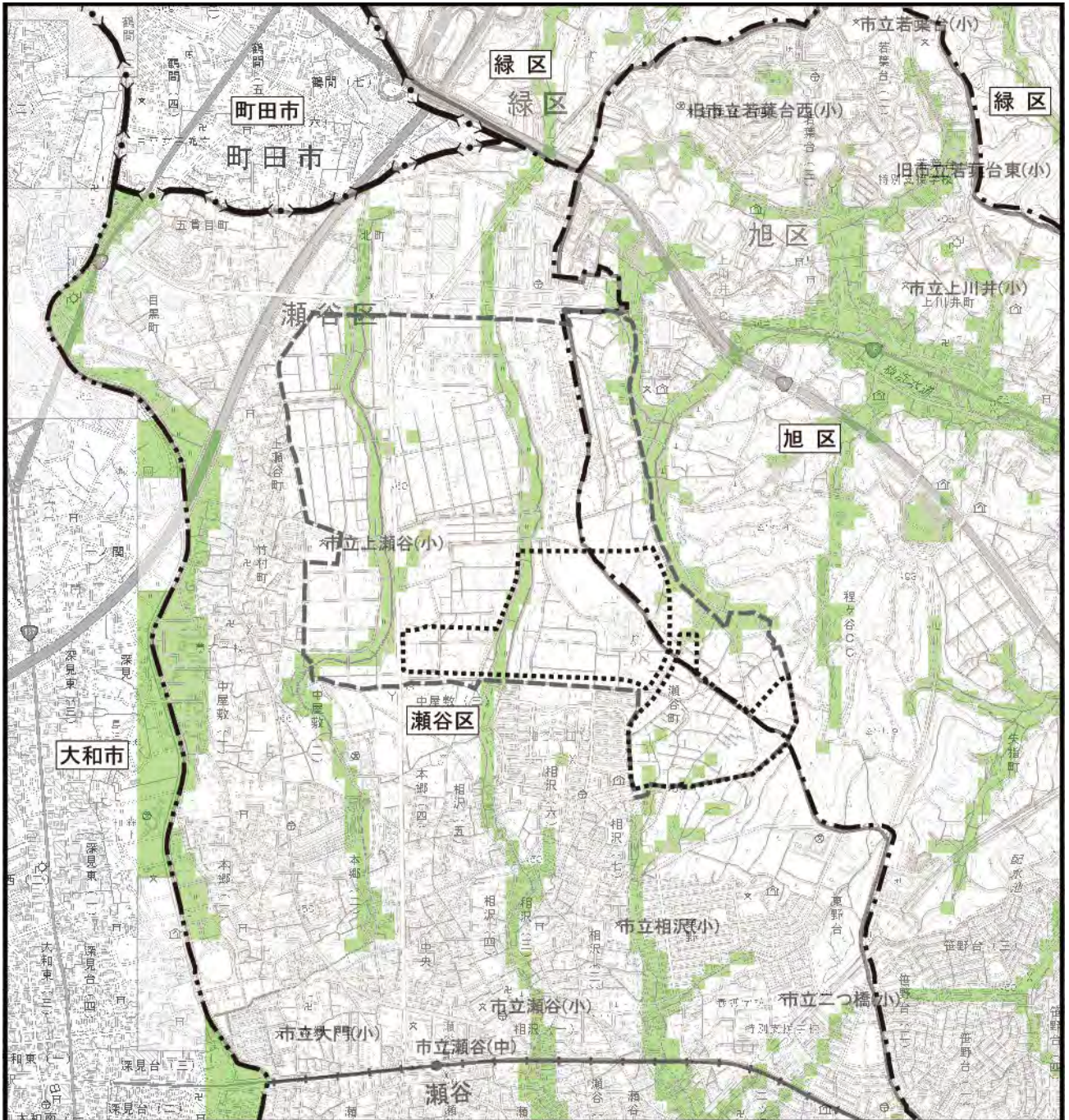
1:25,000

0 0.25 0.5 1 km

資料：「東京湾北部地震被害想定 液状化マップ（瀬谷区、旭区、緑区）（平成24年10月作成）」  
 （横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）  
 「e-かなマップ 液状化想定図 都心南部直下地震」（神奈川県ホームページ 令和4年10月閲覧）  
 「首都直下地震等による東京の被害想定（平成24年4月18日公表）」（東京都防災ホームページ 令和4年10月閲覧）

図 3.2-22(2) 液状化マップ（東京湾北部地震）





凡例

- 対象事業実施区域
- 土地区画整理事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界

- 液状化危険度
- 液状化危険度が高い:  $15 < PL$
  - 液状化する可能性がある:  $5 < PL \leq 15$
  - 液状化危険度は低い:  $0 < PL \leq 5$
  - 液状化危険度はかなり低い:  $PL = 0$



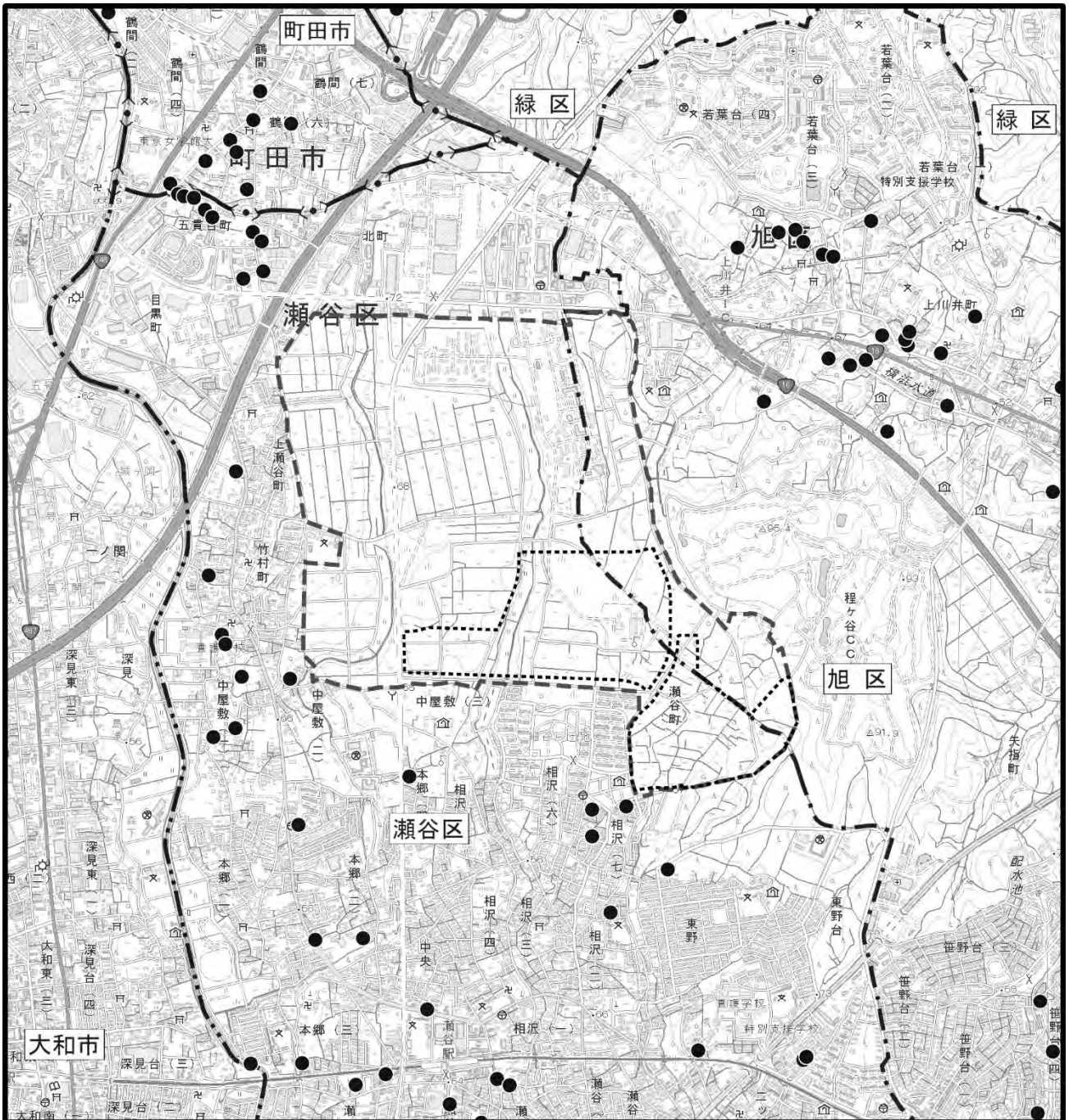
1:25,000

0 0.25 0.5 1 km

資料：「南海トラフ巨大地震被害想定 液状化マップ（瀬谷区、旭区、緑区）（平成 24 年 10 月作成）」  
 （横浜市ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧）  
 「e-かなマップ 液状化想定図 南海トラフ巨大地震」（神奈川県ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧）  
 「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定（平成 25 年 5 月 14 日公表）」（東京都防災ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧）

図 3.2-22 (3) 液状化マップ（南海トラフ巨大地震）



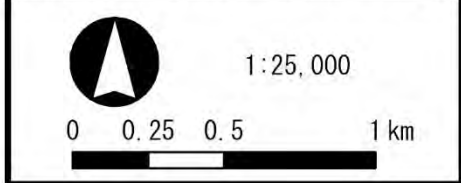


凡 例

● 対象事業実施区域    〰 土地区画整理事業実施区域

— 都県界    - - - 市界    - - - 区界

● 災害用井戸



資料：「横浜市行政地図情報提供システム（わいわい防災マップ）」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）  
 「町田市防災マップ〔南地区〕（令和4年9月発行）」（町田市ホームページ 令和4年10月閲覧）

図 3.2-23 災害用井戸



### 3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

#### (1) 動物の生息の状況

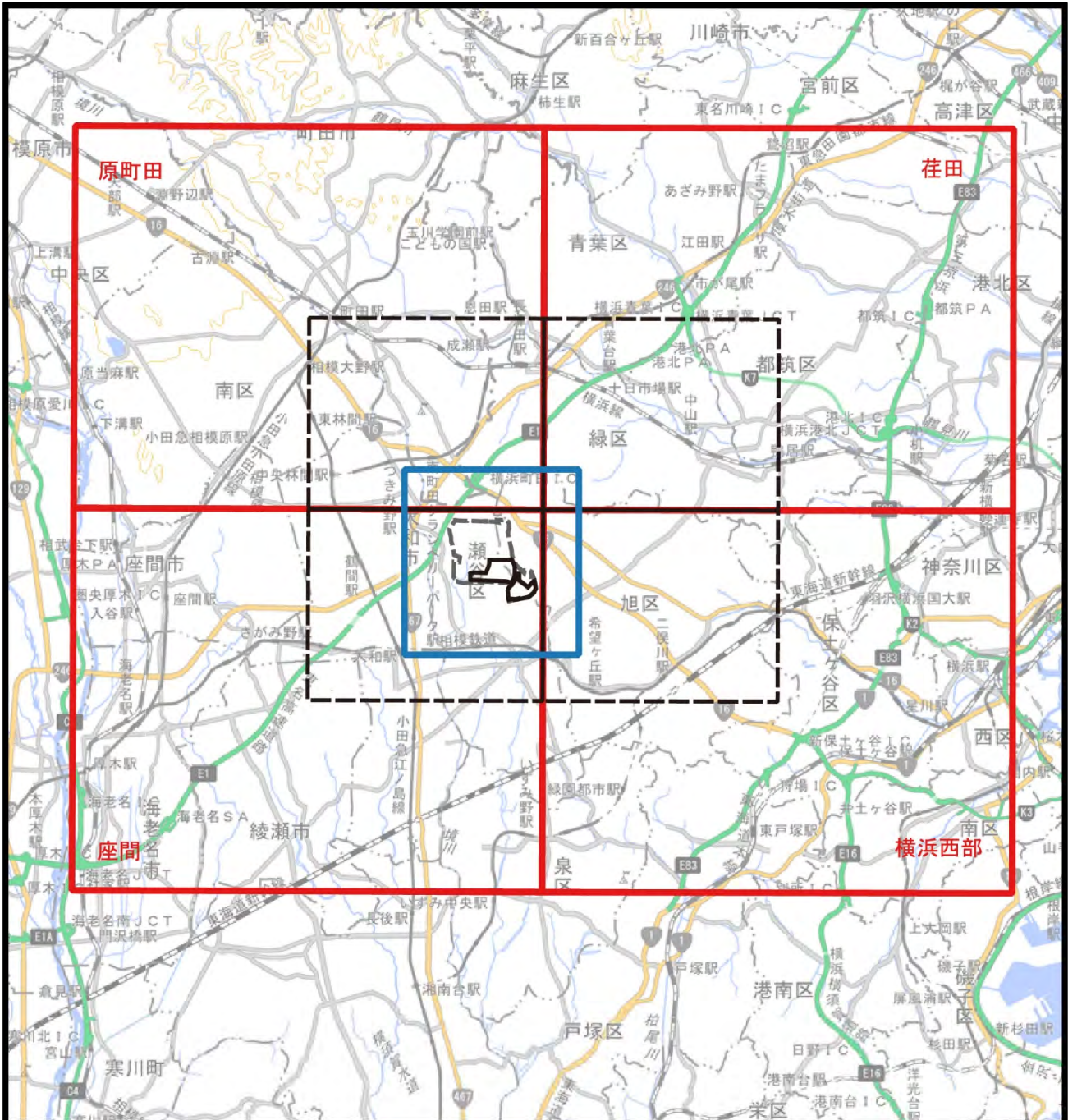
動物の生息状況は、調査区域及びその周辺を対象に、文献その他の資料により整理しました。  
文献その他の資料による調査範囲は、表 3.2-17 及び図 3.2-24 のとおりです。

表 3.2-17 文献その他の資料による調査範囲（動物）






文献その他の資料	調査範囲
「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」 (神奈川県立生命の星・地球博物館 平成 18 年 7 月)	横浜市瀬谷区、旭区、緑区、大和市で確認された種を対象としました。
「かながわの鳥と獣」(神奈川県 平成 4 年 3 月)	調査区域が含まれる 5 km メッシュで確認された種を対象としました。
「かながわの鳥図鑑」(神奈川県 平成 4 年 3 月)	横浜市瀬谷区、旭区、緑区、大和市で確認された種を対象としました。
「神奈川県内河川の魚類」 (神奈川県環境科学センター 平成 26 年 3 月)	調査区域及びその周辺の調査地点で確認された種を対象としました。
「神奈川県内河川の底生動物Ⅱ」 (神奈川県環境科学センター 平成 26 年 3 月)	調査区域及びその周辺の調査地点で確認された種を対象としました。
「横浜の川と海の生物(第 15 報・河川編)」 (横浜市環境科学研究所 令和 2 年 3 月)	調査区域及びその周辺の調査地点で確認された種を対象としました。
「大和市の脊椎動物」 (大和市教育委員会 平成 2 年 3 月)	調査区域及びその周辺で確認された種を対象としました。
「大和市の昆虫」(大和市教育委員会 平成 3 年 3 月)	調査区域及びその周辺で確認された種を対象としました。
「大和市史 8 (上) 別編自然」 (大和市 平成 8 年 9 月)	調査区域及びその周辺で確認された種を対象としました。
「1993 年(平成 5 年)町田の野鳥」 (町田野鳥の会 平成 6 年 10 月)	調査区域及びその周辺で確認された種を対象としました。
「1998 年度(平成 10 年度)町田の野鳥」 (町田野鳥の会 平成 12 年 2 月)	調査区域及びその周辺で確認された種を対象としました。
「2003 年度(平成 15 年度)町田の野鳥 3」 (町田野鳥の会 平成 17 年 3 月)	調査区域及びその周辺で確認された種を対象としました。
「横浜のホタル生息地(1983 年度版)」 (横浜市公害研究所 昭和 59 年 3 月)	調査区域及びその周辺の調査地点で確認された種を対象としました。
「生物多様性情報システムー基礎調査データベース検索ー(第 2 回～第 6 回自然環境保全基礎調査 動物分布調査書)」(環境省ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧)	調査区域が含まれる 2 次メッシュとして、「座間」、「横浜西部」、「荏田」、「原町田」の 4 メッシュで確認された種を対象としました。

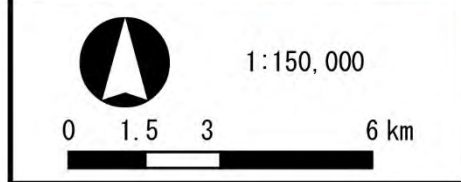
なお、上記以外に「環境アセスメントデータベース(EADAS)」(環境省ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧)により、調査区域及びその周辺における以下の情報を収集しました。

コウモリ洞分布、コウモリ生息情報、イヌワシ・クマタカ生息分布、オオワシ・オジロワシ生息分布、渡りをするタカ類集結地、ガン類・ハクチョウ類の主要な集結地、鳥類の渡りのルート、重要種(イヌワシ、チュウヒ、サンカノゴイ、オオヨシゴイ、オジロワシ、クマタカ、オオワシ、タンチョウ、コウノトリ)の分布状況



凡例

-  対象事業実施区域
-  土地区画整理事業実施区域
-  調査区域
-  調査対象2次メッシュ
-  調査対象5kmメッシュ



資料：「自然環境調査 Web-GIS」（環境省 自然環境局 生物多様性センターホームページ 令和4年10月閲覧）

図 3.2-24 文献その他の資料による調査範囲



① 動物相の概要

動物の生息状況は、当該地域の自然特性を勘案し、調査区域及びその周辺の動物相の概要を表 3.2-18 のとおり整理しました。哺乳類 14 種、鳥類 149 種、爬虫類 11 種、両生類 10 種、昆虫类等 823 種、魚類 49 種、陸産貝類 32 種及び底生動物 98 種が確認されています。

表 3.2-18(1) 動物相の状況

分類	文献その他の資料名	確認種数	主な確認種
哺乳類	「かながわの鳥と獣」(神奈川県 平成4年3月)	2	アズマモグラ、アブラコウモリ、タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、テン、イタチ、アナグマ、ハクビシン、タイワンリス、アカネズミ、ドブネズミ、ノウサギ (14種)
	「大和市の脊椎動物」(大和市教育委員会 平成2年3月)	4	
	「大和市史8(上)別編自然」(大和市 平成8年9月)	1	
	「生物多様性情報システムー基礎調査データベース検索ー(第2回～第6回自然環境保全基礎調査 動物分布調査書)」(環境省ホームページ 令和4年10月閲覧)	11	
鳥類	「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」(神奈川県立生命の星・地球博物館 平成18年7月)	2	キジ、カルガモ、キジバト、コサギ、コチドリ、キアシシギ、トビ、アオバズク、カワセミ、コゲラ、モズ、オナガ、ハシボソガラス、シジュウカラ、ヒバリ、ツバメ、ヒヨドリ、ウグイス、エナガ、メジロ、オオヨシキリ、ムクドリ、ツグミ、スズメ、ハクセキレイ、カワラヒワ、ホオジロ等 (149種)
	「かながわの鳥と獣」(神奈川県 平成4年3月)	55	
	「かながわの鳥図鑑」(神奈川県 平成4年3月)	88	
	「大和市の脊椎動物」(大和市教育委員会 平成2年3月)	55	
	「大和市史8(上)別編自然」(大和市 平成8年9月)	23	
	「1993年(平成5年)町田の野鳥」(町田野鳥の会 平成6年10月)	85	
	「1998年度(平成10年度)町田の野鳥」(町田野鳥の会 平成12年2月)	77	
	「2003年度(平成15年度)町田の野鳥3」(町田野鳥の会 平成17年3月)	38	
	「生物多様性情報システムー基礎調査データベース検索ー(第2回～第6回自然環境保全基礎調査 動物分布調査書)」(環境省ホームページ 令和4年10月閲覧)	127	

表 3.2-18(2) 動物相の状況

分類	文献その他の資料名	確認種数	主な確認種
爬虫類	「大和市の脊椎動物」(大和市教育委員会 平成2年3月)	8	クサガメ、ミシシッピアカミミガメ、ヒガシニホントカゲ、ニホンカナヘビ、タカチホヘビ、シマヘビ、アオダイショウ、ジムグリ、シロマダラ、ヤマカガシ、ニホンマムシ (11種)
	「生物多様性情報システムー基礎調査データベース検索ー(第2回～第6回自然環境保全基礎調査 動物分布調査書)」(環境省ホームページ 令和4年10月閲覧)	8	
両生類	「大和市の脊椎動物」(大和市教育委員会 平成2年3月)	7	アカハライモリ、アズマヒキガエル、ニホンアマガエル、ナガレタゴガエル、ニホンアカガエル、アカガエル属、トウキョウダルマガエル、ウシガエル、ツチガエル、シュレーゲルアオガエル、モリアオガエル (10種)
	「生物多様性情報システムー基礎調査データベース検索ー(第2回～第6回自然環境保全基礎調査 動物分布調査書)」(環境省ホームページ 令和4年10月閲覧)	9	
昆虫類等	「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」(神奈川県立生命の星・地球博物館 平成18年7月)	7	ジグモ、オナガグモ、ジョロウグモ、アシナガグモ、クロケシグモ、コクサグモ、ウツキコモリグモ、ハナグモ、アリグモ、アキアカネ、オオカマキリ、エンマコオロギ、オンブバッタ、アブラゼミ、マルカメムシ、マイマイカブリ、コクワガタ、カナブン、ウバタマムシ、ナミテントウ、シロスジカミキリ、ヒメクロオトシブミ、オオスズメバチ、アカイラガ、アオスジアゲハ、モンシロチョウ、ヤマトシジミ、ヒメアカタテハ、コシロシタバ等 (823種)
	「大和市の昆虫」(大和市教育委員会 平成3年3月)	659	
	「大和市史8(上)別編自然」(大和市 平成8年9月)	80	
	「横浜のホタル生息地(1983年度版)」(横浜市公害研究所 昭和59年3月)	2	
	「生物多様性情報システムー基礎調査データベース検索ー(第2回～第6回自然環境保全基礎調査 動物分布調査書)」(環境省ホームページ 令和4年10月閲覧)	160	
魚類	「神奈川県内河川の魚類」(神奈川県環境科学センター 平成26年3月)	13	コイ、ギンブナ、オイカワ、アブラハヤ、モツゴ、タモロコ、ドジョウ、ホトケドジョウ、ナマズ、ミナメダカ、オオヨシノボリ、クロダハゼ、旧トウヨシノボリ類等 (49種)
	「横浜の川と海の生物(第15報・河川編)」(横浜市環境科学研究所 令和2年3月)	13	
	「生物多様性情報システムー基礎調査データベース検索ー(第2回～第6回自然環境保全基礎調査 動物分布調査書)」(環境省ホームページ 令和4年10月閲覧)	43	
陸産貝類	「生物多様性情報システムー基礎調査データベース検索ー(第2回～第6回自然環境保全基礎調査 動物分布調査書)」(環境省ホームページ 令和4年10月閲覧)	32	サドヤマトガイ、ケシガイ、ヒラマキミズマイマイ、ナミコギセル、オカチョウジガイ、ナメクジ、チャコウラナメクジ、ニッポンマイマイ、オナジマイマイ等 (32種)
底生動物	「神奈川県内河川の底生動物Ⅱ」(神奈川県環境科学センター 平成26年3月)	65	アメリカツノウズムシ、マルタニシ、イトミミズ属、シマイシビル、ミズムシ、ヒラテテナガエビ、アメリカザリガニ、サホコカゲロウ、ハグロトンボ、コオニヤンマ、アメンボ、コガタシマトビケラ、セスジユスリカ等 (98種)
	「横浜の川と海の生物(第15報・河川編)」(横浜市環境科学研究所 令和2年3月)	68	
	「生物多様性情報システムー基礎調査データベース検索ー(第2回～第6回自然環境保全基礎調査 動物分布調査書)」(環境省ホームページ 令和4年10月閲覧)	9	



## ② 動物の重要な種

動物の重要な種は、「① 動物相の概要」の文献その他の資料で確認された種について、表 3.2-19 に示す法令や規制等の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定しました。

その結果、重要な種は表 3.2-20 のとおり、哺乳類 2 種、鳥類 68 種、爬虫類 5 種、両生類 8 種、昆虫類等 55 種、魚類 18 種、陸産貝類 5 種及び底生動物 5 種が確認されています。

「環境アセスメントデータベース (EADAS)」(環境省ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧)によれば、図 3.2-25 に示すとおり、調査区域にはコウモリ洞の分布やコウモリ生息情報はありませんでした。図 3.2-26 に示すとおり、調査区域の北端(対象事業実施区域外)を含むメッシュにて、イヌワシの一時滞在の記録がありますが、生息確認や生息推定はなされていません。クマタカ、オオワシ、オジロワシの生息分布や渡りをするタカ類集結地、ガン類・ハクチョウ類の主要な集結地はありませんでした。図 3.2-27 及び図 3.2-28 に示すとおり、調査区域は、オオハクチョウ、コハクチョウ、ハクチョウ類、ガン類、マガン、亜種オオヒシクイ、亜種ヒシクイ、ツル類、海ワシ類、アカハラダカ、サシバ、ノスリ、ハククマ、その他猛禽類の渡りのルートになっていません。

図 3.2-29 に示すとおり、対象事業実施区域を含むメッシュは、オオタカの生息ランクとして「繁殖を確認」に該当します。

表 3.2-19(1) 動物の重要な種の選定基準

選定基準		文献その他の資料
①	「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月法律第 214 号)、「神奈川県文化財保護条例」(昭和 30 年 4 月神奈川県条例第 13 号)、「東京都文化財保護条例」(昭和 51 年 3 月東京都条例第 25 号)、「横浜市文化財保護条例」(昭和 62 年 12 月横浜市条例 53 号)、「大和市文化財保護条例」(昭和 38 年 10 月大和市条例第 25 号)及び「町田市文化財保護条例」(昭和 52 年 4 月町田市条例第 30 号)に基づく天然記念物 国特：特別天然記念物 天然：天然記念物 県天：神奈川県天然記念物 都天：東京都天然記念物 横浜天：横浜市天然記念物 大和天：大和市天然記念物 町田天：町田市天然記念物	「国指定文化財等データベース」(文化庁ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧)ほか各自治体ホームページ

表 3.2-19(2) 動物の重要な種の選定基準

選定基準		文献その他の資料	
②	<p>「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月法律第75号)に基づく国内希少野生動植物等</p>	<p>国際：国際希少野生動植物種 国内：国内希少野生動植物種 特定：特定国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種</p>	<p>「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」(平成5年2月政令第17号)</p>
③	<p>「環境省レッドリスト2020」(環境省 令和元年3月)の掲載種</p>	<p>EX：絶滅・・・我が国ではすでに絶滅したと考えられる種 EW：野生絶滅・・・飼育・栽培下でのみ存続している種 CR+EN：現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの CR：絶滅危惧 IA 類・・・ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの EN：絶滅危惧 IB 類・・・IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの VU：絶滅危惧 II 類・・・絶滅の危険が増大している種 NT：準絶滅危惧・・・現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種 DD：情報不足・・・評価するだけの情報が不足している種 LP：絶滅のおそれのある地域個体群・・・地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの</p>	<p>「環境省レッドリスト2020の公表について」(環境省ホームページ 令和4年10月閲覧)</p>
④	<p>「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」(神奈川県立生命の星・地球博物館 平成18年7月)</p>	<p>EX：絶滅・・・すでに絶滅したと考えられる種 EW：野生絶滅・・・飼育・栽培下でのみ存続している種 CR+EN：絶滅危惧 I 類・・・絶滅の危機に瀕している種 CR：絶滅危惧 IA 類・・・ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種 EN：絶滅危惧 IB 類・・・IA 類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種 VU：絶滅危惧 II 類・・・絶滅の危険が増大している種 NT：準絶滅危惧・・・現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種 減少：減少種・・・かつては県内に広く分布していたと考えられる種のうち、生息地あるいは生息個体数が著しく減少している種。 希少：希少種・・・生息地が狭域であるなど生息環境が脆弱な種のうち、現在は個体数をとくに減少させていないが、生息地での環境悪化によっては絶滅が危惧される種。 要注：要注種・・・前回、減少種または希少種と判定され、かつては広く分布していたのに、生息地または生息個体数が明らかに減少傾向にある種 注目：注目種・・・生息環境が特殊なものうち、県内における衰退はめだたないが、環境悪化が生じた際には絶滅が危惧される種 DD：情報不足・・・評価するだけの情報が不足している種 不明：不明種・・・過去に不確実な記録だけが残されている種 LP：絶滅のおそれのある地域個体群・・・地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高い個体群</p>	<p>「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」(神奈川県立生命の星・地球博物館 平成18年7月)</p>



表 3.2-20(1) 文献その他の資料による動物の重要な種（哺乳類）

No.	目名	科名	種名	選定基準			
				①	②	③	④
1	ネコ	イヌ	キツネ				NT
2		イタチ	イタチ				NT
計	1目	2科	2種	0種	0種	0種	2種

注1：種名及び配列は原則として、「種の多様性調査（動物分布調査）対象種一覧」（環境省 平成14年）に準拠しました。

注2：選定基準は前掲表3.2-19（p.3-61～3-62参照）に示すとおりです。

表 3.2-20(2) 文献その他の資料による動物の重要な種（鳥類1）

No.	目名	科名	種名	選定基準				
				①	②	③	④	
1	キジ	キジ	ウズラ			VU	VU <sup>b</sup>	
2			ヤマドリ				VU <sup>a,b</sup>	
3	カモ	カモ	アカツクシガモ			DD		
4			オシドリ			DD	希少 <sup>a</sup> 、減少 <sup>b</sup>	
5			トモエガモ			VU	希少 <sup>b</sup>	
6	ハト	ハト	アオバト				注目 <sup>a,b</sup>	
7	ペリカン	サギ	ヨシゴイ			NT	VU <sup>a</sup>	
8			ミゾゴイ			VU	CR+EN <sup>a</sup>	
9			ササゴイ				VU <sup>a</sup>	
10			チュウサギ			NT		
11	ツル	クイナ	ヒクイナ			NT	CR+EN <sup>a</sup>	
12	カッコウ	カッコウ	カッコウ				VU <sup>a</sup>	
13	ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ			NT	VU <sup>a</sup>	
14	アマツバメ	アマツバメ	ヒメアマツバメ				減少 <sup>a</sup>	
15	チドリ	チドリ	タゲリ				VU <sup>b</sup>	
16			ダイゼン				減少 <sup>b</sup>	
17			イカルチドリ				NT <sup>a</sup> 、注目 <sup>b</sup>	
18			コチドリ				注目 <sup>a</sup>	
19			シギ	ヤマシギ				希少 <sup>b</sup>
20		タシギ					注目 <sup>b</sup>	
21		クサシギ					NT <sup>b</sup>	
22		キアシシギ					VU <sup>b</sup>	
23		イソシギ					希少 <sup>a</sup> 、注目 <sup>b</sup>	
24		ハマシギ				NT	VU <sup>b</sup>	
25		タマシギ		タマシギ			VU	CR+EN <sup>a</sup> 、希少 <sup>b</sup>
26		カモメ		コアジサシ			VU	CR+EN <sup>a</sup>
27		タカ		タカ	ツミ			
28			ハイタカ				NT	DD <sup>a</sup> 、希少 <sup>b</sup>
29	オオタカ					NT	VU <sup>a</sup> 、希少 <sup>b</sup>	
30	サシバ					VU	CR+EN <sup>a</sup>	
31	ノスリ						VU <sup>a</sup> 、希少 <sup>b</sup>	
32	フクロウ	フクロウ	フクロウ				NT <sup>a</sup>	
33			アオバズク				VU <sup>a</sup>	
34	ブッポウソウ	カワセミ	アカショウビン				VU <sup>a</sup>	
35		ブッポウソウ	ブッポウソウ			EN	CR+EN <sup>a</sup>	
36	ハヤブサ	ハヤブサ	ハヤブサ		国内	VU	CR+EN <sup>a</sup> 、希少 <sup>b</sup>	
37	スズメ	サンショウクイ	サンショウクイ			VU	VU <sup>a</sup>	
38			カササギヒタキ	サンコウチョウ				VU <sup>a</sup>
39		モズ	チゴモズ			CR	CR+EN <sup>a</sup>	
40			モズ				減少 <sup>a</sup>	

表 3. 2-20 (3) 文献その他の資料による動物の重要な種（鳥類 2）

No.	目和名	科和名	種和名	選定基準			
				①	②	③	④
41	スズメ	キクイタダキ	キクイタダキ				希少 <sup>a</sup>
42		シジュウカラ	コガラ				VU <sup>a</sup> 、NT <sup>b</sup>
43		ヒバリ	ヒバリ				減少 <sup>a</sup>
44		ツバメ	ツバメ				減少 <sup>a</sup>
45			コシアカツバメ				減少 <sup>a</sup>
46		ウグイス	ヤブサメ				NT <sup>a</sup>
47		ムシクイ	メボソムシクイ				VU <sup>a</sup>
48			エゾムシクイ				NT <sup>a</sup>
49			センダイムシクイ				NT <sup>a</sup>
50		センニュウ	オオセッカ		国内	EN	
51		ヨシキリ	オオヨシキリ				VU <sup>a</sup>
52		セッカ	セッカ				減少 <sup>a, b</sup>
53		カワガラス	カワガラス				減少 <sup>a, b</sup>
54		ヒタキ	トラツグミ				減少 <sup>a</sup>
55			クロツグミ				VU <sup>a</sup>
56			アカハラ				減少 <sup>a</sup>
57			ルリビタキ				VU <sup>a</sup>
58			コサメビタキ				CR+EN <sup>a</sup>
59			キビタキ				減少 <sup>a</sup>
60			オオルリ				NT <sup>a</sup>
61			セキレイ	キセキレイ			
62		セグロセキレイ					減少 <sup>a</sup>
63		ピンズイ					VU <sup>a</sup>
64		アトリ	カワラヒワ				減少 <sup>a</sup>
65		ホオジロ	ホオアカ				CR+EN <sup>a</sup>
66			アオジ				VU <sup>a</sup>
67			クロジ				CR+EN <sup>a</sup> 、減少 <sup>b</sup>
68			オオジュリン				VU <sup>b</sup>
計	14 目	34 科	68 種	0 種	2 種	20 種	65 種

注 1：種名及び配列は原則として、「日本鳥類目録改訂第 7 版」（日本鳥学会 平成 24 年 9 月）に準拠しました。

注 2：選定基準は前掲表 3. 2-19 (p. 3-61～3-62 参照) に示すとおりです。

注 3：④「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館 平成 18 年 7 月）において、鳥類は、繁殖期または非繁殖期ごとにカテゴリーが設定されています。繁殖期及び非繁殖期の区分は以下のとおりです。

a：繁殖期、b：非繁殖期

表 3. 2-20 (4) 文献その他の資料による動物の重要な種（爬虫類）

No.	目名	科名	種名	選定基準			
				①	②	③	④
1	有鱗	トカゲ	ヒガシニホントカゲ				要注
2		ナミヘビ	アオダイショウ				要注
3			シマヘビ				要注
4			ヤマカガシ				要注
5		クサリヘビ	ニホンマムシ				要注
計	1 目	3 科	5 種	0 種	0 種	0 種	5 種

注 1：種名及び配列は原則として、「日本産爬虫両生類標準和名リスト」（日本爬虫両棲類学会 令和 4 年 7 月）に準拠しました。

注 2：選定基準は前掲表 3. 2-19 (p. 3-61～3-62 参照) に示すとおりです。



表 3. 2-20 (5) 文献その他の資料による動物の重要な種（両生類）

No.	目名	科名	種名	選定基準			
				①	②	③	④
1	有尾	イモリ	アカハライモリ			NT	CR+EN
2	無尾	アカガエル	ヒキガエル	アズマヒキガエル			要注
3			ナガレタゴガエル			希少	
4			ニホンアカガエル			VU	
5			ツチガエル			要注	
6			トウキョウダルマガエル		NT	VU	
7		アオガエル	シュレーゲルアオガエル			要注	
8			モリアオガエル			要注	
計		2目	4科	8種	0種	0種	2種

注1：種名及び配列は原則として、「日本産爬虫両生類標準和名リスト」（日本爬虫両棲類学会 令和4年7月）に準拠しました。

注2：選定基準は前掲表 3. 2-19（p. 3-61～3-62 参照）に示すとおりです。

表 3. 2-20 (6) 文献その他の資料による動物の重要な種（昆虫类等 1）

No.	目名	科名	種名	選定基準			
				①	②	③	④
1	トンボ	イトトンボ	クロイトトンボ				要注
2			セスジイトトンボ				要注
3			キイトトンボ				EN
4			ベニイトトンボ			NT	CR
5			モートンイトトンボ			NT	EN
6		モノサシトンボ	モノサシトンボ				NT
7		アオイトトンボ	オツネトンボ				VU
8		カワトンボ	ハグロトンボ				要注
9		サナエトンボ	ヤマサナエ				要注
10			キイロサナエ			NT	CR
11			コサナエ				EN
12		ヤンマ	カトリヤンマ				NT
13			サラサヤンマ				EN
14		エゾトンボ	コヤマトンボ				NT
15			タカネトンボ				要注
16	トンボ	トンボ	コフキトンボ				要注
17			シオヤトンボ				要注
18			チョウトンボ				EN
19			ナツアカネ				要注
20			マユタテアカネ				要注
21			マイコアカネ				DD
22			ヒメアカネ				要注
23			ミヤマアカネ				NT
24			リスアカネ				要注
25	バッタ	クツワムシ	クツワムシ				要注
26		キリギリス	ヒガシキリギリス				要注
27	カメムシ	セミ	ハルゼミ				要注
28		アメンボ	オオアメンボ				NT
29		コオイムシ	コオイムシ			NT	EN
30			タガメ		国内	VU	EX
31	コウチュウ	ハンミョウ	ホソハンミョウ			VU	CR+EN
32		ゲンゴロウ	ゲンゴロウ			VU	EX
33		ガムシ	コガムシ			DD	NT
34			ガムシ			NT	CR

表 3.2-20(7) 文献その他の資料による動物の重要な種（昆虫類等 2）

No.	目名	科名	種名	選定基準				
				①	②	③	④	
35	コウチュウ	クワガタムシ	ミヤマクワガタ				要注	
36		タマムシ	ウバタマムシ				NT	
37		コメツキムシ	ウバタマコメツキ				NT	
38		ホタル	ヘイケボタル				NT	
39		カミキリムシ	ムネアカクロハナカミキリ				NT	
40			マルクビケマダラカミキリ				NT	
41			トラフカミキリ				要注	
42			シロスジカミキリ				要注	
43			ネジロカミキリ				NT	
44		チョウ	ミノガ	オオミノガ				VU
45	セセリチョウ		ホソバセセリ				VU	
46			ギンイチモンジセセリ			NT	NT	
47			ミヤマチャバネセセリ				要注	
48			オオチャバネセセリ				VU	
49			シロチョウ	ヒメシロチョウ			EN	EN
50	シジミチョウ		ミドリシジミ				NT	
51			クロシジミ			EN	EX	
52			シルビアシジミ			EN	CR	
53	タテハチョウ		スミナガシ本土亜種				要注	
54			オオムラサキ			NT	NT	
55	ヤガ		コシロシタバ			NT		
計	5 目		27 科	55 種	0 種	1 種	15 種	54 種

注 1：種名及び配列は原則として、「日本産野生生物目録 無脊椎動物編Ⅱ」（環境庁 平成 7 年 4 月）に準拠しましたが、その後、和名や学名等が変更された種については、最新の文献や図鑑等に基づいて修正しました。

注 2：選定基準は前掲表 3.2-19（p. 3-61～3-62 参照）に示すとおりです。



表 3.2-20(8) 文献その他の資料による動物の重要な種（魚類）

No.	目名	科名	種名	選定基準					
				①	②	③	④		
1	ヤツメウナギ	ヤツメウナギ	スナヤツメ類			VU	EN		
2	コイ	コイ	コイ				DD		
-			ゲンゴロウブナ			(EN) <sup>注3</sup>			
3			キンブナ			VU	EN		
4			ハス			VU			
5			アブラハヤ					NT	
6			ウグイ					NT	
7			ゼゼラ			VU			
8			カマツカ					NT	
9			ニゴイ					VU	
-			スゴモロコ				(VU) <sup>注4</sup>		
10			ドジョウ	ドジョウ	ドジョウ			NT	
11					シマドジョウ				NT
12	フクドジョウ	ホトケドジョウ					EN	EN	
13	ナマズ	ナマズ	ナマズ				注目		
14	サケ	サケ	サクラマス（ヤマメ）			NT	CR		
15	ダツ	メダカ	ミナミメダカ			VU	CR		
16	カサゴ	カジカ	カジカ			NT	VU		
17	スズキ	ハゼ	ボウズハゼ				NT		
18			オオヨシノボリ				NT		
計	7目	8科	18種	0種	0種	9種	15種		

注1：種名及び配列は原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和3年度生物リスト」（国土交通省 河川環境データベース 令和3年8月）に準拠しました。

注2：選定基準は前掲表 3.2-19（p.3-61～3-62 参照）に示すとおりです。

注3：ゲンゴロウブナは琵琶湖水系固有種であり、移入種である可能性が高いことから、括弧を付けた表記とし、重要な種には計上しないこととしました。

注4：スゴモロコは琵琶湖水系固有種であり、移入種である可能性が高いことから、括弧を付けた表記とし、重要な種には計上しないこととしました。

表 3.2-20(9) 文献その他の資料による動物の重要な種（陸産貝類）

No.	目名	科名	種名	選定基準			
				①	②	③	④
1	新生腹足	ヤマタニシ	サドヤマトガイ			NT	
2		エゾマメタニシ	イナバマメタニシ			VU	
3	汎有肺	ヒラマキガイ	ヒラマキミズマイマイ			DD	
4			ヒラマキガイモドキ			NT	
5			オカモノアラガイ	コウフオカモノアラガイ			VU
計	2目	4科	5種	0種	0種	5種	0種

注1：種名及び配列は原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和3年度生物リスト」（国土交通省 河川環境データベース 令和3年8月）に準拠しました。

注2：選定基準は前掲表 3.2-19（p.3-61～3-62 参照）に示すとおりです。

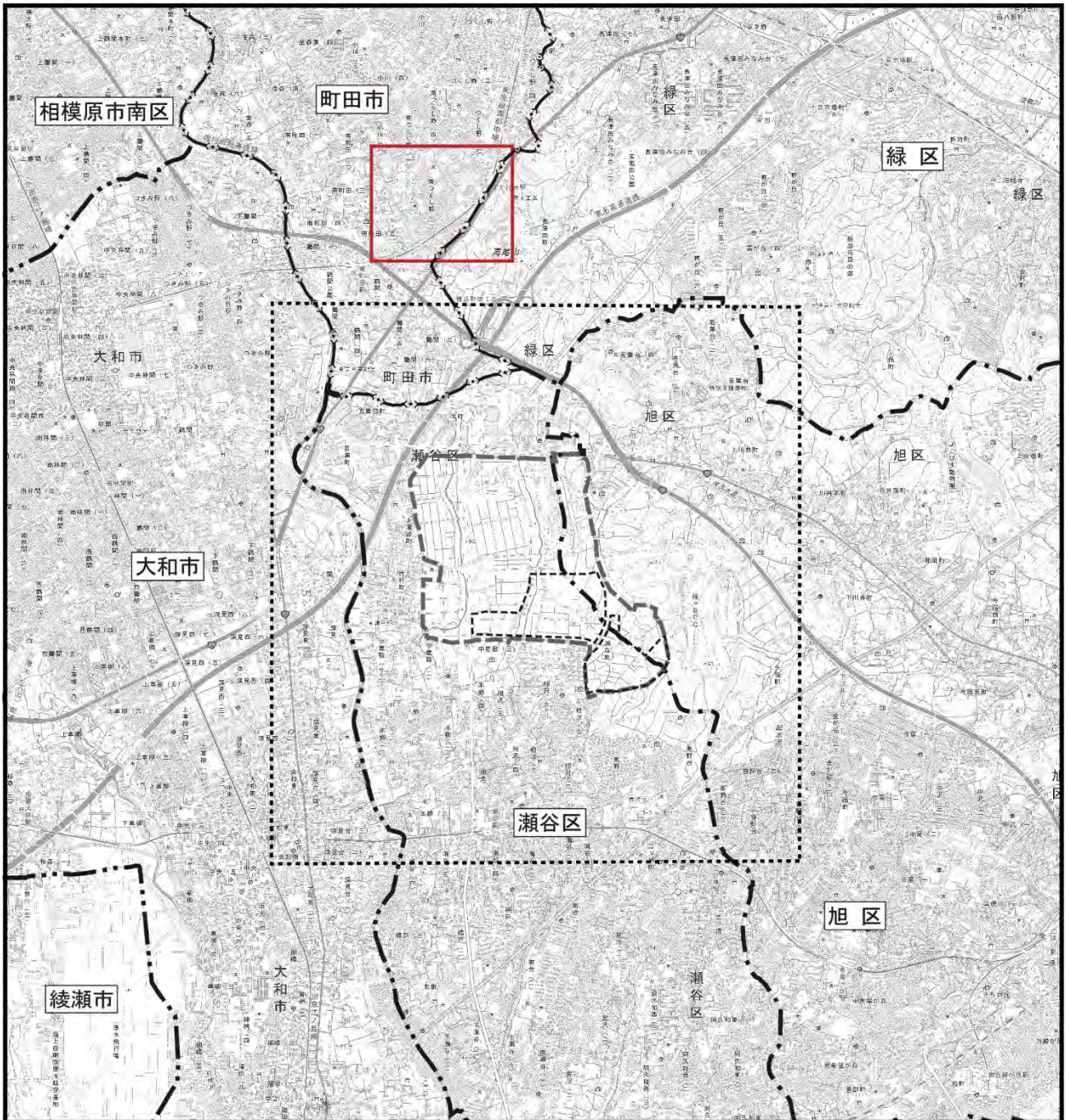
表 3. 2-20(10) 文献その他の資料による動物の重要な種（底生動物）

No.	目名	科名	種名	選定基準			
				①	②	③	④
1	新生腹足	タニシ	マルタニシ			VU	
2			オオタニシ			NT	
3	汎有肺	モノアラガイ	コシダカヒメモノアラガイ			DD	
4	マルスダレガイ	シジミ	マシジミ			VU	
5	トンボ	カワトンボ	ハグロトンボ				要注
計	4 目	4 科	5 種	0 種	0 種	4 種	1 種

注 1：種名及び配列は原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和 3 年度生物リスト」（国土交通省 河川環境データベース 令和 3 年 8 月）に準拠しました。

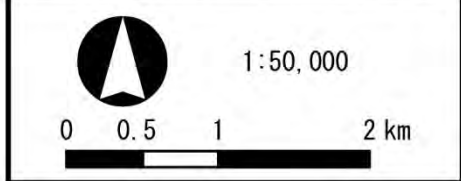
注 2：選定基準は前掲表 3. 2-19（p. 2-61～3-62 参照）に示すとおりです。





凡例

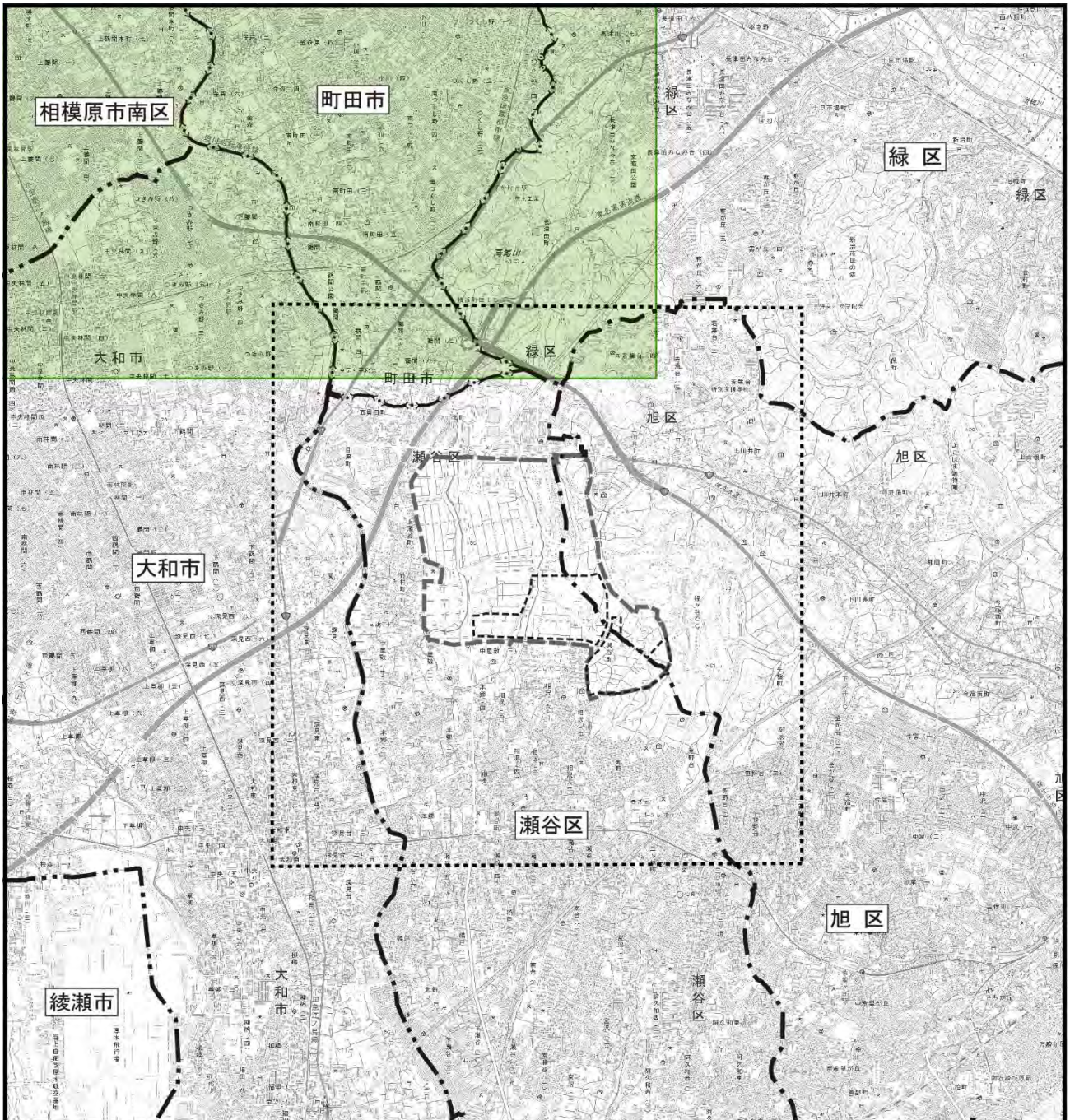
- 対象事業実施区域
  土地区画整理事業実施区域
- 都県界
  市界
  区界
- 調査区域
- コウモリ生息情報



資料：「環境アセスメントデータベース（EADAS）」（環境省ホームページ 令和4年10月閲覧）

図 3.2-25 コウモリ洞の分布やコウモリ生息情報





凡例

  対象事業実施区域    
   土地区画整理事業実施区域

都県界    
 市界    
 区界

  調査区域

イヌワシ生息分布

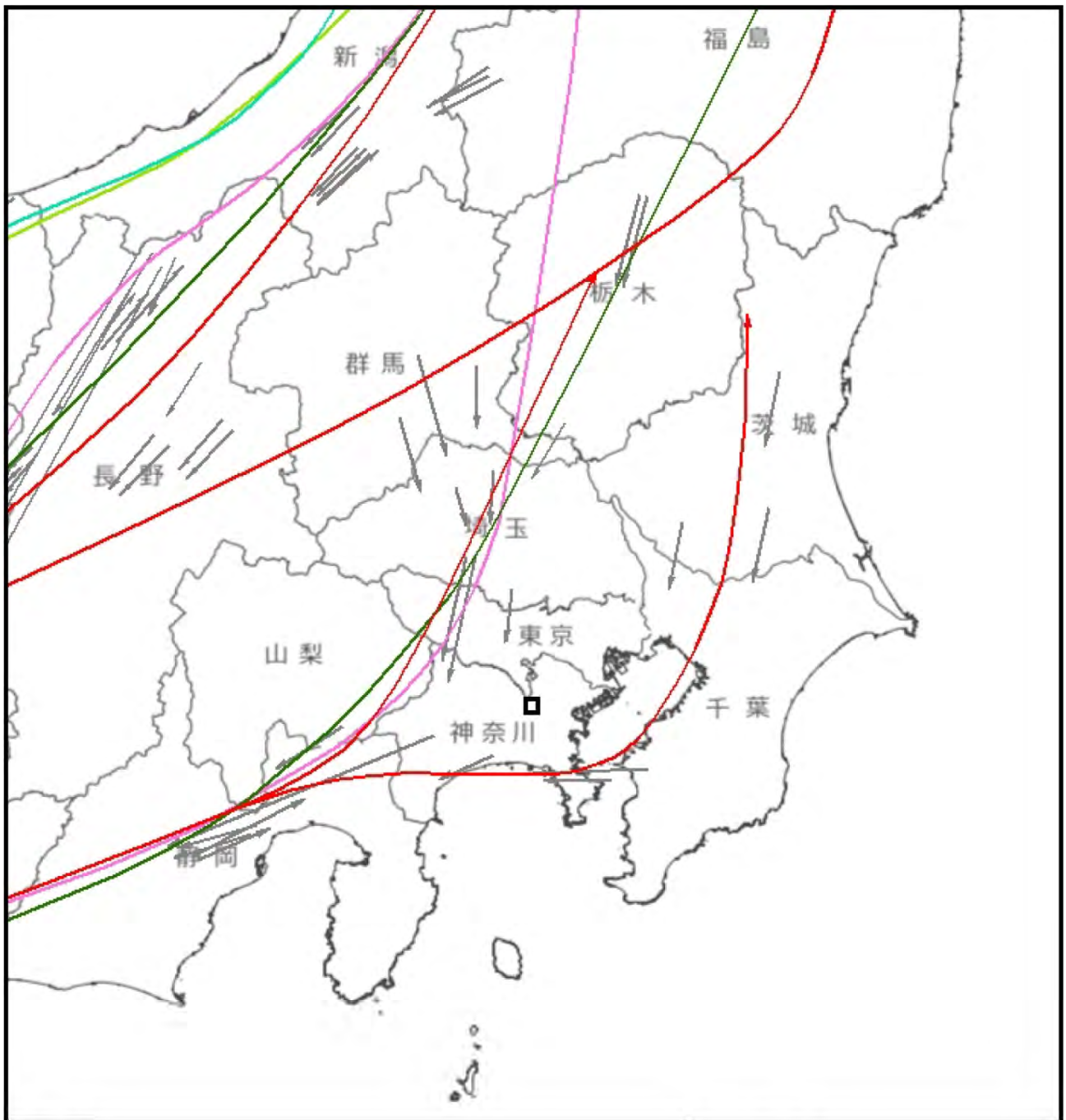
(一時滞在)

注1：クマタカ、オオワシ、オジロワシの生息分布や渡りをするタカ類集結地、ガン類・ハクチョウ類の主要な集結地は、図に示す範囲では確認されませんでした。

資料：「環境アセスメントデータベース (EADAS)」(環境省ホームページ 令和4年10月閲覧)

図 3.2-26 イヌワシ生息分布



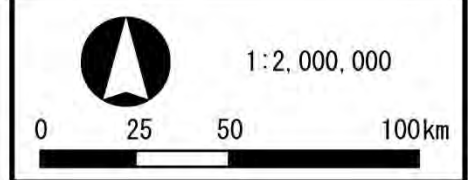


凡 例

□ 調査区域

日中の渡りルート

- ハクチョウ類
- ガン類
- サシバ
- ノスリ
- ハチクマ
- その他猛禽類



注1：オオハクチョウ、コハクチョウ、マガン、亜種オオヒシクイ、亜種ヒシクイ、ツル類、海ワシ類、アカハラダカの日中の渡りのルートは、図に示す範囲では確認されませんでした。

資料：「環境アセスメントデータベース (EADAS)」(環境省ホームページ 令和4年10月閲覧)

図 3.2-27 センシティビティマップにおける日中の渡りルート



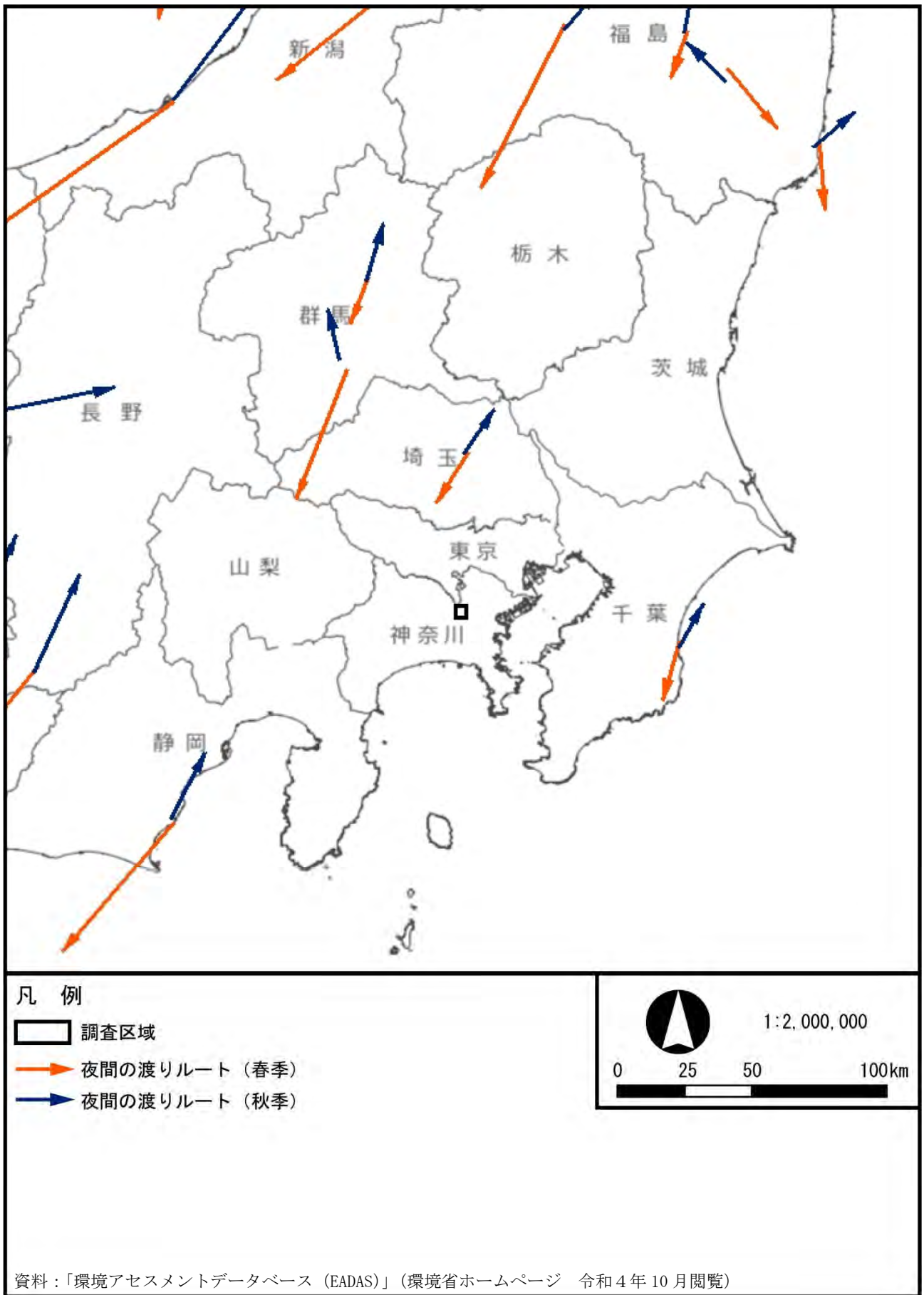


図 3.2-28 センシティブティマップにおける夜間の渡りルート

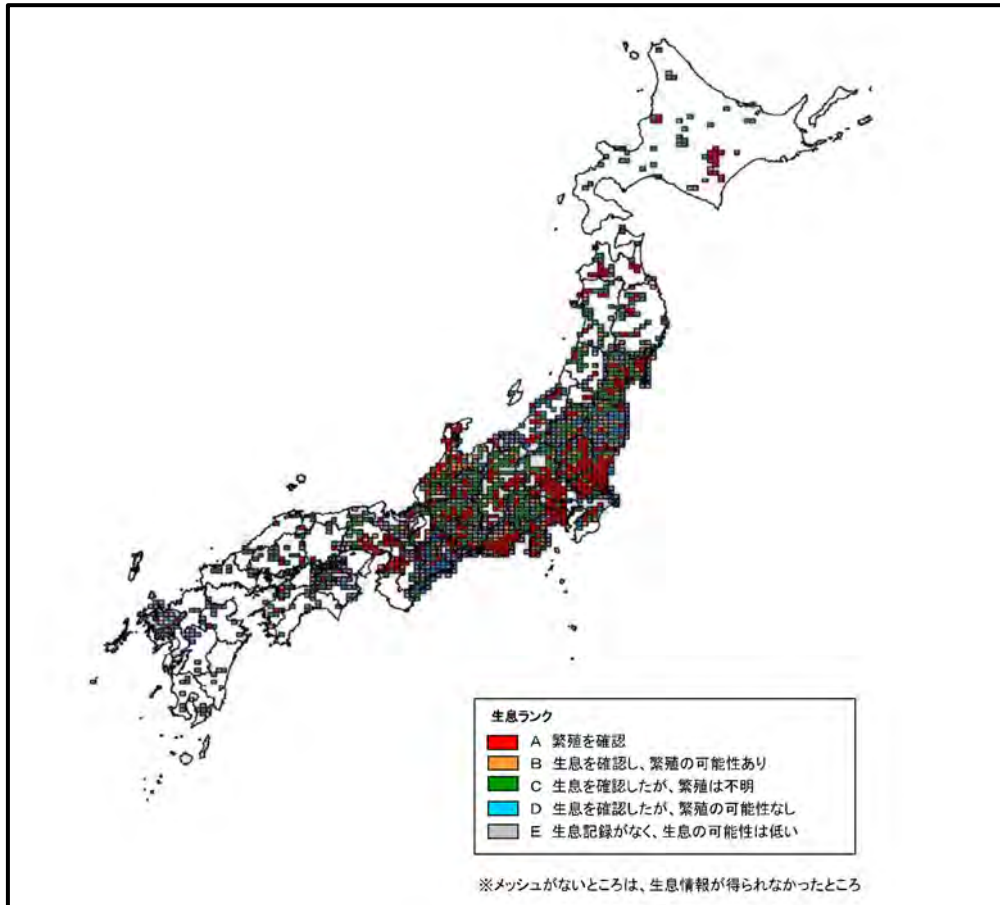


図 3.2-29(1) オオタカの生息分布

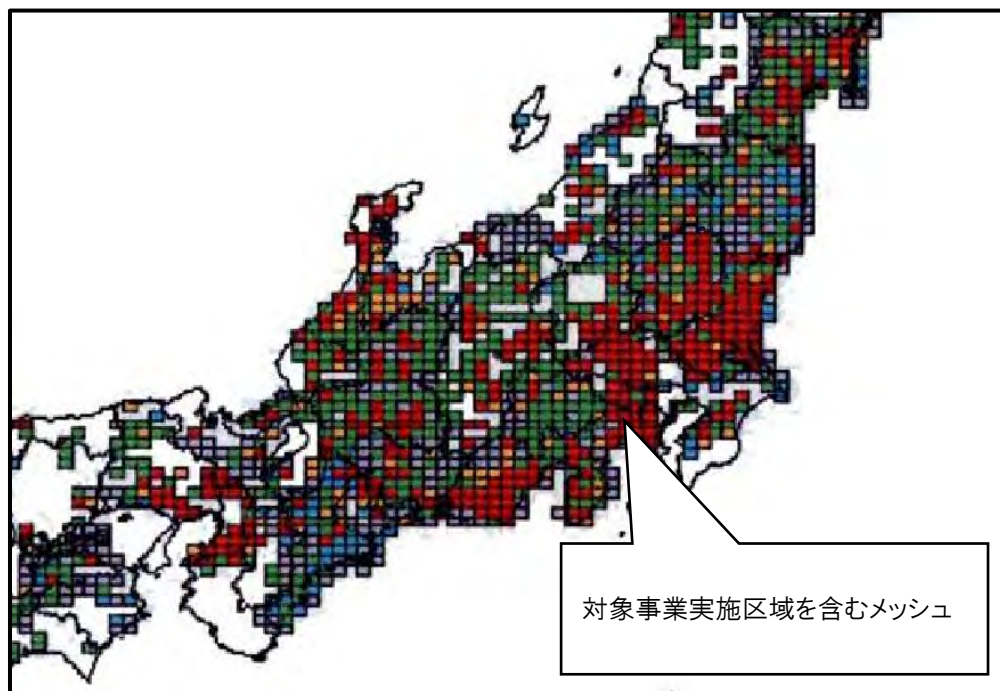


図 3.2-29(2) オオタカの生息分布（拡大図）

資料：「猛禽類保護の進め方（改訂版）－特にイヌワシ、クマタカ、オオタカについて－」（環境省 平成 24 年 12 月）



### ③ 動物の注目すべき生息地

動物の注目すべき生息地については、表 3.2-21 に示す法令や規制等の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定しました。調査区域における動物の注目すべき生息地を表 3.2-22 及び図 3.2-30 に示します。調査区域には、「ホタル生息確認地域」及び「トンボ池等主なエコアップスポット（点のビオトープ）」が存在しており、対象事業実施区域には「ホタル生息確認地域」が含まれています。

なお、調査区域には、環境省により「生物多様性保全上重要な里地里山」に指定されている地域が存在しており、対象事業実施区域全域が含まれています。これについては、「(3)生態系の状況 ③重要な自然環境のまとまりの場」(p. 3-97～3-98) にて記述します。

表 3.2-21(1) 注目すべき生息地の選定基準

	選定基準	文献その他の資料	
①	「文化財保護法」（昭和25年5月法律第214号）、「神奈川県文化財保護条例」（昭和30年4月神奈川県条例第13号）、「東京都文化財保護条例」（昭和51年3月東京都条例第25号）、「横浜市文化財保護条例」（昭和62年12月横浜市条例53号）、「大和市文化財保護条例」（昭和38年10月大和市条例第25号）及び「町田市文化財保護条例」（昭和52年4月町田市条例第30号）に基づく天然記念物	国特：特別天然記念物 天然：天然記念物 県天：神奈川県天然記念物 都天：東京都天然記念物 横浜天：横浜市天然記念物 大和天：大和市天然記念物 町田天：町田市天然記念物	「国指定文化財等データベース」（文化庁ホームページ 令和4年10月閲覧）ほか各自治体ホームページ
②	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年6月法律第75号）及び「絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律施行令」（平成5年2月政令第17号）に基づく生息地等保護区	生息：生息地等保護区	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」（平成5年2月政令第17号）
③	「自然環境保全法」（昭和47年6月法律第85号）	原生：原生自然環境保全地域 自然：自然環境保全地域	「自然環境保全地域」（環境省ホームページ 令和4年10月閲覧）
④	「神奈川県自然環境等保全条例」（昭和47年10月神奈川県条例第52号）	県自然：神奈川県自然環境保全地域	「神奈川県自然環境保全地域の指定状況」（神奈川県ホームページ 令和4年10月閲覧）
⑤	「東京における自然の保護と回復に関する条例」（平成12年12月東京都条例216号）	都自然：東京都自然環境保全地域	「保全地域の指定状況一覧」（東京都環境局ホームページ 令和4年10月閲覧）
⑥	「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成4年9月条約第7号）	自遺：自然遺産	「日本の世界自然遺産」（環境省ホームページ 令和4年10月閲覧）

表 3.2-21(2) 注目すべき生息地の選定基準

	選定基準	文献その他の資料	
⑦	<p>「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(ラムサール条約)(昭和55年9月条約第28号)</p>	<p>基準1:特定の生物地理区を代表するタイプの湿地、又は希少なタイプの湿地            基準2:絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地            基準3:生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地            基準4:動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地            基準5:定期的に2万羽以上の水鳥を支える湿地            基準6:水鳥の1種または1亜種の個体群で、個体数の1%以上を定期的に支えている湿地            基準7:固有な魚類の亜種、種、科の相当な割合を支えている湿地。また湿地というものの価値を代表するような、魚類の生活史の諸段階や、種間相互作用、個体群を支え、それによって世界の生物多様性に貢献するような湿地            基準8:魚類の食物源、産卵場、稚魚の生息場として重要な湿地。あるいは湿地内外における漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地            基準9:湿地に依存する鳥類に分類されない動物の種及び亜種の個体群で、その個体群の1%を定期的に支えている湿地</p>	<p>「日本のラムサール条約湿地—豊かな自然・多様な湿地の保全と賢明な利用—」(環境省 平成27年)</p>
⑧	<p>「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成14年7月法律第88号)</p>	<p>都道府県指定鳥獣保護区            国指定鳥獣保護区            特:特別保護地区            特指:特別保護指定区域</p>	<p>「令和3年度神奈川県鳥獣保護区等位置図」(神奈川県ホームページ 令和4年10月閲覧)及び「令和4年度東京都鳥獣保護区等位置図」(東京都ホームページ 令和4年10月閲覧)</p>
⑨	<p>「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」(環境省 平成28年4月)</p>	<p>基準1:湿原・塩性湿地、河川・湖沼、干潟・マングローブ林、藻場、サンゴ礁のうち、生物の生育・生息地として典型的または相当の規模の面積を有している場合            基準2:希少種、固有種等が生育・生息している場合            基準3:多様な生物相を有している場合            基準4:特定の種の個体群のうち、相当数の割合の個体数が生息する場合            基準5:生物の生活史の中で不可欠な地域(採餌場、産卵場等)である場合</p>	<p>「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」(環境省ホームページ 令和4年10月閲覧)</p>



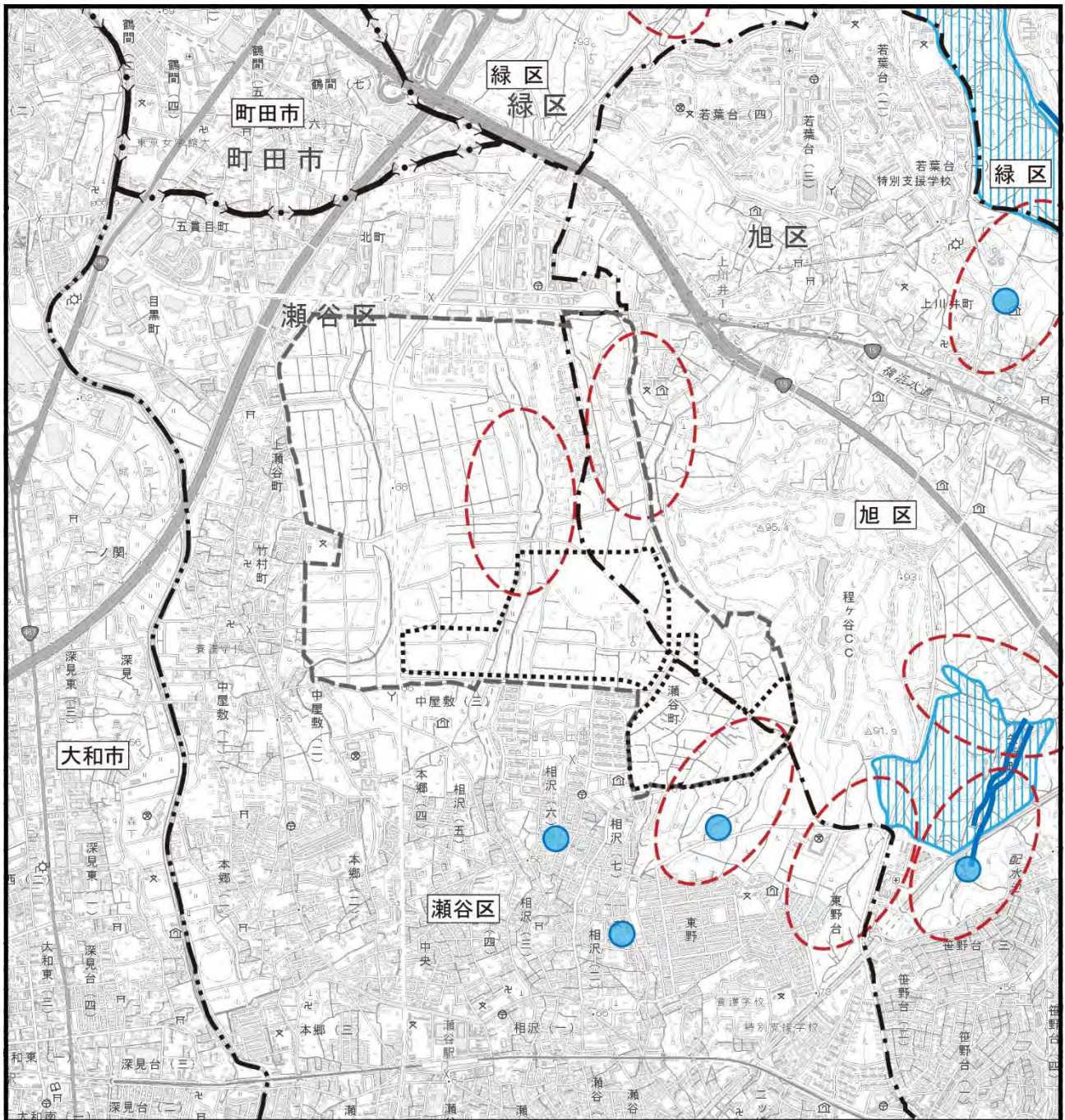
表 3.2-21(3) 注目すべき生息地の選定基準

選定基準		文献その他の資料
⑩	「重要野鳥生息地 (IBA)」(日本野鳥の会ホームページ 令和4年10月閲覧)	<p>A1: 世界的に絶滅が危惧される種、または全世界で保護の必要がある種が、定期的・恒常的に多数生息している生息地</p> <p>A2: 生息地域限定種 (Restricted-range species) が相当数生息するか、生息している可能性がある生息地</p> <p>A3: ある1種の鳥類の分布域すべてもしくは大半が1つのバイオーム※に含まれている場合で、そのような特徴をもつ鳥類複数種が混在して生息する生息地、もしくはその可能性がある生息地</p> <p>※バイオーム: それぞれの環境に生きている生物全体</p> <p>A4 i: 群れを作る水鳥の生物地理的個体群の1%以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト</p> <p>A4 ii: 群れを作る海鳥または陸鳥の世界の個体数の1%以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト</p> <p>A4 iii: 1種以上で2万羽以上の水鳥、または1万つがい以上の海鳥が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト</p> <p>A4 iv: 渡りの隘路にあたる場所で、定められた閾値を超える渡り鳥が定期的に利用するボトルネックサイト</p>
⑪	「生物多様性の保全の鍵になる重要な地域 (KBA)」(コンサベーション・インターナショナル・ジャパンホームページ 令和4年10月閲覧)	<p>危機性: IUCN のレッドリストの地域絶滅危惧種 (CR、EN、VU) に分類された種が生息/生育する</p> <p>非代替性: a) 限られた範囲にのみ分布している種 (RR)、b) 広い範囲に分布するが特定の場所に集中している種、c) 世界的にみて個体が一時的に集中する重要な場所、d) 世界的にみて顕著な個体の繁殖地、e) バイオリージョンに限定される種群</p>
⑫	「エコロジカルネットワーク形成に係る環境特性図」(横浜市環境保全局環境影響審査課 平成13年3月改定)	<p>「Key Biodiversity Area 生物多様性の保全の鍵になる重要な地域」(コンサベーション・インターナショナル・ジャパンホームページ 令和4年10月閲覧)</p> <p>「エコロジカルネットワーク形成に係る環境特性図」(横浜市環境保全局環境影響審査課 平成13年3月改定)</p>

表 3.2-22 動物の注目すべき生息地

選定基準	区分
⑫ 「エコロジカルネットワーク形成に係る環境特性図」	ホタル生息確認地域
	トンボ池等主なエコアップスポット(点のビオトープ)

資料: 「エコロジカルネットワーク形成に係る環境特性図」(横浜市環境保全局環境影響審査課 平成13年3月改定)



凡例

対象事業実施区域 ◄・●・► 都県界 - - - - 市界 - - - - 区界

土地区画整理事業実施区域

ホタル生息確認地域



トンボ池等主なエコアッススポット  
(点のビオトープ)



1:25,000

0 0.25 0.5 1 km

資料：「エコロジカルネットワーク形成に係る環境特性図」（横浜市環境保全局環境影響審査課 平成13年3月改定）

図 3.2-30 動物の注目すべき生息地



## (2) 植物の生育及び植生の状況

植物相及び植生状況は、調査区域及びその周辺を対象に、文献その他の資料により整理しました。

文献その他の資料による調査範囲は、表 3.2-23 のとおりです。

表 3.2-23 文献その他の資料による調査範囲（植物）

文献その他の資料	調査範囲
「神奈川県レッドデータブック 2022 植物編」（神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課 令和4年3月）	横浜市瀬谷区、旭区、緑区、大和市で確認された種を対象としました。
「大和市史 8（上）別編自然」（大和市 平成8年9月）	調査区域及びその周辺で確認された種を対象としました。
「横浜の川と海の生物（第15報・河川編）」（横浜市環境科学研究所 令和2年3月）	調査区域及びその周辺の調査地点で確認された種を対象としました。
「大和市の植物」（大和市教育委員会 平成3年3月）	調査区域内で確認された種を対象としました。

### ① 植物相の概要

調査区域及びその周辺の植物相の概要を、表 3.2-24 のとおり整理しました。維管束植物（シダ植物及び種子植物）1,009 種が確認されています。

表 3.2-24 文献により確認された植物

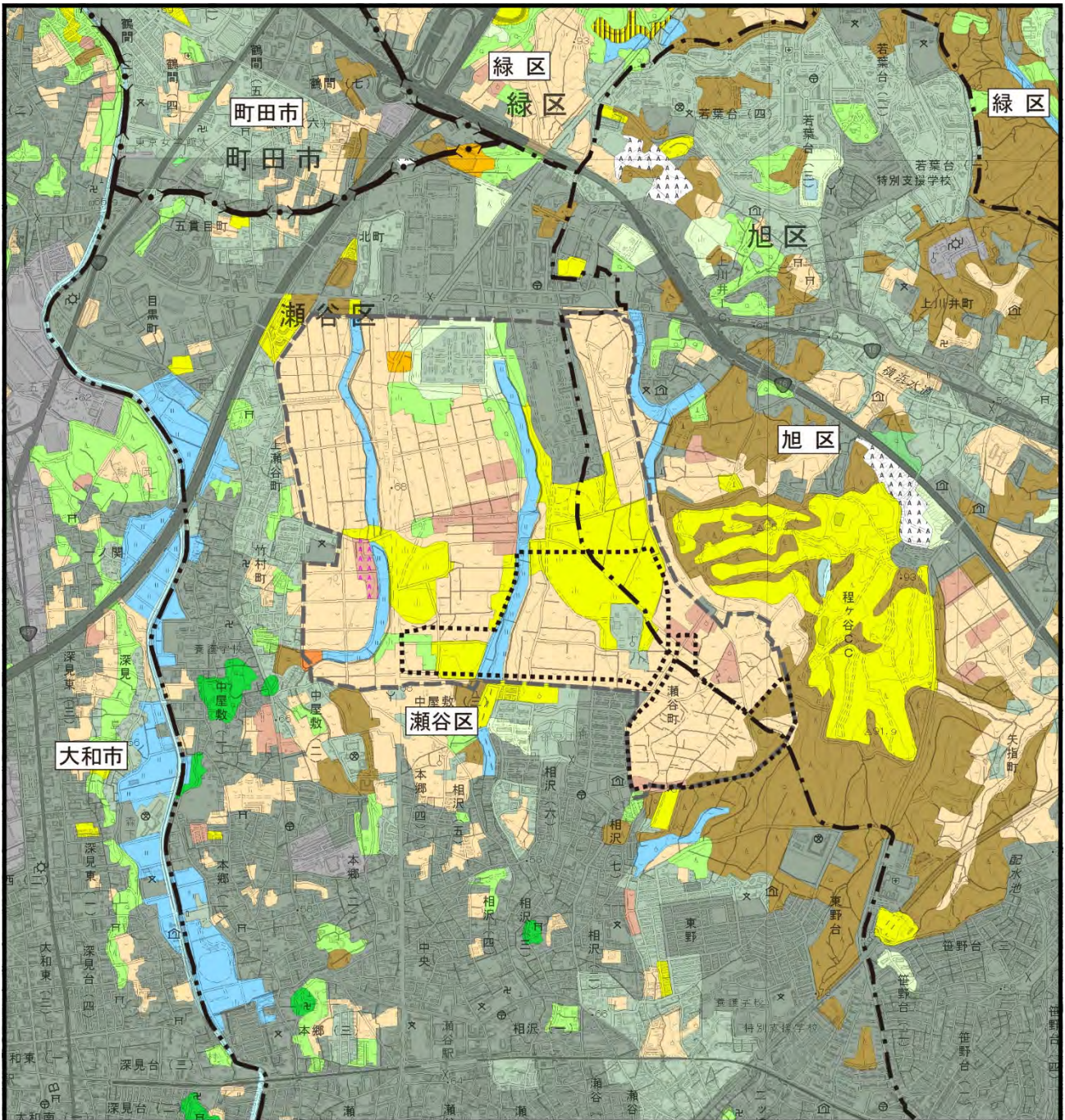
分類	主な確認種		
シダ植物	クラマゴケ、ミズニラ、スギナ、オオハナワラビ、ゼンマイ、キジノオシダ、ウラジロ、カニクサ、イヌシダ、ワラビ、ミズワラビ、イノモトソウ、トラノオシダ、コモチシダ、リョウメンシダ、ヤブソテツ、ベニシダ、イノデ、ハリガネワラビ、ヒメシダ、イヌワラビ、ノキシノブ、サンショウモ等 (85種)		
種子植物	裸子植物	イチヨウ、モミ、アカマツ、クロマツ、スギ、コウヨウザン、ヒノキ、サワラ、イヌガヤ、カヤ (10種)	
	被子植物	双子葉植物	オニグルミ、シダレヤナギ、ケヤマハンノキ、イヌシデ、スダジイ、クヌギ、シラカシ、コナラ、ケヤキ、カナムグラ、ウワバミソウ、カナビキソウ、ヤドリギ、ミズヒキ、ギシギシ、オシロイバナ、スベリヒユ、コハコベ、アカザ、ヒカゲイノコズチ、ホオノキ、サネカズラ、クスノキ、フサザクラ、カツラ、ニリンソウ、メギ、アケビ、ドクダミ、ヒトリシズカ、ウマノスズクサ、ヤブツバキ、オトギリソウ、ナズナ、ツルマンネングサ、ヤマアジサイ、ヤマザクラ、ネムノキ、ヤブマメ、ホドイモ、サイカチ、クズ、ハリエンジュ、シロツメクサ、カタバミ、ゲンノショウコ、エノキグサ、トウダイグサ、ユズリハ、ニガキ、センダン、ヒメハギ、ヌルデ、イタヤカエド、ムクロジ、アワブキ、ホウセンカ、モチノキ、ツルウメモドキ、ミツバウツギ、ナツメ、ヤブガラシ、カラスノゴマ、ゼニバアオイ、アオギリ、アキグミ、イイギリ、タチツボスミレ、アレチウリ、ミソハギ、オオマトヨイグサ、アオキ、ヤマウコギ、セリモドキ等 (419種)
		合弁花類	ギンリョウソウ、ナツハゼ、ヤブコウジ、コナスビ、カキノキ、エゴノキ、トウネズミモチ、フデリンドウ、ガガイモ、ヤエムグラ、ヒルガオ、ホタルカズラ、クサギ、アキノタムラソウ、ホオズキ、ワルナスビ、シソクサ、オオイヌノフグリ、キリ、ハグロソウ、ナンバンギセル、ハエドクソウ、ヘラオオパコ、スイカズラ、レンプクソウ、オミナエシ、ツリガネニンジン、ヨモギ、アレチノギク、アキノキリンソウ、ヒメジョオン、セイヨウタンポポ、カントウタンポポ、オオオナモミ、オニタバコ等 (244種)
	単子葉植物	ヘラオモダカ、オオカナダモ、リュウノヒゲモ、オオバギボウシ、ヒガンバナ、オニドコロ、コナギ、ヒオウギ、イ、ツユクサ、ヌカボ、スズメノテッポウ、メリケンカルカヤ、メヒシバ、チガヤ、ススキ、ツルヨシ、モウソウチク、シュロ、ウラシマソウ、アオウキクサ、ヒメガマ、カサスゲ、ピロードスゲ、ヒメクグ、タマガヤツリ、メリケンガヤツリ、ミョウガ、エビネ、ギンラン等 (251種)	
合計	1,009 種		

## ② 植生の概要

調査区域における現存植生図は図 3. 2-31 に、潜在自然植生図は図 3. 2-32 に示すとおりです。「潜在自然植生」とは、現存植生に加えられている人間の影響を一切停止した場合に、理論的にその立地に成立すると判定される自然植生を図化したものです。

対象事業実施区域の現存植生は、主に畑雑草群落、ゴルフ場・芝地及び水田雑草群落の他に、小規模な範囲でクヌギ-コナラ群集、スギ・ヒノキ・サワラ植林、果樹園、緑の多い住宅地等が分布しています。潜在自然植生としては、シラカシ群集・ケヤキ亜群集、シラカシ群集・典型亜群集及びハンノキ群落が成立するとされています。





**凡例**

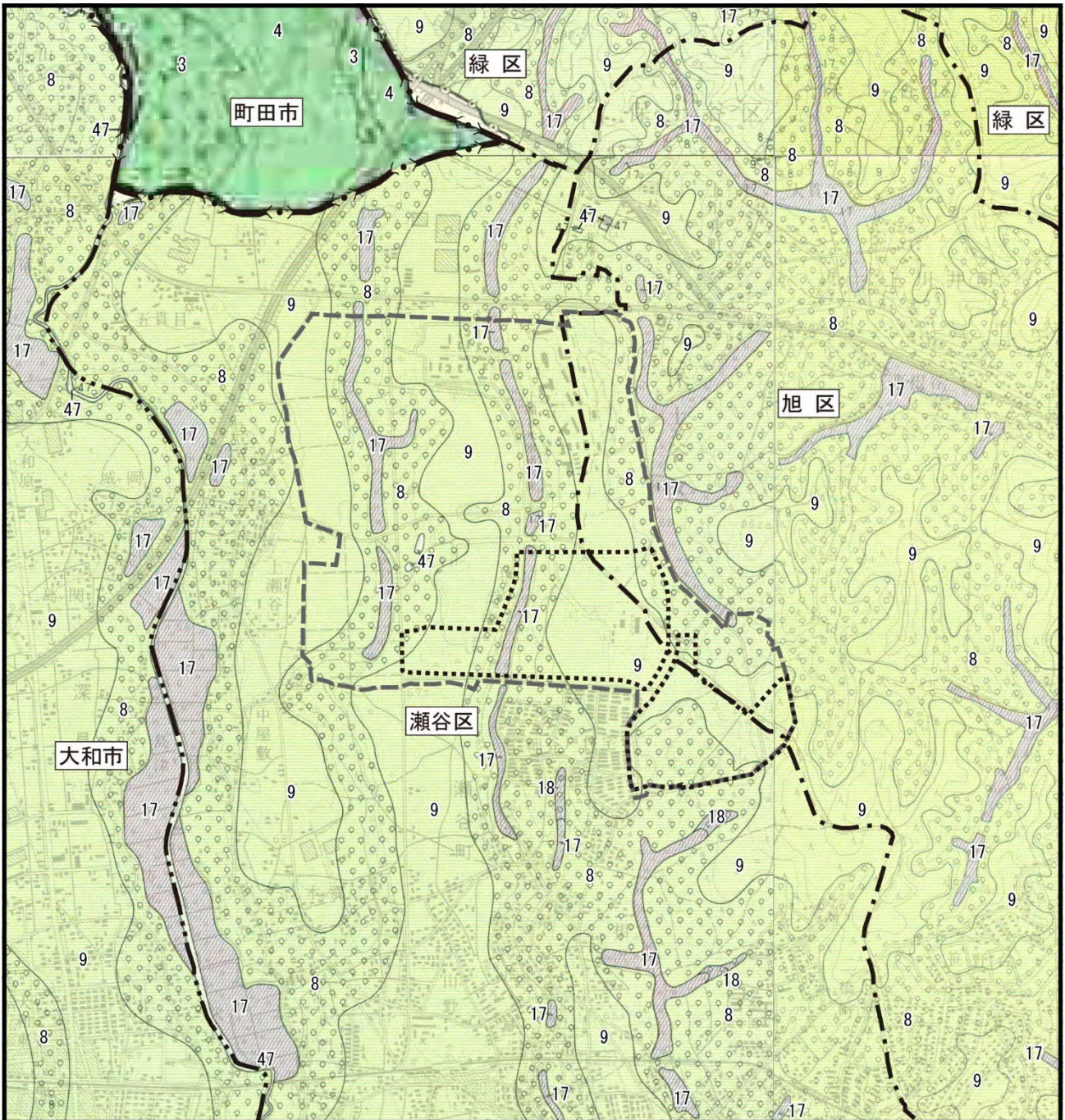
〰️ 都県界    〰️ 市界    〰️ 区界  
 〰️ 対象事業実施区域    〰️ 土地区画整理事業実施区域

<ul style="list-style-type: none"> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #00b050; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> シラカン群集</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #90ee90; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> シラカン屋敷林</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #90ee90; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> コナラ群落 (VII)</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #90ee90; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> クヌギ・コナラ群集</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #ffa500; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 低木群落</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #ffa500; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> チガヤーススキ群落</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #8b4513; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> スギ・ヒノキ・サワラ植林</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #ff8c00; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 竹林</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #ffff00; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> ゴルフ場・芝地</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #ffff00; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 牧草地</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #e0ffe0; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 路傍・空地雑草群落</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #f08080; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 果樹園</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #f08080; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 常緑果樹園</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #f5deb3; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 畑雑草群落</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #add8e6; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 水田雑草群落</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #808080; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 市街地</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #c8e6c9; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 緑の多い住宅地</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #e0ffe0; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 残存・植栽樹群をもった公園、墓地等</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #cccccc; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 工場地帯</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #cccccc; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 造成地</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #add8e6; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 開放水域</li> </ul>
--	---	--

資料：「第6回～第7回自然環境保全基礎調査」  
 (環境省 自然環境局 生物多様性センターホームページ 令和4年10月閲覧)

図 3.2-31 現存植生図

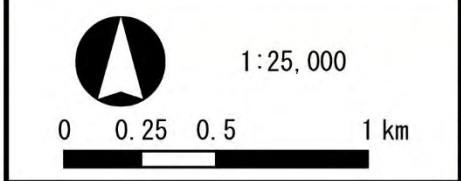




凡 例    —●— 都県界    - - - 市界    - · - · - 区界

⋯⋯⋯ 対象事業実施区域    - - - - 土地区画整理事業実施区域

- |  |               |  |            |
|--|---------------|--|------------|
|  | シラカシ群集・ケヤキ亜群集 |  | ハンノキ群落     |
|  | シラカシ群集・典型亜群集  |  | クヌギ・ハンノキ群落 |
|  |               |  | 開放水域       |



資料：「神奈川県潜在自然植生図」（神奈川県教育委員会 昭和50年3月）  
 「東京都潜在自然植生図」（東京都環境局ホームページ 令和4年10月閲覧）

図 3.2-32 潜在自然植生図



③ 植物の重要な種及び重要な群落

植物の重要な種及び重要な群落の選定基準は、表 3.2-25 のとおりです。

表 3.2-25(1) 植物の重要な種及び重要な群落の選定基準

選定基準		文献その他の資料	重要な種	重要な群落	
①	「文化財保護法」(昭和25年5月法律第214号)、「神奈川県文化財保護条例」(昭和30年4月神奈川県条例第13号)、「東京都文化財保護条例」(昭和51年3月東京都条例第25号)、「横浜市文化財保護条例」(昭和62年12月横浜市条例53号)、「大和市文化財保護条例」(昭和38年10月大和市条例第25号)及び「町田市文化財保護条例」(昭和52年4月町田市条例第30号)に基づく天然記念物	国特：特別天然記念物 天然：天然記念物 県天：神奈川県天然記念物 都天：東京都天然記念物 横浜天：横浜市天然記念物 大和天：大和市天然記念物 町田天：町田市天然記念物	「国指定文化財等データベース」(文化庁ホームページ 令和4年10月閲覧) ほか各自治体ホームページ	○	○
②	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月法律第75号)に基づく国内希少野生動植物等	国際：国際希少野生動植物種 国内：国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」(平成5年2月政令第17号)	○	
③	「環境省レッドリスト2020」(環境省 令和2年3月)の掲載種	EX：絶滅・・・我が国ではすでに絶滅したと考えられる種 EW：野生絶滅・・・飼育・栽培下でのみ存続している種 CR+EN：現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの CR：絶滅危惧IA類・・・ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの EN：絶滅危惧IB類・・・IA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの VU：絶滅危惧II類・・・絶滅の危険が増大している種 NT：準絶滅危惧・・・現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種 DD：情報不足・・・評価するだけの情報が不足している種 LP：絶滅のおそれのある地域個体群・・・地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの	「環境省レッドリスト2020の公表について」(環境省ホームページ 令和4年10月閲覧)	○	



表 3.2-25(2) 植物の重要な種及び重要な群落の選定基準

	選定基準	文献その他の資料	重要な種	重要な群落
④	<p>「神奈川県レッドデータブック 2022 植物編」(神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課 令和4年3月)</p> <p>EX: 絶滅・・・すでに絶滅したと考えられる種  EW: 野生絶滅・・・飼育・栽培下でのみ存続している種  CR+EN: 絶滅危惧Ⅰ類・・・絶滅の危機に瀕している種  CR: 絶滅危惧ⅠA類・・・ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種  EN: 絶滅危惧ⅠB類・・・ⅠA類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種  VU: 絶滅危惧Ⅱ類・・・絶滅の危険が増大している種  NT: 準絶滅危惧・・・現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種  減少: 減少種・・・かつては県内に広く分布していたと考えられる種のうち、生息地あるいは生息個体数が著しく減少している種  希少: 希少種・・・生息地が狭域であるなど生息環境が脆弱な種のうち、現在は個体数をとくに減少させていないが、生息地での環境悪化によっては絶滅が危惧される種  要注: 要注意種・・・前回、減少種または希少種と判定され、かつては広く分布していたのに、生息地または生息個体数が明らかに減少傾向にある種  注目: 注目種・・・生息環境が特殊なもののうち、県内における衰退はめだたないが、環境悪化が生じた際には絶滅が危惧される種  DD: 情報不足・・・評価するだけの情報が不足している種  不明: 不明種・・・過去に不確実な記録だけが残されている種  LP: 絶滅のおそれのある地域個体群・・・地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高い個体群</p>	<p>「神奈川県レッドデータブック 2022 植物編」(神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課 令和4年3月)</p>	○	
⑤	<p>「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」(神奈川県立生命の星・地球博物館 平成18年7月)に記載された植物群落(群落複合)</p> <p>群落複合: モザイク状に成立していたり、成帯構造をもつなど、隣接した植物群落をまとめてとらえることが相応しいと考えられる群落</p>	<p>「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」(神奈川県立生命の星・地球博物館 平成18年7月)</p>	○	○
⑥	<p>「横浜の植物」(横浜植物会 平成15年7月)</p> <p>Ex-A: 絶滅種 (Ex) のうち、分布域・分布量が限られた種  Ex-B: 絶滅種 (Ex) のうち、横浜市全域にみられた種  En-A: 絶滅寸前 (En) のうち、分布域・分布量が限られた種  En-B: 絶滅寸前 (En) のうち、横浜市全域にみられた種  V-A: 危急種 (V) のうち、分布域・分布量が限られた種  V-B: 危急種 (V) のうち、横浜市全域にみられた種  R: 準絶滅危惧種</p>	<p>「横浜の植物」(横浜植物会 平成15年7月)</p>	○	

表 3.2-25(3) 植物の重要な種及び重要な群落の選定基準

選定基準		文献その他の資料	重要な種	重要な群落
⑦	<p>「第2回自然環境保全基礎調査動植物分布図」(環境庁昭和56年度)、「第3回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書全国版」(環境庁昭和63年度)、「第5回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書」(環境庁平成12年3月)に掲載された特定植物群落</p> <p>A: 原生林もしくはそれに近い自然林                      B: 国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落または個体群                      C: 比較的普通に見られるものであっても、南限・北限・隔離分布等分布限界になる産地に見られる植物群落または個体群                      D: 砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの                      E: 郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの                      F: 過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であつても、長期にわたって伐採等の手が入っていないもの                      G: 乱獲、その他人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群                      H: その他、学術上重要な植物群落または個体群</p>	<p>「第2回自然環境保全基礎調査動植物分布図」(環境庁昭和56年度)、「第3回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書全国版」(環境庁昭和63年度)、「第5回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書」(環境庁平成12年3月)</p>		○
⑧	<p>「植物群落レッドデータ・ブック」(NACS-J, WWF Japan 平成8年4月)に掲載の植物群落</p> <p>4: 緊急に対策必要                      3: 対策必要                      2: 破壊の危惧                      1: 要注意</p>	<p>「植物群落レッドデータ・ブック」(NACS-J, WWF Japan 平成8年4月)</p>		○
⑨	<p>「1/2.5万植生図を基にした植生自然度について」(環境省平成28年)の1/50,000植生図に示される自然度10及び9の群落</p> <p>植生自然度10: 自然草原(高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区)                      植生自然度9: 自然林(エゾマツトドマツ群集、ブナ群落等、自然植生のうち低木林、高木林の植物社会を形成する地区)</p>	<p>「1/2.5万植生図を基にした植生自然度について」(環境省平成28年3月)</p>		○



ア. 重要な種

植物の重要な種は、「① 植物相の概要」の文献その他の資料で確認された種について、選定基準に基づき学術上又は希少性の観点から選定しました。その結果、重要な種は表 3.2-26 のとおり 66 科 189 種が確認されています。

表 3.2-26(1) 文献その他の資料による植物の重要な種

No.	分類	科名	種名	選定基準					
				①	②	③	④	⑤	
1	シダ植物	ミズニラ	ミズニラ			NT	VU	V-B	
2		ハナヤスリ	シチトウハナワラビ				NT		
3			ナツノハナワラビ					V-B	
4			コヒロハハナヤスリ				NT	V-B	
5		キジノオシダ	オオキジノオ				NT	En-A	
6			キジノオシダ				NT	En-A	
7		ミズワラビ	ミズワラビ				NT	En-A	
8		オシダ	シノブカグマ				EN		
9			メヤブソテツ					En-A	
10			ナチクジャク				CR	Ex-A	
11			サクライカグマ					En-A	
12			エンシュウベニシダ					V-A	
13			ワカナシダ				EN		
14			タニヘゴ				EN		
15			イヌイワイタチシダ				NT		
16			メシダ	ムクゲシケシダ				VU	En-A
17				コヒロハシケシダ				EN	
18		ウラボシ	マメヅタ					V-B	
19		サンショウモ	サンショウモ			VU	CR	En-B	
20	裸子植物	マツ	モミ					V-A	
21	被子植物	ヤナギ	ヤマナラシ					V-B	
22			双子葉植物	オオキツネヤナギ				EN	
23	離弁花植物	イラクサ	ナガバヤブマオ					En-A	
24			ムカゴイラクサ					V-B	
25			カテンソウ					V-B	
26			イラクサ					V-B	
27		ヤドリギ	マツグミ				NT		
28		タデ	サクラタデ					V-B	
29			ナガバノウナギツカミ				EX		
30		ナデシコ	フシグロセンノウ				VU		
31			ワダソウ				EN	En-A	
32		ヒユ	ヤナギイノコズチ				NT	Ex-A	
33		フサザクラ	フサザクラ					R	
34		キンポウゲ	イチリンソウ					En-B	
35			アズマイチゲ				NT	En-A	
36			オキナグサ			VU	EN	Ex-A	
37	ウマノアシガタ						V-B		
38	メギ	イカリソウ					En-B		
39	ツツラフジ	ツツラフジ					R		
40	スイレン	ヒツジグサ				EX			
41	ドクダミ	ハンゲショウ					V-B		
42	オトギリソウ	ミズオトギリ				EN			
43	ケシ	ヤマエンゴサク				NT	En-A		
44		ヤマブキソウ				VU			
45	アブラナ	マルバコンロンソウ					En-A		
46	ベンケイソウ	メノマンネングサ				EN			

表 3.2-26(2) 文献その他の資料による植物の重要な種

No.	分類	科名	種名	選定基準				
				①	②	③	④	⑤
47	被子植物	ユキノシタ	ノリウツギ					Ex-A
48	双子葉植物		タコノアシ			NT		V-B
49	離弁花植物	バラ	ヒロハノカワラサイコ			VU	VU	En-A
50			マメザクラ					En-A
51			ヤブザクラ			EN	EN	En-A
52		マメ	ホドイモ					V-B
53			レンリソウ				EN	Ex-A
54			イヌハギ			VU	VU	Ex-A
55			マキエハギ					V-B
56		フウロソウ	タチフウロ				EN	En-A
57		アワブキ	アワブキ					V-B
58		ツリフネソウ	キツリフネ					V-B
59		クロウメモドキ	クロツバラ				CR	En-A
60		ブドウ	サンカクヅル					En-B
61		スマレ	ヒカゲスマレ				NT	En-A
62		ミソハギ	ミズキカシグサ				EX	
63			ミズマツバ			VU	NT	En-B
64		アカバナ	オオアカバナ				CR	
65			ウスゲチョウジタデ			NT		
66		アリノトウグサ	アリノトウグサ					En-A
67		セリ	アシタバ					En-A
68			ホタルサイコ				CR	Ex-A
69			セントウソウ					V-B
70			セリモドキ				CR	En-A
71			ムカゴニンジン				CR	
72	被子植物	イチヤクソウ	シャクジョウソウ					En-A
73	双子葉植物		ギンリョウソウ					V-B
74	合弁花植物		イチヤクソウ					V-B
75		ツツジ	ヤマツツジ					V-B
76			ナツハゼ				NT	En-A
77		サクラソウ	ノジトラノオ			VU	CR	En-A
78			ヌマトラノオ				VU	
79			クサレダマ				VU	
80		リンドウ	リンドウ					V-B
81			コケリンドウ				VU	
82		ガガイモ	スズサイコ			NT	VU	En-A
83		アカネ	キヌタソウ					V-A
84			ヤブムグラ			VU	VU	V-B
85			ホソバノヨツバムグラ				VU	Ex-A
86		ムラサキ	ヤマルリソウ					En-B
87			ルリソウ				CR	En-B
88		シソ	カイジンドウ			VU	EX	Ex-A
89			ジュウニヒトエ					V-B
90			ツルカコソウ			VU	CR	Ex-A
91			キセワタ			VU	CR	Ex-A
92			ミゾコウジュ			NT		V-B
93			ヒメナミキ				VU	Ex-A
94		ナス	イガホオズキ					En-A
95		オオバコ	サワトウガラシ				VU	
96		ゴマノハグサ	シソクサ				VU	En-A
97			キクモ				NT	
98			ヒメトラノオ				CR	Ex-A
99			ゴマノハグサ			VU	EN	Ex-A



表 3.2-26(3) 文献その他の資料による植物の重要な種

No.	分類	科名	種名	選定基準				
				①	②	③	④	⑤
100	被子植物	ハマウツボ	シオガマガク				VU	
101	双子葉植物		ヒキヨモギ				VU	
102	合弁花植物	レンブクソウ	レンブクソウ					Ex-A
103		オミナエシ	オミナエシ					En-B
104		スイカズラ	マツムシソウ				EN	
105		キキョウ	ソバナ					En-A
106			サワギキョウ				EN	
107			キキョウ			VU	EN	Ex-A
108		キク	ノブキ					Ex-A
109			ヤマハハコ				VU	
110			カワラハハコ				VU	
111			ヒメシオン				EN	Ex-A
112			サワシロギク				EN	Ex-A
113			タウコギ					En-B
114			モミジガサ					V-B
115			コウモリソウ				VU	
116			ヒレアザミ				VU	
117			コヤブタバコ					V-B
118			タカアザミ				EN	En-A
119			サワヒヨドリ				EN	V-B
120			アキノハハコグサ			EN	CR	En-A
121			オグルマ				NT	
122			カセンソウ				VU	En-A
123			ノニガナ				NT	En-A
124			センボンヤリ					V-B
125			ミヤコアザミ				VU	
126			タカオヒゴタイ				VU	
127			キクアザミ				EN	
128			オカオグルマ				EN	
129			ハチジョウナ				VU	
130			ハバヤマボクチ				EN	
131			オナモミ				EN	
132	単子葉植物	オモダカ	トウゴクヘラオモダカ			VU	CR	En-B
133			マルバオモダカ				EX	
134		ヒルムシロ	ササバモ				NT	En-A
135			アイノコイトモ					En-B
136			ヤナギモ					En-B
137			リュウノヒゲモ			NT	VU	En-A
138			カワツルモ			NT		Ex-A
139		トチカガミ	サガミトリゲモ				NT	
140		ユリ	キジカクシ				VU	
141			カタクリ				VU	
142			コバギボウシ					En-B
143			ヤマアマドコロ				NT	
144			ユキザサ				NT	Ex-A
145			アマナ				NT	En-B
146		シュロソウ	シュロソウ				VU	
147		アヤメ	ヒオウギ				VU	
148			ノハナショウブ				EN	Ex-A
149			アヤメ				EX	

表 3.2-26(4) 文献その他の資料による植物の重要な種

No.	分類	科名	種名	選定基準					
				①	②	③	④	⑥	
150	単子葉植物	ホシクサ	イトイヌノヒゲ				EN		
151			イヌノヒゲ				CR		
152			ヒロハノイヌノヒゲ				NT		
153		イネ	イネ	ハネガヤ				EN	En-A
154				ミズタカモジグサ					En-B
155				ヤマアワ					V-B
156				キタメヒシバ				NT	
157				スズメガヤ				VU	
158				カモノハシ				EN	
159				ミノボロ				CR	En-A
160				キダチノネズミガヤ				VU	En-A
161				ヨコハマダケ				EN	
162				ヤマミゾイチゴツナギ					V-A
163				イヌアワ					V-B
164		ガマ	ヒメミクリ				CR		
165		カヤツリグサ	カヤツリグサ	エナシヒゴクサ					En-A
166				マツバスケ				VU	En-B
167				オオタマツリスゲ				CR	
168				ビロードスゲ					En-A
169	クジュウツリスゲ						CR		
170	ヌカスゲ							V-A	
171	オタルスゲ						VU		
172	クサスゲ						VU		
173	センダイスゲ						VU	En-A	
174	タガネソウ							V-B	
175	ツルナシコアゼガヤツリ						VU		
176	ハリイ						VU		
177	クログワイ							V-B	
178	シカクイ						NT		
179	クロテンツキ							V-B	
180	アゼテンツキ				VU				
181	メアゼテンツキ				VU				
182	コマツカサススキ				EN	En-A			
183	シズイ				EX				
184	タタラカンガレイ				CR				
185	コシンジュガヤ				EN				
186	ラン	ラン	エビネ			NT	NT	V-B	
187			キンラン			VU	NT		
188			サガミラン				NT		
189			クマガイソウ			VU	VU	En-B	
計	—	66 科	189 種	0 種	0 種	25 種	126 種	120 種	

注 1 : 種名及び配列は原則として、「植物目録」(環境庁 昭和 63 年 1 月)に準拠しました。

注 2 : 選定基準は前掲表 3.2-25 (p. 3-82~3-84 参照)に示すとおりです。

## イ. 重要な群落等

植物の重要な群落等としては、前掲表 3.2-25 (p. 3-82~3-84 参照) に示す法令や規制等の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から、天然記念物に指定されている樹木並びに重要な植物群落を選定し、それぞれ、表 3.2-27、表 3.2-28 及び図 3.2-33 に示しました。

なお、前掲表 3.2-25 (p. 3-82~3-84 参照) に示す「⑤「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」(神奈川県立生命の星・地球博物館 平成 18 年 7 月)に記載された植物群落(群落複合)」、「⑦「第 2 回自然環境保全基礎調査動植物分布図」(環境庁 昭和 56 年度)、「第 3 回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書全国版」(環境庁 昭和 63 年度)、「第 5 回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書」(環境庁 平成 12 年 3 月)に掲載された特定植物群落」及び「⑧「植物群落レッドデータ・ブック」(NACS-J, WWF Japan 平成 8 年 4 月)に掲載の植物群落」については、調査区域内では確認されませんでした。

調査区域には、表 3.2-27 のとおり、横浜市指定の天然記念物である日枝社のケヤキ、大和市指定の天然記念物であるハルニレ(なんじゃもんじゃの木)があります。

重要な群落として、植生自然度 10 及び 9 に該当する植生についても抽出しました。1/2.5 万植生図の統一凡例に対応する植生自然度は表 3.2-28 のとおりです。

調査区域には、植生自然度 10 に該当する植生はなく、植生自然度 9 に該当する植生として、シラカシ群集が確認されています。

対象事業実施区域内には、植物の重要な群落等は確認されませんでした。

表 3.2-27 天然記念物

選定基準	名称	区分
①天然記念物	日枝社のケヤキ	横浜天
	ハルニレ(なんじゃもんじゃの木)	大和天

注 1 : 選定基準は前掲表 3.2-25 (p. 3-82~3-84 参照) に示すとおりです。

資料 : 「横浜市行政地図情報提供システム(文化財ハマ Site)」(横浜市ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧)  
「大和市の指定文化財一覧」(大和市ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧)

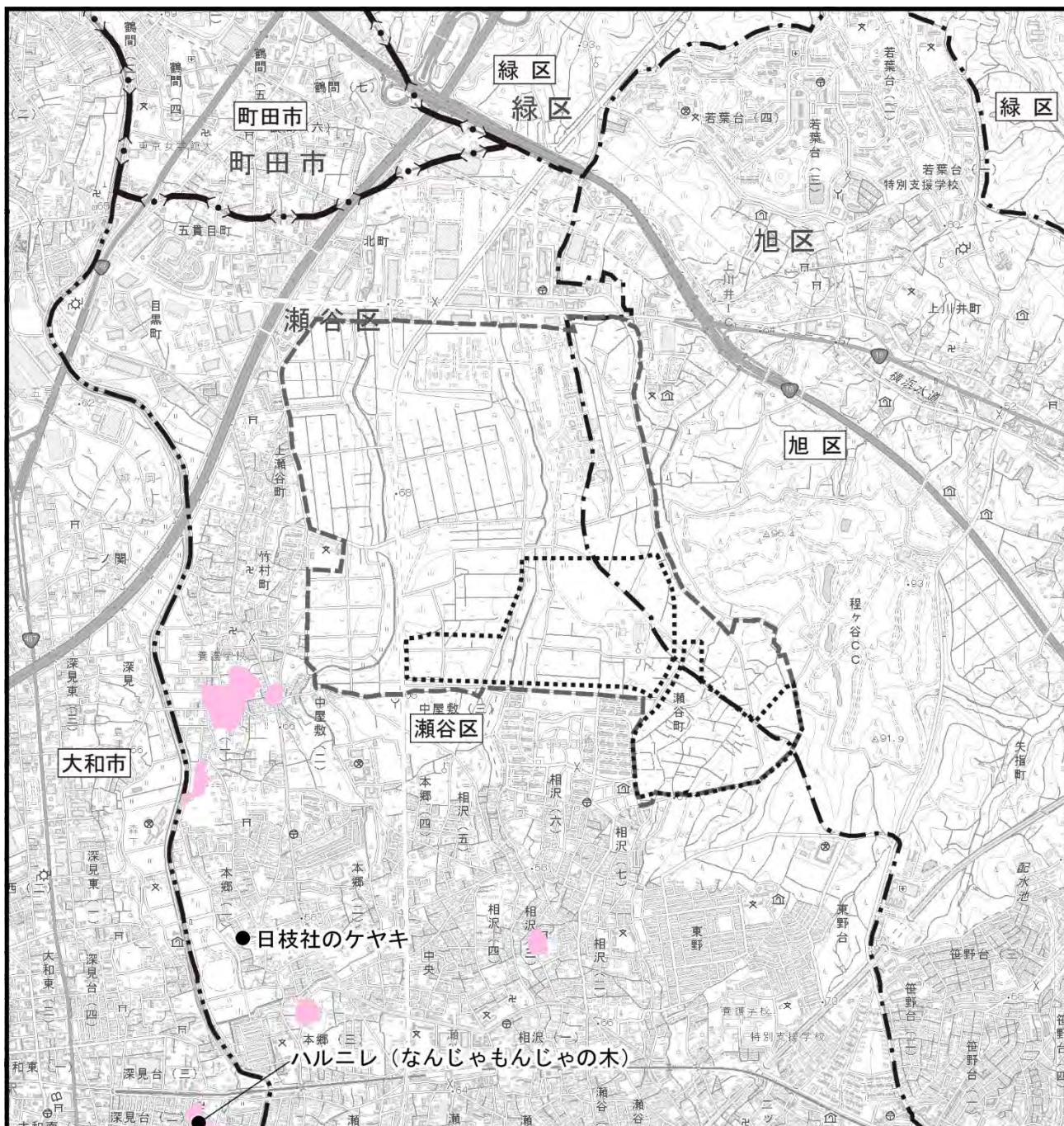
表 3.2-28 重要な植物群落

選定基準	植生区分	1/2.5 万植生図 統一凡例
⑨植生自然度 9 の自然林	ヤブツバキクラス域自然植生	シラカシ群集

注 1 : 選定基準は前掲表 3.2-25 (p. 3-82~3-84 参照) に示すとおりです。

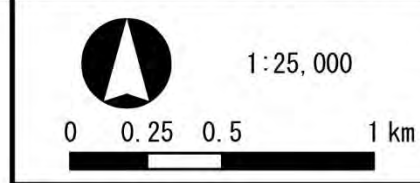
資料 : 「第 6 回~第 7 回自然環境保全基礎調査」(環境省 自然環境局 生物多様性センターホームページ 令和 4 年 10 月閲覧)





凡例

- 対象事業実施区域
- 土地区画整理事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 天然記念物
- 自然植生  
植生自然度9



資料：「横浜市行政地図情報提供システム（文化財ハマ Site）」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）  
 「大和市の指定文化財一覧」（大和市ホームページ 令和4年10月閲覧）  
 「第6回～第7回自然環境保全基礎調査」（環境省 自然環境局 生物多様性センターホームページ 令和4年10月閲覧）

図 3.2-33 重要な植物群落の分布位置図

ウ. 巨樹・巨木林等

調査区域における巨樹・巨木林及び名木古木の状況は表 3.2-29 に、分布図は図 3.2-34 に示すとおりです。

調査区域には、「第6回自然環境保全基礎調査」（環境省自然環境局生物多様性センターホームページ 令和4年10月閲覧）により選定された「巨樹・巨木林」が1本、一般社団法人日本樹木医会 神奈川県支部により選定された「名木」が2本、横浜市の名木古木保存事業における「名木古木」（情報公開されている樹木に限る。）が27本指定されています。

表 3.2-29 巨樹・巨木林及び名木古木等

【巨樹・巨木林（環境省実施 第6回巨樹・巨木林調査）】

行政区分	No.	樹種	推定年齢 (年)	樹幹 (cm)	樹高 (m)	枝張 (m)	株立 (本)
瀬谷区	1	ケヤキ	—	540	35	—	—

【名木（かながわの名木100選）】

行政区分	No.	名称	推定年齢 (年)	幹周 (cm)	樹高 (m)	枝下高 (m)
瀬谷区	2	日枝神社のケヤキ	320	628	37.7	11.5
大和市	3	深見神社のハルニレ	420	431	33.0	13.5

【名木古木（横浜市指定）】

行政区分	No.	所在地	樹種	樹齢 (年)	備考
瀬谷区	4	本郷三丁目 36-6	カヤ	460	
	5	本郷三丁目 36-6	タラヨウ	360	
	6	相沢三丁目 24-1	ケヤキ	300	
	7	相沢三丁目 24-1	ケヤキ	300	
	8	中屋敷一丁目 6-2	ケヤキ	234	
	9	中屋敷一丁目 3-2	ケヤキ	230	
	10	竹村町 1-14	イチヨウ	150	
	11	竹村町 1-14	タブノキ	300	
	12	竹村町 1-14	シダレザクラ	70	
旭区	13	上川井町 112	ヤブツバキ	240	群指定：群 16 本
	14	上川井町 147-1	カヤ	300	
	15	上川井町 846	ケヤキ	340	

注1：表中のNo. は図3.2-34（p.3-92）に対応しています。

注2：巨樹・巨木林については、「第6回自然環境保全基礎調査」（環境省自然環境局生物多様性センターホームページ令和4年10月閲覧）に記録のあるものとししました。

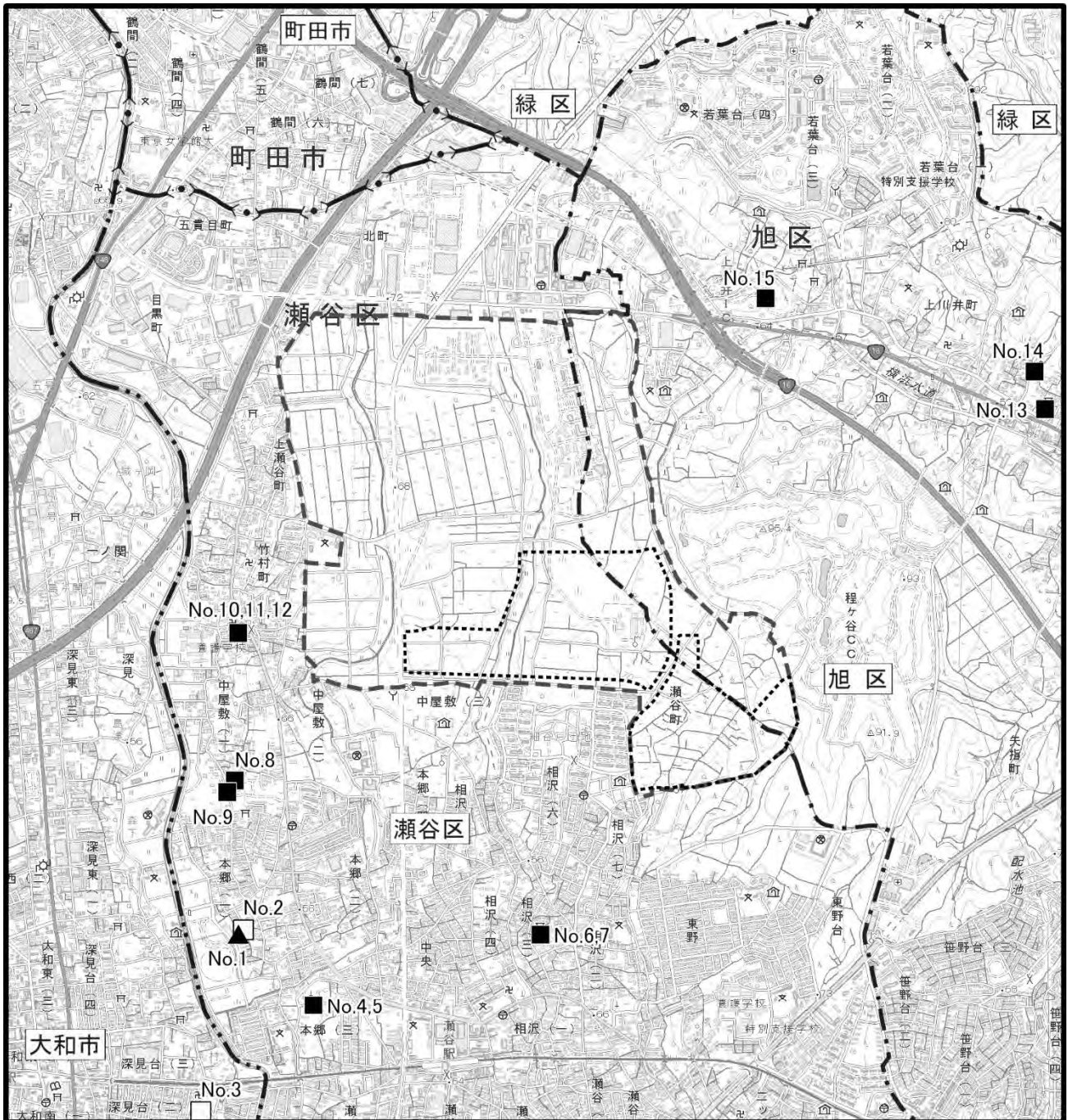
注3：町田市では、「町田市保護樹木」が指定されていますが、調査区域内には存在していません。

資料：「第6回自然環境保全基礎調査」（環境省自然環境局生物多様性センターホームページ 令和4年10月閲覧）  
「かながわの名木100選 樹木所在地一覧表」（一般社団法人 日本樹木医会 神奈川県支部ホームページ 令和4年10月閲覧）

「名木古木指定樹木一覧」（横浜市環境創造局 令和4年9月1日現在）

町田市都市づくり部公園緑地課へのヒアリング（令和4年9月実施）





凡 例

⋯⋯ 対象事業実施区域    ⋯⋯ 土地区画整理事業実施区域

—●— 都県界    - - - 市界    - - - 区界

- ▲ 巨樹・巨木林(環境省実施 第6回巨樹・巨木林調査)
- 名木(かながわの名木100選)
- 名木古木(横浜市指定)

注1: 図中のNo. は表3.2-29 (p.3-91) に対応しています。

資料: 「名木古木指定樹木一覧」(横浜市環境創造局 令和4年9月1日現在)

「かながわの名木100選 樹木所在地一覧表」(一般社団法人 日本樹木医学会 神奈川県支部ホームページ 令和4年10月閲覧)

「第6回自然環境保全基礎調査」(環境省自然環境局生物多様性センターホームページ 令和4年10月閲覧)

町田市都市づくり部公園緑地課へのヒアリング (令和4年9月実施)

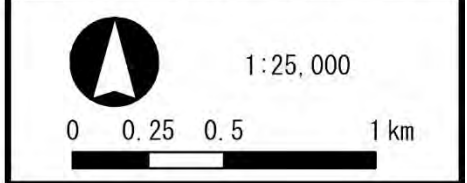


図 3.2-34 巨樹・巨木林及び名木古木等分布図



### (3) 生態系の状況

#### ① 環境類型区分

調査区域における環境類型区分の概要は表 3.2-30、その分布状況は図 3.2-35 のとおりです。

調査区域の植生は、樹林（自然植生）、樹林（代償植生）、草地（代償植生）、植林地・耕作地植生、市街地等、水域の6つの環境類型区分に分類されます。

対象事業実施区域の環境類型区分は主に植林地・耕作地植生となっています。

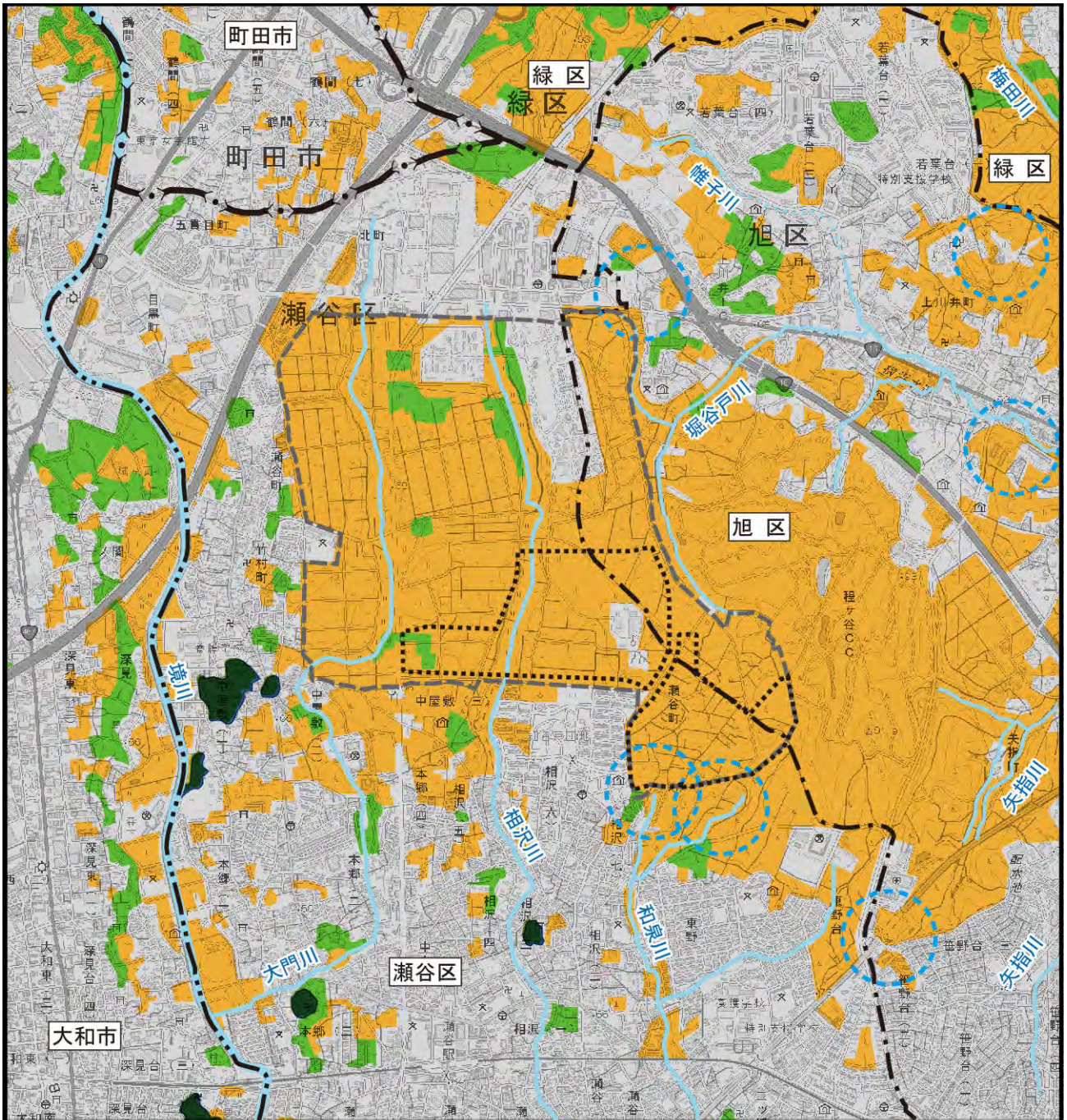
また、調査区域及び対象事業実施区域には、水域として河川及び湧水が存在します。

表 3.2-30 環境類型区分の概要

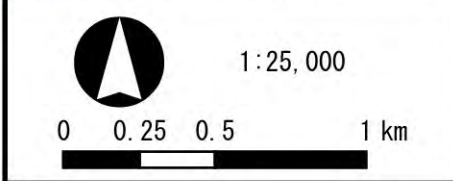
類型区分	主な地形	植生区分等
樹林（自然植生）	段丘	シラカシ群集
樹林（代償植生）	山地、段丘、低地	クヌギ・コナラ群集、低木群落、コナラ群落（VII）、シラカシ屋敷林
草地（代償植生）	山地	チガヤーススキ群落
植林地・耕作地植生	山地、段丘、低地	スギ・ヒノキ・サワラ植林、路傍・空地雑草群落、畑雑草群落、果樹園、牧草地、ゴルフ場・芝地、竹林、常緑果樹園、水田雑草群落
市街地等	段丘、低地	市街地、残存・植栽樹群をもった公園、墓地等、緑の多い住宅地、工場地帯、造成地
水域	水系	開放水域、河川、湧水

注1：植生区分は現存植生図凡例（前掲図 3.2-31（p.3-80 参照））によります。





- 凡 例
- 都県界
  - — 市界
  - - - 区界
  - ⋯⋯ 対象事業実施区域
  - ⋯⋯ 土地区画整理事業実施区域
  - 樹林 (自然植生)
  - 樹林 (代償植生)
  - 草地 (代償植生)
  - 植林地・耕作地植生
  - 市街地等
  - 水域
  - 湧水



資料:「第6回～第7回自然環境保全基礎調査」(環境省 自然環境局 生物多様性センターホームページ 令和4年10月閲覧)、「横浜市 河川図」(横浜市 平成23年3月)、「境川水系河川整備計画」(神奈川県・東京都・横浜市 平成27年4月)、「横浜の河川紹介(和泉川)」(横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧)、「横浜市内の湧水特性」(加藤良明、下村光一郎、飯塚貞男 平成20年3月)

図 3.2-35 環境類型区分



## ② 生態系の概要

地域の生態系（動植物群）を総合的に把握するため、文献その他の資料により確認された対象事業実施区域及びその周辺の環境類型、植生及び生物種から、生物とその生息環境の関わり、また、生物相互の関係について代表的な植生及び生物種を選定し、食物連鎖図として図 3.2-36 に概要を整理しました。

対象事業実施区域及びその周辺において、対象事業実施区域の東側から北東側にある山地には主に樹林が分布し、スギ・ヒノキ・サワラ植林、クヌギ-コナラ群集、コナラ群落（Ⅶ）が広がっています。対象事業実施区域及びその周辺の段丘・低地の地形では、主に市街地等や畑雑草群落、ゴルフ場・芝地、緑の多い住宅地等が広がり、シラカシ群集、クヌギ-コナラ群集、低木群落等の樹林が点在しており、河川等の開放水域もあります。

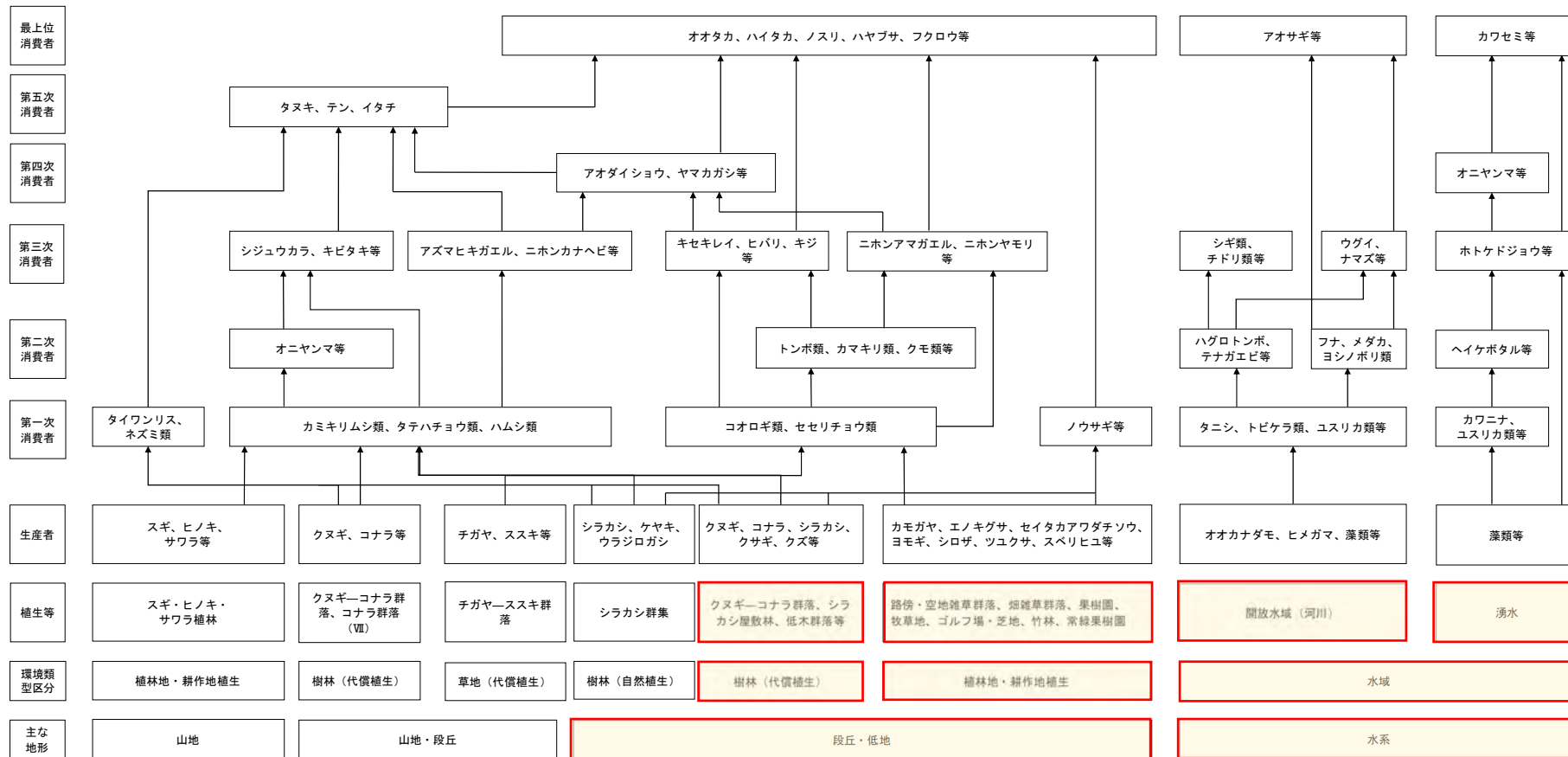
これらのことから、調査区域の生態系は、樹林環境（樹林（自然植生）、樹林（代償植生）、植林地・耕作地植生）と草地環境（草地（代償植生）、植林地・耕作地植生）を基盤に成立しているものと考えられます（前掲図 3.2-35（p.3-94）参照）。

陸生の生態系では、スギ・ヒノキ・サワラ植林、クヌギ-コナラ群集、シラカシ群集、畑雑草群落、牧草地等に生育する植物を生産者として、第一次消費者としてはカミキリムシ類やチョウ類、コオロギ類の草食性の昆虫類や、タイワンリス、ネズミ類、ノウサギ等の草食性の哺乳類が、第二次消費者としてはトンボ類、クモ類等の肉食性昆虫類等が生息します。また、第三次消費者としてはカラ類、ヒバリ、キジ等の鳥類、カエル類等の両生類、トカゲ類等の爬虫類が、第四次消費者としてはヘビ類等の爬虫類、第五次消費者としてはタヌキ、テン、イタチ等の雑食性又は肉食性の哺乳類が生息すると考えられます。さらに、これらを餌とする最上位の消費者として、オオタカ、ハイタカ、ノスリ、ハヤブサ、フクロウ等の猛禽類が生息すると考えられます。

水域の生態系では、開放水域（河川）の植生を基盤とするオオカナダモ、ヒメガマ等の植物を生産者として、第一次消費者としてはタニシ等の草食性の貝類等が、第二次消費者としてはハグロトンボやテナガエビ等の肉食性昆虫類等やフナ、メダカ、ヨシノボリ類等の魚類が、第三次消費者としてはウグイ、ナマズ等の魚食性の魚類やシギ類、チドリ類等の鳥類が生息します。さらに、これらを餌とするアオサギ等の大型鳥類が飛来すると考えられます。

また、水域の中でも特に湧水では、一年を通して水温がほぼ一定である特殊な環境であり、特殊な生態系が形成されています。湧水内の藻類を生産者として、第一次消費者としてはカワナやユスリカ類等の雑食性の底生動物等が、第二次消費者としてはヘイケボタル等の底生動物が、第三次消費者としては雑食性のホトケドジョウ等の魚類が、第四次消費者としてはオニヤンマ等の肉食性の底生動物が生息します。さらに、これらを餌とするカワセミ等の鳥類が飛来すると考えられます。





...対象事業実施区域が該当する部分

図 3.2-36 食物連鎖模式図

### ③ 重要な自然環境のまとまりの場

対象事業実施区域及びその周辺の自然環境について、重要な自然環境のまとまりの場を抽出しました。抽出された重要な自然環境のまとまりの場は表3.2-31及び図3.2-37のとおりです。

表3.2-31 重要な自然環境のまとまりの場

No.	重要な自然環境のまとまりの場		抽出理由
1	自然植生	植生自然度9（シラカシ群集）	環境省植生図におけるシラカシ群集に該当する植生です。
2	特別緑地 保全地区	追分特別緑地保全地区	「都市緑地法」（昭和48年9月法律第72号）第12条第1項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域です。
3		上川井町大貫谷特別緑地保全地区	
4		上川井町堀谷特別緑地保全地区	
5		上川井町中田谷特別緑地保全地区	
6		上川井町堂谷特別緑地保全地区	
7		上川井町露木谷特別緑地保全地区	
8		川井本町特別緑地保全地区	
9		川井特別緑地保全地区	
10		三保特別緑地保全地区	
11		本郷三丁目特別緑地保全地区	
12	生物多様性 保全上重要な 里地里山	三保・新治、川井・矢指・上瀬谷	環境省によって定められた生物多様性保全上重要な里地里山であり、「基準1：多様で優れた二次的自然環境を有する」、「基準2：里地里山に特有で多様な野生動植物が生息・生育する」及び「基準3：生態系ネットワークの形成に寄与する」に該当する地域です。
13	ホタル生息確認地域		1983年に横浜市公害研究所（現環境科学研究所）で行ったホタル分布調査に基づき、その後生息が確認された地域です。
14	トンボ池等主なエコアップスポット （点のビオトープ）		「エコロジカルネットワーク形成に係る環境特性図」（横浜市環境保全局環境影響審査課 平成13年3月改定）において示されている横浜市で把握している主なエコアップスポット（トンボ池や生き物サンクチュアリなど、生物の生息に配慮して整備したり改修した池・遊水地・せせらぎなどの小規模なビオトープ）です。
15	湧水	瀬谷市民の森1（和泉川周辺の窪地）（瀬谷区瀬谷町）	「横浜の河川紹介（和泉川）」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）及び「横浜市内の湧水特性」（加藤良明、下村光一郎、飯塚貞男 平成20年3月）において示されている調査区域内の湧水の分布状況です。
16		瀬谷市民の森2（和泉川周辺の窪地）（瀬谷区瀬谷町）	
17		－（旭区上川井町2053付近）	
18		－（旭区上川井町）	
19		－（旭区川井本町）	
20		－（旭区笹野台）	
21	緑の 10大拠点	川井・矢指・上瀬谷地区	「横浜市水と緑の基本計画（平成28年6月改定）」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）において「緑の10大拠点」として位置づけられている、横浜市内を流れる河川の源・上流域、中流域の、まとまりのある樹林地や農地、湧水や水辺など多様な自然や里山景観が残されている、生き物の生育・生息環境としても重要である地域です。
22		三保・新治地区	

注1：表中のNo. は図3.2-37に対応しています。

資料：「都市緑化データベース」（国土交通省ホームページ 令和4年10月閲覧）

「特別緑地保全地区」指定一覧（令和4年2月4日現在）（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）

「第6回～第7回自然環境保全基礎調査」（環境省 自然環境局 生物多様性センターホームページ 令和4年10月閲覧）

「生物多様性保全上重要な里地里山」（環境省ホームページ 令和4年10月閲覧）

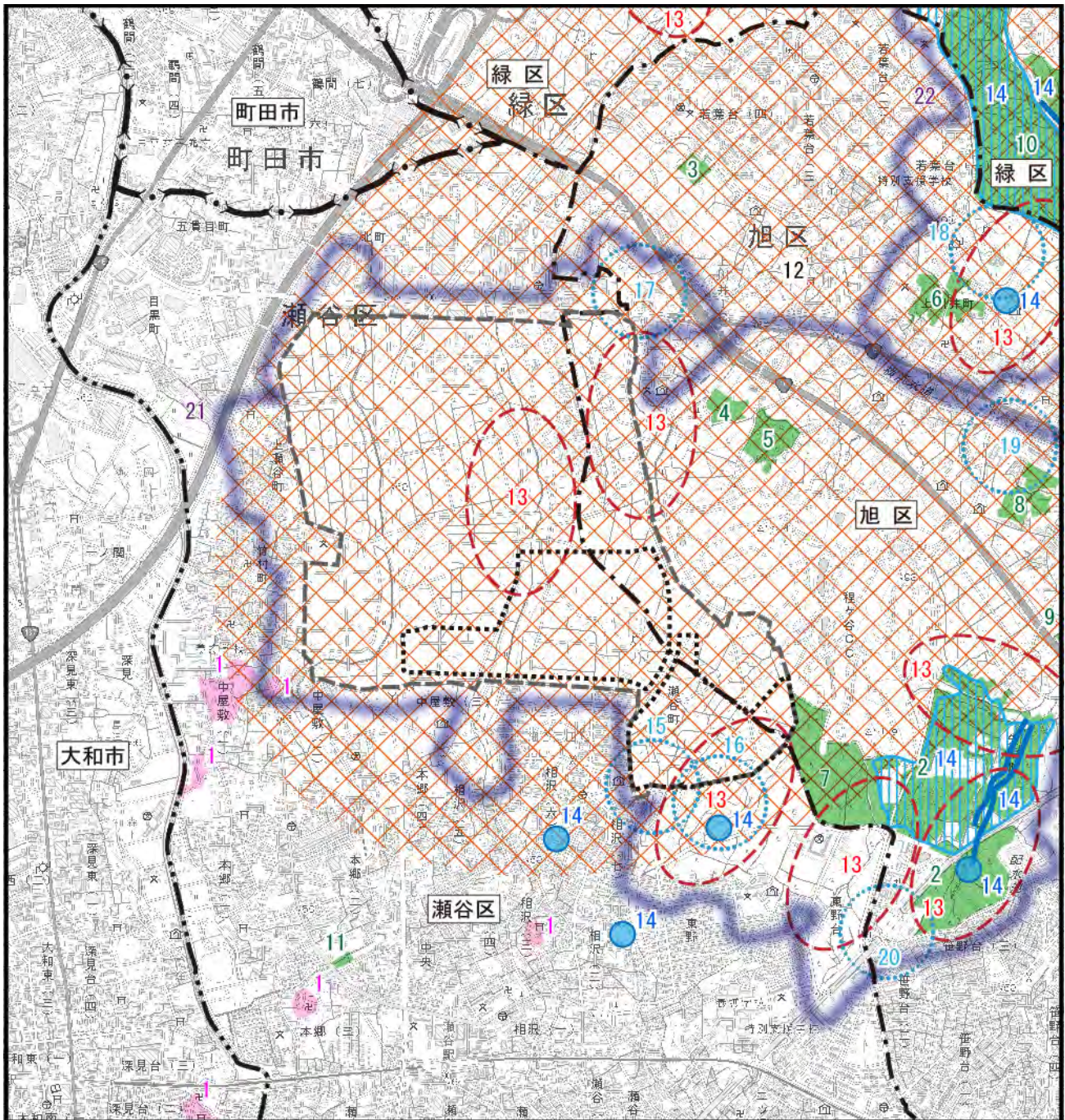
「エコロジカルネットワーク形成に係る環境特性図」（横浜市環境保全局環境影響審査課 平成13年3月改定）

「横浜の河川紹介（和泉川）」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）

「横浜市内の湧水特性」（加藤良明、下村光一郎、飯塚貞男 平成20年3月）

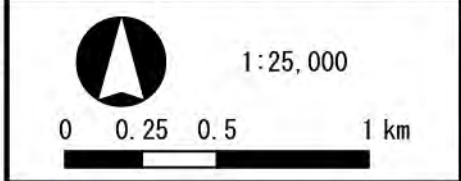
「横浜市水と緑の基本計画（平成28年6月改定）」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）





凡例

- 対象事業実施区域
- 土地区画整理事業実施区域
- 自然植生 植生自然度9
- 特別緑地保全地区
- 生物多様性保全上重要な里地里山
- ホタル生息確認地域
- トンボ池等主なエコアップスポット (点のビオトープ)
- 湧水の位置
- 緑の10大拠点



注1：図中の番号は表3.2-30に対応しています。

資料：「横浜市行政地図情報提供システム（文化財ハマSite）」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）、「大和市の指定文化財一覧」（大和市ホームページ 令和4年10月閲覧）、「第6回～第7回自然環境保全基礎調査」（環境省 自然環境局 生物多様性センターホームページ 令和4年10月閲覧）、「生物多様性保全上重要な里地里山」（環境省ホームページ 令和4年10月閲覧）、「エコロジカルネットワーク形成に係る環境特性図」（横浜市環境保全局環境影響審査課 平成13年3月改定）、「横浜の河川紹介（和泉川）」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）、「横浜市内の湧水特性」（加藤良明、下村光一郎、飯塚貞男 平成20年3月）、「横浜市水と緑の基本計画（平成28年6月改定）」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）、「横浜市建築局都市計画決定データ（地図情報レベル2500）」により作成

図 3.2-37 重要な自然環境のまとまりの場



### 3.2.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況

#### (1) 景観

##### ① 対象事業実施区域及びその周辺の景観の概況

対象事業実施区域及びその周辺の景観の概況は図 3.2-38 に示すとおりです。

対象事業実施区域の標高は、おおむね約 60m～80m の範囲にあり（前掲図 3.2-14 (p. 3-37) 参照）、なだらかな傾斜をもつ緑豊かな丘陵地、農用地を中心としたのどかな景観となっています。また、春には、海軍道路沿いの桜並木などが良好な景観を形成しています（図 3.2-40 (p. 3-105) 参照）。

対象事業実施区域の南東部に近接する地区には、瀬谷市民の森、追分市民の森、矢指市民の森、上川井市民の森などの横浜市としては貴重な緑豊かな森林地域が広がっています。また、対象事業実施区域の東側には、川井・矢指風致地区に指定された地域が広がっています（図 3.2-39 (p. 3-103) 参照）。同風致地区は、ゴルフ場、樹林地及び田畑が大半であり、屋敷林をもった良好な住宅地を含むすぐれた風致景観が残る区域で、南端部は良好な住宅地を形成しています。

一方、対象事業実施区域の北側は、土地区画整理事業実施区域の範囲内においては、対象事業実施区域と同様に農用地を中心としたのどかな景観となっておりますが、さらに北側には、準工業地域、工業地域、近隣商業地域などに指定されており、工場や幹線道路などによる人工的な景観となっています。また、西側や南側に隣接する地区は、住居系の用途地域や市街化調整区域となっています（「第 3 章 3.3.2 (2) ④都市計画に基づく用途地域」(p. 3-117 参照)）。

##### ② 主要な眺望点の分布及び概況

対象事業実施区域からおおむね 3 km の範囲には、展望台や峠の景観などの特筆すべき眺望点はありませんが、図 3.2-38 及び表 3.2-32 に示すような不特定多数の人が集まる要素を持った市民の森や公園などがあります。

##### ③ 景観資源の分布及び概況

対象事業実施区域における景観資源は、都市部としては貴重な農地景観や、東側には川井・矢指風致地区の緑地があります。また、周辺（調査区域内）では、西側に隣接する海軍道路沿いの桜並木などがあり、図 3.2-38 及び表 3.2-32 に示すとおりです。

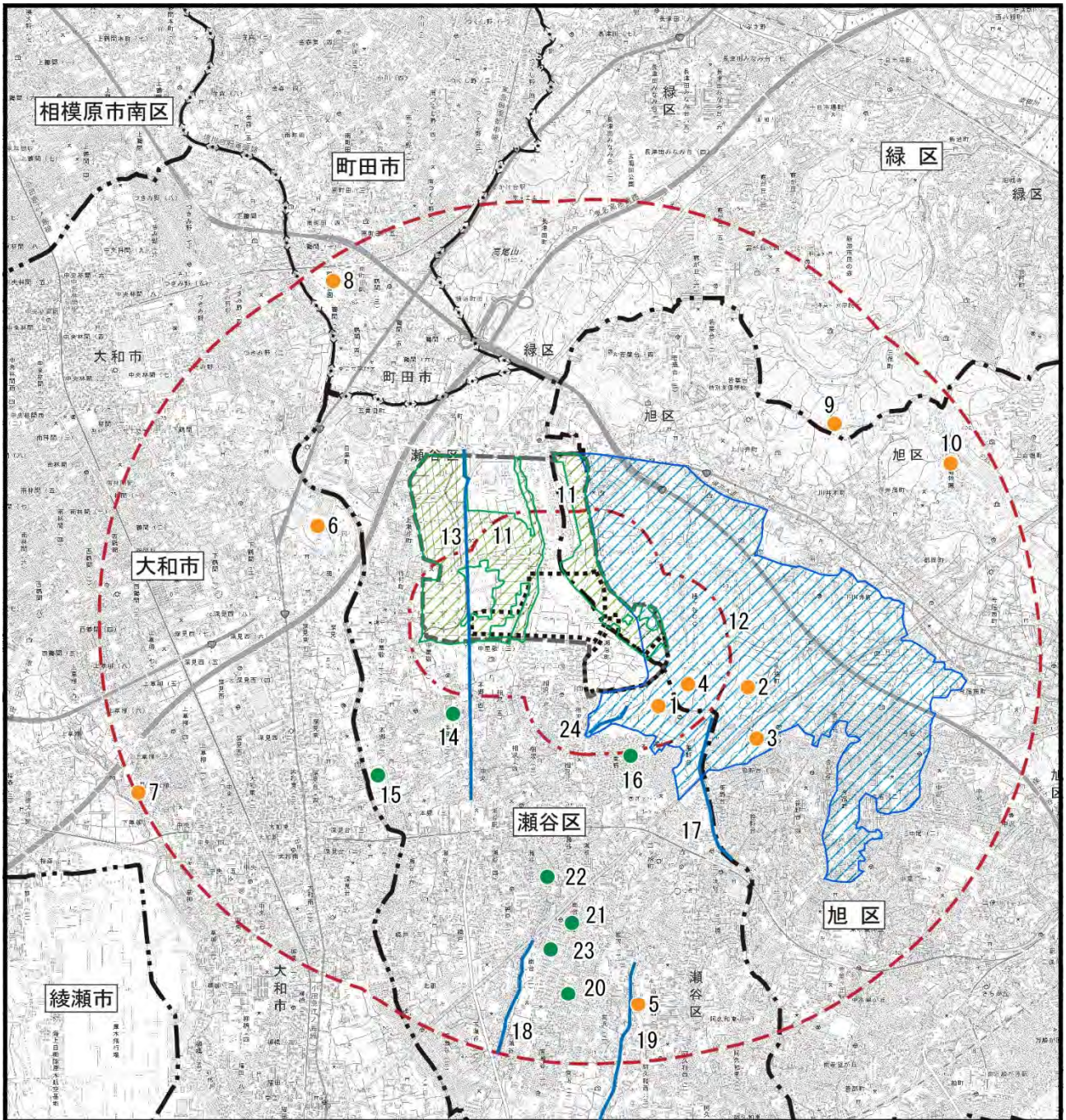
一方、対象事業実施区域からは遠景となりますが、富士山や丹沢の山並みについても、重要な景観資源といえます。

##### ④ 主要な眺望景観の概況

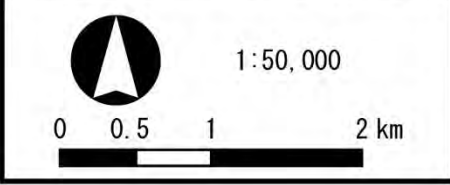
前述のように、対象事業実施区域及びその周辺は、なだらかな傾斜をもつ緑豊かな丘陵地、農用地を中心としたのどかな景観が中心となっており、住宅地や工場、高速道路などの人工的な景観も見られます。また、春には、海軍道路沿いの桜並木などが良好な景観を形成しています。

丹沢の山並みは対象事業実施区域においては西方向から西南西方向に眺望でき、富士山についてはその奥に、山頂部のごく一部が眺望できる状況です。





- 凡例
- ◀▶ 都県界
  - 市界
  - - - 区界
  - ⋯⋯ 対象事業実施区域
  - ⋯⋯ 土地区画整理事業実施区域
  - ⋯⋯ 調査範囲（計画区域から概ね3km圏）
  - ⋯⋯ 近景域（計画区域から概ね500m圏）
  - 主要な眺望点
  - 主要な景観資源



注1：図中の番号は、表 3.2-32 に対応しています。  
 注2：図に示す情報の出典は、表 3.2-32 と同様です。

図 3.2-38 主要な眺望点及び景観資源の状況

表 3. 2-32 主要な眺望点及び景観資源（対象事業実施区域からおおむね 3 km 圏）

区分	No.	名称	資料 <sup>注1</sup>
主要な眺望点 (人が集まる要素をもった地区)	1	瀬谷市民の森	①、②
	2	追分市民の森	②
	3	矢指市民の森	②
	4	上川井市民の森	②
	5	東山ふれあい樹林	①
	6	深見歴史の森（城山史跡公園）	④
	7	ふれあいの森	⑤
	8	鶴間公園	⑥
	9	三保市民の森	⑦
	10	よこはま動物園ズーラシア	⑧
主要な景観資源	11	旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域	⑨
	12	川井・矢指風致地区の緑地	⑩
	13	海軍道路沿いの桜並木	①
	14	瀬谷中央公園	①
	15	瀬谷本郷公園	①
	16	東野第一公園	①
	17	野境道路	①
	18	相沢川ウォーク	①
	19	東山・関ヶ原の水辺	①
	20	瀬谷第一公園	①
	21	瀬谷第二公園	①
	22	瀬谷第三公園	①
	23	南台公園	①
	24	瀬谷町小川アメニティ	⑪
	—	丹沢の山並み（遠景）	—
—	富士山（遠景）	—	

注 1：資料の番号は、下記の番号と対応しています。

注 2：表中の No. は図 3. 2-38 に対応しています。

資料：①「瀬谷の魅力情報発信サイト」（横浜市ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧）

②「「市民の森」指定一覧 横浜市」（令和 4 年 4 月 1 日現在）（横浜市ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧）

③「フィールドアスレチック横浜つくし野コース」（フィールドアスレチック横浜つくし野コースホームページ 令和 4 年 10 月閲覧）

④「大和市内の保全緑地」（大和市ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧）

⑤「大和市の観光スポット」（大和市ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧）

⑥「町田市 観光」（町田市ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧）

⑦「緑区 観光」（横浜市ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧）

⑧「旭区 区の紹介」（横浜市ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧）

⑨「横浜市水と緑の基本計画（平成 28 年 6 月改定）」（横浜市ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧）

⑩「横浜市風致地区一覧」（横浜市ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧）

⑪「小川アメニティ、せせらぎ緑道 一覧」（横浜市ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧）



### ⑤ 法令等による指定状況

「景観法」(平成16年6月 法律第110号)に基づく「横浜市景観計画」(横浜市 令和元年7月)、「大和市景観計画」(大和市 平成20年3月)及び「町田市景観計画」(町田市 平成21年12月)によれば、横浜市、大和市及び町田市の全域を景観計画区域と定めており、調査区域は、景観計画区域となっています。

なお、対象事業実施区域から3kmの範囲には、「景観法」(平成16年6月法律第110号)に基づく景観計画(景観推進地区)と、「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」(平成18年2月横浜市条例第2号)に基づく都市景観協議地区の指定はありません。

また、調査区域には、「都市計画法」(昭和43年6月法律第100号)第8条第1項第7号の規定により指定された風致地区があり、その指定の状況は、表3.2-33及び図3.2-39のとおりです。対象事業実施区域の南東の一部が、川井・矢指風致地区に指定されています。

表 3.2-33 風致地区指定状況

名称	面積 (ha)	地区の概要
川井・矢指風致地区 (第3種)	503	ゴルフ場を中心とし、樹林地及び田畑が大半を有し、屋敷林をもった良好な住宅地を含むすぐれた風致景観が残る区域で、南端部は良好な住宅地を形成しています。
新治・三保風致地区 (第3種)	590	市民の森を中心に市内有数の良好な自然環境が残されており、外周には若葉台、霧が丘等の良好な住宅地が形成される区域です。
新治・三保風致地区 (第4種)		

資料：「横浜市風致地区一覧」(横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧)

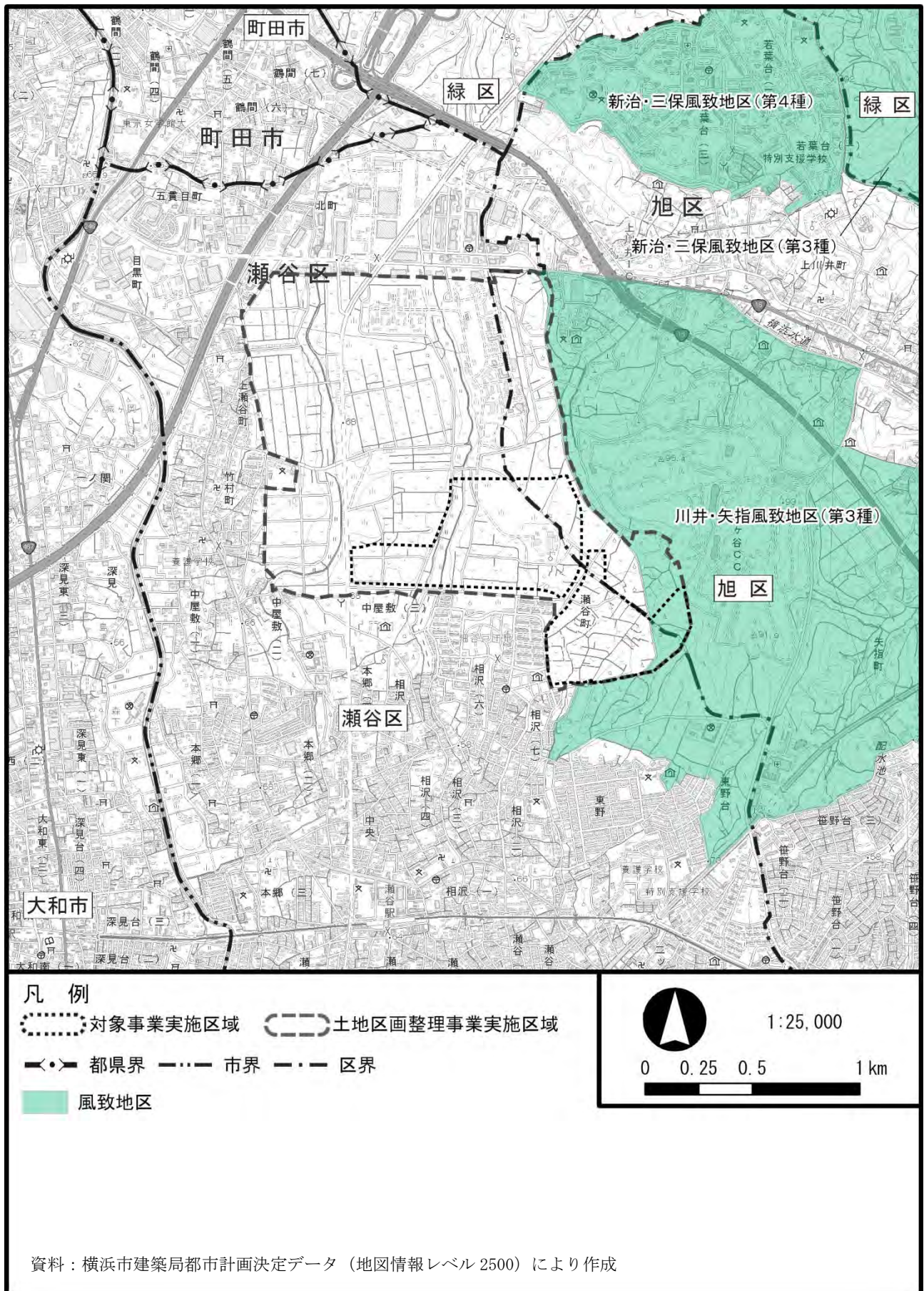


図 3.2-39 風致地区指定状況

## (2) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

### ① 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

調査区域の人と自然との触れ合い活動の場は、表 3.2-34 及び図 3.2-40 に示すとおりです。

ハイキングコースとしては、対象事業実施区域南西方向の鎌倉古道・上道（かみつみち）の瀬谷駅北側ルート沿いに「鎌倉古道 北コース」、対象事業実施区域南東方向の瀬谷駅から瀬谷市民の森をとおり、三ツ境駅までのルート沿いに「武相国境・緑の森コース」が存在します。また、森林浴や昆虫、植物、野鳥観察などができ、子どもも大人も楽しめる森林公園である瀬谷市民の森（19.1ha）が対象事業実施区域の南東側に存在します。

調査区域の中央をとおりる海軍道路をはじめ、瀬谷中央公園、瀬谷本郷公園、東野第一公園、野境道路は、桜の見どころスポットとなっています。

なお、市民の森については、「横浜みどりアップ計画（2019～2023）」（横浜市環境創造局政策調整部政策課 平成 30 年 11 月）に基づき、横浜市の緑化政策の一環として整備されているものです。

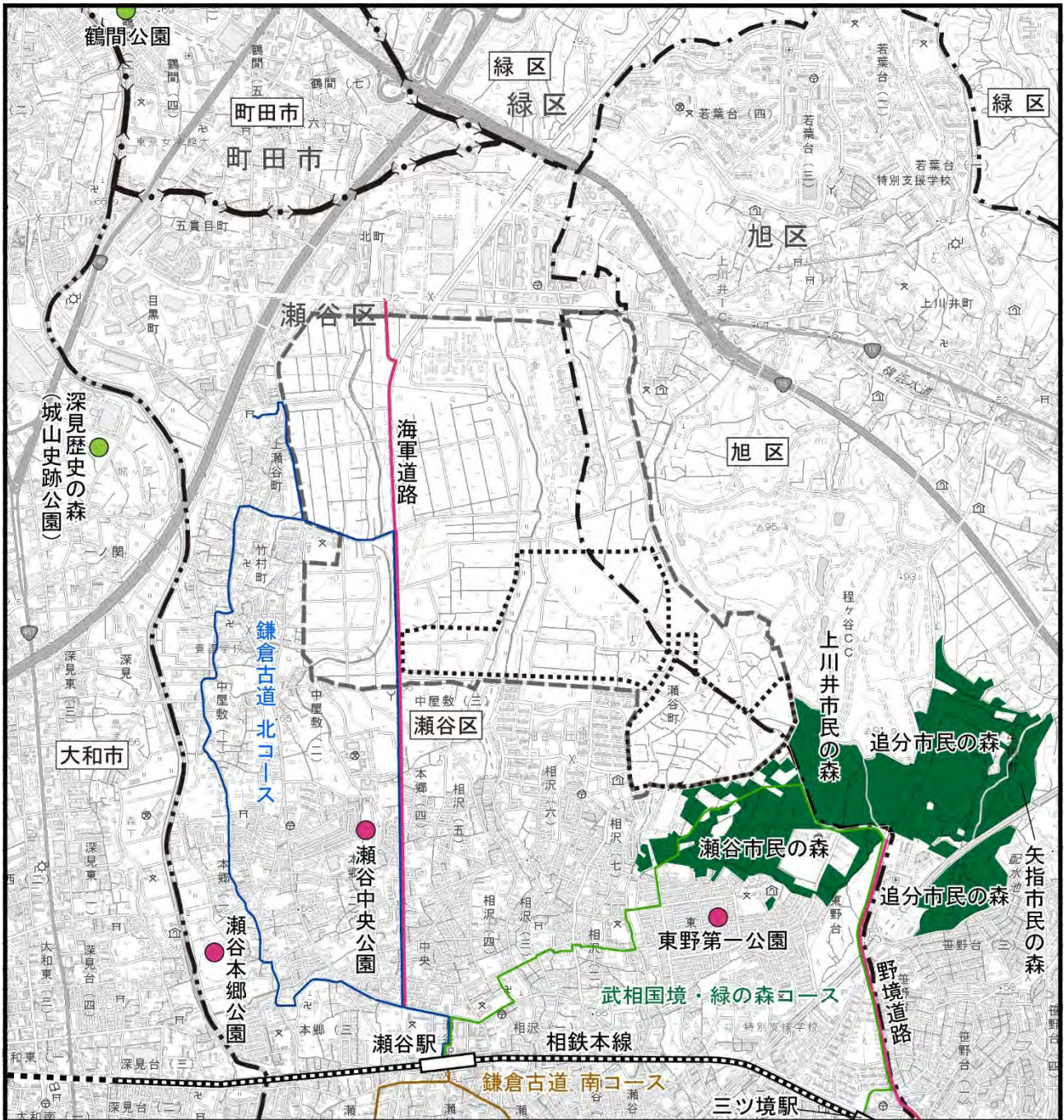
表 3.2-34 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

施設等名称		法令等による指定状況	資料 <sup>注1</sup>
瀬谷区	瀬谷市民の森	横浜市緑の環境をつくり育てる条例に基づく市民の森	①、②
	海軍道路の桜並木	—	③
	瀬谷中央公園	都市公園（近隣公園）	①
	瀬谷本郷公園	都市公園（地区公園）	①
	東野第一公園	都市公園（街区公園）	①
	鎌倉古道 北コース	—	①
	鎌倉古道 南コース	—	①
	野境道路	—	①
	武相国境・緑の森コース	—	①
旭区	追分市民の森	横浜市緑の環境をつくり育てる条例に基づく市民の森／一部が都市緑地法に基づく特別緑地保全地区	②
	矢指市民の森		②
	上川井市民の森		②
大和市	深見歴史の森（城山史跡公園）	大和市緑化の推進、緑の保全等に関する条例に基づく保全緑地	④
町田市	鶴間公園	都市公園（運動公園）	⑤

注1：資料の番号は、下記の番号と対応しています。

- 資料：①「瀬谷の魅力情報発信サイト」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）  
 ②「市民の森指定一覧（令和4年4月1日現在）」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）  
 ③「瀬谷ふるさと歴史さんぽ道ガイドマップ」（瀬谷区ホームページ 令和4年10月閲覧）  
 ④「伝えたい残したいやまとの景観」（大和市ホームページ 令和4年10月閲覧）  
 ⑤「町田市 観光」（町田市ホームページ 令和4年10月閲覧）





**凡例**

(---) 対象事業実施区域    ◀▶ 都県界    - - - 市界    - · - · - 区界  
 (---) 土地区画整理事業実施区域  
 (---) 相鉄本線 (..... 地下部分)    ■ 市民の森  
 (---) 駅    --- 桜の見どころスポット (並木型)  
 (---) ハイキングコース    ● 桜の見どころスポット (拠点型)  
    ● 公園

0    0.25    0.5    1 km  
 1:25,000

資料：「瀬谷の魅力情報発信サイト」(横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧)、「市民の森指定一覧(令和4年4月1日現在)」(横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧)、「瀬谷ふるさと歴史さんぽ道ガイドマップ」(瀬谷区ホームページ 令和4年10月閲覧)、「伝えたい残したいやまとの景観」(大和市ホームページ 令和4年10月閲覧)、「町田市 観光」(町田市ホームページ 令和4年10月閲覧)

図 3.2-40 人と自然との触れ合いの活動の場の分布状況

## ② 法令等による指定状況

対象事業実施区域及びその周辺には、「自然公園法」（昭和32年6月法律第161号）に基づく自然公園の指定区域や、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成4年9月条約第7号）に基づく世界遺産、文化庁により日本遺産に認定された地区はありませんが、特別緑地保全地区（前掲図3.2-37（p.3-98）参照）や桜の名所とされる都市公園、各市条例に基づく市民の森などがあります（前掲図3.2-40（p.3-105）参照）。

## ③ 野外レクリエーション等に係る計画等

「神奈川県観光振興計画」（神奈川県 平成31年3月）には、対象事業実施区域及びその周辺に係る計画は明記されていません。

なお、横浜市では、観光振興計画を策定していませんが、本事業に関連する計画としては、旧上瀬谷通信施設地区を会場とし、令和9年（2027年）3月～9月に国際園芸博覧会の開催を目指しています。